

長谷場氏略譜

長谷場氏ハ、閑院左大臣藤原冬嗣より出つ、冬嗣の長子を長良といひ、枇杷中納言と号す、長良の子遠經、其子良範、太宰少貳筑前守に任せらる、子純友、鎮守府將軍ニ任せられ、伊豫掾となる、純友の子直純、鹿兒島越前守と号す、薩・隅・日の三州ハ、上古南都春日社の社領たりしの故を以て、南都一乘院令下知、弁濟取納使職を命せらる、是より始めて鹿

兒島姓を称し、子孫純の字を用ひ、鹿兒島ニ住し、墓地ヲ長谷場邸内、今ノ福昌寺に定む、師純父直純の職を襲し、其子永純、十郎兵衛といふ、城郭を構へて東福司城と称す、今の城東福寺城と称ふるものこれなり、日州飢肥南郷・北郷及鹿兒島を治す、子遠純、十郎兵衛と称す、左衛門督、伊豫守となり、父か職をつく、其子行純ニ至り、鹿兒島より日州飢肥の両郷を宰す、長子經純、左エ門督、遠江權頭となり、肥前高来郡司を兼ね、有馬氏を称す、是即越前國丸岡伯爵有馬家の祖なり、次子忠純、出て、大村氏を樹つ、大村伯爵の祖是なり、子朝純、飢肥・鹿兒島・有馬を宰し、又日州櫛間院を宰す、櫛間院ハ今の福島なり、長子家純、父の後を受け、次子遠澄(有馬伯祖ナリ)、高来郡司となり、有馬氏を襲く、家純の子資純、父の職を襲き、南郡貳拾四箇村の中拾箇村を分ちて、他腹の嫡子國秀に与へ、拾四箇村及長谷場の地を以て、重代家督の分と定む、國秀、矢上伊豆守と称す、子忠良南朝ニ屬し、鹿兒島催馬寮

城ニ據り、義兵を挙げ、曆應三年八月、肝付兼重・長谷場秀純東福寺城を保ち、以て勢を助く、道鑑公東福寺城を攻む、忠良軍を發して之を助く、然れども城終ニ陥り、催馬棗城亦降る、忠長走りて肥前に至り、有馬氏に投ず、是の秋也、南風不競、西陲僅に菊池氏の存するあり、肝付・長谷場・矢上の義士舉て孤忠を

王室に樹て、奮闘激戦以て勇軍に抗す、然れども衆寡不敵、終に他郷に逃る、誠に慨すへき也、

(上段割書)

南朝ニ屬シ我一族秀純、矢上等ト北朝ニ抗シタルモノナルベシ、
旧書ニ長谷場十郎兵衛走廻り候者ニテ、元弘・建武ノ頃、直義朝臣ノ教書・証判數多アリ云々、是等書類存在セズ、或ハ没収セラレタルモノナラン、

此時代ニ南朝ニ屬シタル為メ、我カ傳領没収セラレ、島津ノ臣下トナレリ、嗚呼、世ハ尊氏ノ世トナリ、島津家鹿兒嶋ニ守護所ヲ構ヘラレ、御館ヲ造リ、御勤座ヲ申請ケ奉レリ、

秀純ハ一族矢上等ト南朝ニ屬シ、日州ニ赴シナリ、

資純の子國純の父の命を奉し、拾四箇村及び長谷場

の地を請け、虎口讒言ありと雖も、兄弟水魚の思をなし、千秋違背なき旨を誓ふ、櫛間院・鹿兒島・南北両郷を治すること旧の如し、子宗純、鹿兒島・肥・櫛間院三郡司となり、其子純連、三郡司たること旧の如し、純連の子鹿兒島六郎と稱す、元久公に忠事す、公字を賜ひて久純といふ、公久純に望む所あり、久純即住城東福司並に長谷場居屋敷を上る、

應永元年申戌、公玉龍山福昌寺を建立し、石屋大和尚を住せしめ、田祿を寄す、凡そ此辺を長谷場と稱し、内之丸川筋小路を長谷場と唱ふ、斯の如き由縁あるを以て、福昌寺住持如岳和尚も長谷場に疎意あるへからすとの墨付を与へられたり、久純ノ子秀純ト云フ、二子アリ、長を則純といひ、次を在天和尚といふ、是石屋和尚より四代の住職なり、蓋福昌寺ハ開山石屋和尚ヨリ右名字ノ地ハ今寺地是ナリ、去ル程ニ家ノ者出家トナルトキハ、衣食共ニ末代迄モ寺家ノ恩タルベキコト開山御掟承ル處ナリ、則純の子治純、六郎兵部少輔越前守と稱す、子貞純、其子

慶純弓馬を以て名あり、慶純の弟純里、治部少輔備前守となる、是即出水の長谷場氏ノ祖にして、純里の玄孫純房、弥七郎といふ、十六歳にして、筑前岩屋城に座陣す、^(出)是申木野長谷場氏ニシテ、今衆議院議長長谷場純孝氏の祖とす、慶純の長子孝純、兵部少輔越前守と称す、市来城攻略の時、一向導となりて功あり、忠良・貴久二公より感賞を享く、次子匡純、佐渡守となる、是を加治木長谷場の祖とす、孝純の子治純、兵部少輔長門守と号す、二子あり、長を宗純といひ、次を純時といふ、宗純字弥四郎、兵衛少輔越前守と号す、父子三人義弘公に忠事す、永祿九年十月十五日、日州小林城を攻めて奮戦苦闘し、父治純は面に鎗創を蒙り、宗純は左手に槍疵を受く、宗純年正三二十有一、弘治九年三月、菱刈隆秋曾木城を攻めんと謀る、伯圃公軍を發して之に備ふ、隆秋軍を分ちて永福寺を攻む、宗純等迎へ戦ふ、宗純(弥四郎)鉄砲を放ち、其の將を撃殺す、隆秋か軍動揺し、終に破れて大口に還る、天正六年十月、豊

後の國主大友義鎮(宗麟)・其子義續等八万余人を率ゐて、日州縣故壘に屯す、其月二十五日、義久公大軍を率ゐて、鹿兒嶋より日州に至る、忠平公は飯野を發し、新納院財部に入り、歩卒六百餘人を路傍に伏せて、豊州軍を襲ふ、豊軍敗走して松山營に入る、此時宗純の弟純時奮戦して死す、年正三十有九、同月十二日、豊軍二十万騎播鞞天ニ震ひ、鯨波地を動かして来る、我軍少勢なりしと雖、張良之秘計を顕はし、大ニ豊軍を破る、殺傷筭なし、宗純敵二人を討ち取、両馬を奪ひて乗り、七里の間、伏屍を踏破して、美々川ニ至る、同八年十月、東肥矢崎城陥る、城主中村一太夫刎死す、宗純鎗創を蒙ること三箇所、而も敵一人を生捕し、勇氣益奮ふ、又竹迫の住人合子藏人追討に際し、特に忠勤を抽んす、連戦毎に殊功を樹つ、故ニ義弘公の上意ニ、長谷場ハ忠之上之忠を仕れりと嘉賞せられ、同席にありし薩の勇將新納武藏守亦忝祝儀を述ふ、以て武門の誉とするに足る、序て十二町村の地頭職に任せらる、天正十

四年七月、義久公筑紫上野守廣門を筑前國勝尾城に攻む、道限代の大河あり、我軍望見して舟楫を待つ、宗純慨然として、薩州吉野の大鹿毛の馬に乗り、一鞭高く秋風に嘶きて過る、三運軍為めに震ひ、共に先を争ひて進む、義久公益其勇を褒賞す、宗麟の被官高橋紹運岩屋城に據る、我軍包圍す、紹運雄略絶倫、能く兵を用ふ、我軍大に困む、然れとも屑とせず攻戦愈急なり、紹運力究り、櫓に上り自刎して死す、宗純所功あり其他大小數十戦、屢々戦功を樹つる、宗純文學の嗜好あり、長谷場越前日誌を著す、翰遊集と称ふるもの即是なり、之を中興の祖とす、宗純の子実純、十郎兵エと称す、義久・家久二公に従ひ、朝鮮を征す、時に年十有七歳、泗川に在陣し、明の大兵に抗し、少年の身を以て、数々功を表はし、家名を擧ぐ、実に乃夫に負かす、実純男子なし、串木野長谷場純房の嫡子純正を實純息女三智養子トス、純正、家久・光久二公に歴仕し、有馬陣には普請奉行となり、郷國にありては、御兵具奉行、御吟味役

となり、万治元年、日州松山の地頭となり、同二年、琉球國押奉行となり、六月、任を全ふして帰國す、後日州真幸吉田地頭となり、治績大に擧る、純正息女子申(本)加野長谷場家純秀之嫡子純堯を智養子トス、其後代を傳ふること合せて三十八、

長谷場文書目錄

例言

- 一 本巻に収められた「長谷場文書」中の文書を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日のうち、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆については底本に従って「」（墨書）又は「」（朱書）で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは（ ）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

長谷場文書 卷一

| 番号 | 年 | 月 | 日 | 文書名 | 番号 | 年 | 月 | 日 | 文書名 | | |
|------|----|----|-----|-----|--------------|--------|---------|---------|-----|----------|---------------|
| 一 | 正和 | 二年 | 五月 | 七日 | 伴宗兼田地売券 | 二〇 | 曆応 | 三年 | 八月 | 十九日 | 沙弥貞阿売券 |
| 二 | 元応 | 二年 | 八月 | 三日 | 沙弥阿妙讓狀 | 二一 | 康永 | 三年 | 十月 | 三日 | 一乘院政所下文 |
| 三 | 建武 | 四年 | 四月 | 廿九日 | 長谷場久純軍忠狀 | 二二 | 康永 | 四年 | 三月 | 十六日 | 一乘院留守下文 |
| 四 | 天福 | 二年 | 三月 | 十八日 | 僧俊実園田曳文案 | 二三 | 康永 | 三年 | 十月 | 八日 | 一乘院僧琳乘宛行狀 |
| 五 | 寛喜 | 三年 | 九月 | 廿日 | 僧智恵讓狀案 | 二四 | (貞和 二年) | 八月 | 六日 | 一乘院僧琳乘申狀 | |
| 六 | 承久 | 二年 | 八月 | 十日 | 日下部太子園借文案 | 二五 | 康永 | 三年 | 十月 | 三日 | 一乘院政所下文 |
| 七 | 建曆 | 三年 | 四月 | | 僧智恵愁狀案 | 二六 | 康永 | 三年 | 十月 | 八日 | 一乘院僧琳乘宛行狀 |
| 八 | 承元 | 二年 | 三月 | 十八日 | 平氏女園田売券案 | 二七 | 康永 | 四年 | 三月 | 十六日 | 一乘院留守下文 |
| 九 | 承元 | 二年 | 三月 | 三日 | 地頭所下文案 | 二八 | 貞和 | 二年 | 十月 | 五日 | 長谷場久純外八名連署契狀 |
| 一〇 | 建久 | 八年 | 三月 | 二日 | 藤井正弘園田借文案 | 二九 | 貞和 | 三年 | 八月 | 十八日 | 永成奉書 |
| 一一 | 承安 | 三年 | 閏 | 十二月 | 七日 | 僧兼賢置文案 | 三〇 | (貞和 二年) | 八月 | 六日 | 一乘院門跡覚実御教書 |
| 一二 | 永曆 | 二年 | 三月 | | 僧兼賢愁狀案 | 三一 | (貞和 二年) | 八月 | 七日 | 一乘院僧琳乘奉書 | |
| ※(一) | 正和 | 二年 | 五月 | 七日 | 伴宗兼田地売券案 | 三二 | 貞和 | 二年 | 九月 | 廿二日 | 沙弥道阿契狀 |
| 一三 | 正中 | 二年 | 十月 | 八日 | 沙弥音阿讓狀案 | 三三 | 貞和 | 六年 | 二月 | 十五日 | 長谷場純阿讓狀 |
| 一四 | 正和 | 元年 | 八月 | | 末広名地頭得分米結解狀案 | 三四 | 貞和 | 六年 | 二月 | 十五日 | 長谷場純阿置文 |
| 一五 | 曆応 | 三年 | 八月 | 十九日 | 沙弥貞阿請取狀 | 三五 | 正平 | 十年 | 十二月 | 廿七日 | 長谷場実純契狀 |
| 一六 | 曆応 | 二年 | 十二月 | 廿五日 | 僧隆増田園質券 | 三六 | 正平 | 十四年 | 六月 | 廿一日 | 長谷場純阿・同実純連署讓狀 |
| 一七 | 曆応 | 二年 | 十二月 | 廿五日 | 僧隆増質入田園坪付 | 三七 | 貞治 | 四年 | 七月 | 十三日 | 長谷場久武・同氏純連署讓狀 |
| 一八 | 曆応 | 三年 | 七月 | 十三日 | 沙弥貞阿讓狀 | 三八 | 貞治 | 六年 | 十月 | 一日 | 覚阿讓狀 |
| 一九 | 曆応 | 三年 | 八月 | 六日 | 源門貞命契狀 | 三九 | 貞治 | 六年 | 十月 | 一日 | 覚阿讓狀 |
| | | | | | | 四〇 | 貞治 | 七年 | 五月 | 十八日 | 長谷場久武讓狀 |

四一「文明十五年

八月廿一日」笠懸日記

五六(建武三年)十二月二日

足利尊氏御内書案

四二

九月五日 伊勢貞昌書狀

五七 文祿三年

七月十六日

石田三成檢地掟書案

四三 慶長 廿年

五月十三日 文之撰筆長谷場宗純軍功覚書

五八 文祿三年

七月十六日

島津氏領檢地掟書案

長谷場文書 卷二

※(二五) 康永 三年

十月三日 一乘院政所下文案

六〇 天正十四年

七月廿七日

長谷場宗純外二名運糧軍功覚書

※(二二) 康永 三年

十月三日 一乘院政所下文案

六一 慶長 六年

二月 吉日

長谷場宗純申狀

※(二四) (貞和二年)

八月六日 一乘院僧琳乘申狀案

六二 慶長 廿年

正月 三日

長谷場宗純軍功覚書

※(三〇) (貞和二年)

八月六日 一乘院門跡覚実御教書案

六三 慶長 廿年

正月 三日

長谷場宗純軍功覚書

※(三一) (貞和二年)

八月七日 一乘院僧琳乘奉書案

六四 慶長 廿年

五月十三日

長谷場宗純軍功覚書

四四

十一月八日 行政書狀案

六五 元和 二年

十一月十五日

長谷場宗純軍功覚書

四五 建武 三年

十一月八日 光嚴上皇院宣案

六六 慶長十四年

十一月 朔日

島津義久詠草

四六

十二月二日 足利尊氏御内書案

六七

長谷場純齋詠草

四七

十二月十九日 一乘院家御教書案

六八

長谷場某書狀

四八(建武 四年)

正月 廿日 実舜施行狀案

六九

騎射之書

四九 建武 三年

十一月八日 光嚴上皇院宣案

七〇

長谷場純堯覚書

五〇(貞和 四年)

九月十五日 一乘院僧琳乘書狀

七一 元和 五年

八月廿六日

長谷場純正覚書

五一 康永 四年

八月 長谷場鶴一丸代久辛重申狀

七二 建久 八年

六月

国中寺社庄公総図田帳

※(二五) 康永 三年

十月三日 一乘院政所下文案

七三

国中寺社庄公総図田帳裏書

※(二二) 康永 三年

十月三日 一乘院政所下文案

七四

島津家幡覚書

五二

水間忠政与党交名注文案

七五

島津家幡覚書

五三

七月 十日 河辺郡知行目録

七六

定物成覚書

五四 貞和 五年

九月廿八日 足利尊氏御内書案

七七 元和 八年

十一月 吉日

長谷場純齋覚書

五五(建武 三年)

十二月十九日 行政奉書案

長谷場文書 卷三

- 七八 建久 八年 十二月廿四日 内裏大番役支配注文案
七九 建武 四年 八月 六日 足利直義感状
八〇 康安 二年 十二月 一日 島津氏久一字書出
八一 天文 十年 八月 時正 恕岳証状
八二 文祿 二年 二月 七日 島津義久袖判領知目錄
八三 文祿 二年 五月廿九日 島津義久袖判領知目錄
八四 慶長 五年 十二月 八日 島津忠長外三名連署宛行状
八五 興福寺從儀師幸雅書状
八六 某追申状
八七 十月十七日 一乘院僧琳乘書状
八八 十二月十二日 飢肥本郷留守所奉書
八九 康永 三年 正月 一日 櫛間院領家下文
九〇 慶長 八年 九月 吉日 島津義久いろは歌

長谷場系図并略譜

山
田
文
書

(卷子表紙)

山田氏文書寫 卷之一

〇一 島津道仏讓狀

ゆつりわたす、うしくその院者、太郎忠さねさたたるへし、入道より給ハる本せうもんをくして、ゆつるところ也、たのさまたけあるへからす、後日のために、せうもん如件、

文永二年九月廿日

たうふつ ありハん

式部太郎

(本文書ハ「旧記雜錄前編」六八四号文書ト同文ナリ)

〇二 島津道仏讓狀

薩摩國牛屎院地頭職事

任亡父文永二年九月廿日讓狀、無相違可知行也、

仍永代為無違乱、重所加讓狀如件、

文永三年二月廿七日

道仏 ありハん

式部太郎

(本文書ハ「旧記雜錄前編」六八八号文書ト同文ナリ)

〇三 島津道仏讓狀

ゆつりわたす、さつまのくにたにやまのこをりのちとうしきの事、

みきのちとうしきハ、しきふのたらうたゝさねニゆつりあたふる所しち也、はやくちきやうすへき狀如件、

文永九年四月十七日

道佛在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」七三六号文書ト同文ナリ)

○四 関東御教書

走湯山造營事、對捍之間、雖被成御教書、不叙用云々、甚自由也、不日隨惣領支配可致沙汰、若猶及難澁者、可有其咎之状、依仰執達如件、

弘安元年七月卅日 相模守 在御判

大隅入道孫子等中

(本文書ハ「旧記雜録前編」一七九五号文書ト同文ナリ)

○五 島津久經書状

御文委細承候了

滿家沙汰事、具書共をゑり候へとも、あまりに忿候て、悉も不撰出候、郡司職ハ豊後前司入道給て候事、御下文顯然候、よて案文をかき候てまいらせ候、さいそか起請文等のほかの状共の候しをハ、なにとして候やらん、引失て候、尼御前へ申て候へハ、満家の證文共の候しハ、中務六郎に預候しかハ、定それ候覽と仰られて候也、猶とも文書中をゑり候て、さりぬへき状など候ハ、まいらせ候へく候、中務六

郎かもとに預て候證文安文ハ税所越請文案、それならぬ具書共も、是にて沙汰をせさせて候ハんとて、預

て候へハ、中務六郎に尋れ候へ有よしを仰事候也、能く可有御尋候、證文安文已上五通候也、宮里の事もこの状にみえて候、式部三郎にかきうつしてたひ

候へく候、これらの五通状ハ、正文ハ皆これに候也、恐く謹言、

「弘安三」

七月廿一日

修理亮

(花押)

五郎太郎殿御返事

久經

到来八月廿五日

守護所殿御札谷山満家具書等事 弘安三 八月廿五到来

(本文書ハ「旧記雜録前編」一八一九号文書ト同文ナリ)

○六 山田忠実忠真讓状

ゆつりわたす、さつまのくに谷山のこほりハ、とよくまさたゝるへし、こ大隅の入道殿より給ハる本そうもんをくしてゆつる所也、たのさまたけあるへか

らす、後日のために、そうもん如件、

文永十二年二月十七日

忠實在判

とよくま殿ニ

かさねて申、たゞしこのうちむら二所ハ、二郎と

三郎とニたひ候也、御そんちあるへく候く、

二月十七日

在判

（本文書ハ、旧記雜録前編「七五」号文書ト同文ナリ）

○七 島津久時申状

修理亮久時重言上

為式部太郎忠真跡輩等不遣新造御所用途遁間、令

言上事由處、不日可致其弁由、改申付四ヶ度御教

書、一向不叙用上者、任故大隅前司入道と佛誠置

状文、欲宛給忠真跡谷山郡子細事、

副進

四通御教書案

二通道佛誠置状案

件御所用途者、去建治三年五・六両月仁、可令運

上早久時代官之處、至于當年三月廿日、既三ヶ年

之間不致其弁之間、任傍例、相副利分、可致急速

弁之由、度と雖觸申之、背御教書之旨、于今無沙

汰上者、早任道佛之誠状之旨、於忠真所領谷山郡

者、久時為令拜領、重言上如件、

（本文書ハ、旧記雜録前編「八〇」四号文書ト同文ナリ）

○八 関東御教書

走湯山造管用途事、大隅土用熊丸訴状遣之、對捍云

と、甚無謂、不日可致沙汰之状、依仰執達如件、

弘安二年五月九日

前武藏守御判

相模守 御判

谷山五郎殿

（本文書ハ、旧記雜録前編「八〇」五号文書ト同文ナリ）

○九 関東御教書

走湯山造管用途事、薩摩國谷山郡司資忠、背地頭催

促、不致其沙汰云々、甚自由也、早可令催勤之状、

依仰執達如件、

弘安二年十二月十九日

相模守 御判

土用熊殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」八一四号文書ト同文ナリ)

陸奥守御判

土用熊殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」八七一号文書ト同文ナリ)

○一〇 関東御教書

嶋津下野守久時申、新造御持佛堂廊用途事、背度々奉書、代官逃下云々、甚自由也、不日任傍例、可致其沙汰、此上令難澁者、有後悔欵者、依仰執達如件、

弘安三年十二月十九日

相模守 在御判

「到来同四年四月五日」
式部太郎跡

(本文書ハ「旧記雜録前編一」八二四号文書ト同文ナリ)

〇一一 関東御教書

新造御所・御持佛堂・渡廊用途事、薩摩國谷山郡司資忠、對捍云々、早任先例可令催勸之状、依仰執達如件、

弘安九年六月十一日

相模守御判

〇一二 山田忠真讓状

くろいとをとしのとうまろ、二郎ニゆつるところ也、たのさまたけあるへからず、こ日のために、そうもんくたんのことし、

文永十二年二月十七日

忠真(花押)

二郎

(本文書ハ「旧記雜録前編一」七五三号文書ト同文ナリ)

〇一三 沙弥寂證田地売券

うりわたす、せんそさうてんの私りやうの事、
在伊集院用丸内、水田壹町貳段、字原田垣本者
右件田者、寂證かさうてんのそりやう也、しかるを
ようくあるにて、本そたうならひにまんさうく
うし、りんしくわやく・うさ御さうえいやく・正宮

御さうえいやくにいたるまでちやうし候て、本せうもんあいそえて、石谷久徳にやうねんをかきて、うりわたすところ実也、井みそにいたるまで、いらんあるへからす、たゞしこのたには、しりかいのよね貳舛、かちしのむしろ貳枚なし候、その御弁ハ、本名へなさせ給へく候、よてきやうこうに、たのさまたけあるへからさ覽ために、うりけん如件、

弘長元年^{歲次}辛酉十月廿八日

沙弥寂證在判

紀清忠在判

『續日裏判』(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一六三七号文書ト同文ナリ)

〇一四 ふつけう讓状

ゆつりわたしたてまつる、もちまろのうちすいてんいちやうにたん、あさなはらたかいもの事、みきくたんのてんちハ、ふつけうさうてんのところ

なり、しかるに、はつづる御せんに、したいせうもんらをあいそへて、ゑいたいをかきて、ゆつりわたしたてまつるところしちなり、たのさままたけなく、りやうちあるへく候、よてこ日のために、せうもんのしやうくたんのことし、

けんちくわんねん十月三日

ふつけう在判

『續日裏判』(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一七六四号文書ト同文ナリ)

〇一五 山田忠真讓状

ゆつりわたす、たにやまのこほりのうちやまたのむら、ならひにきたのへふにきてハ、二郎にえいたいをかきて、ゆつりわたすところしち也、こ日のために、せうもくたんのことし、

けんち二年九月十三日

忠真在判

二郎に

やまた・上へふのゆつり状案

(本文書ハ「旧記雜録前編」七七号文書ト同文ナリ)

〇一六 関東下知状

薩摩國御家人谷山郡司五郎資忠与當郡内山田・別府阿村地頭大隅式部太郎忠實字有憚子息二郎丸代養父大隅五郎太郎久親法師法名道知、相論条々、

一 當郡内地頭屋敷事

右、如太宰少貳經資法師法名淨惠弘安三年十二月五日注進状并所取進訴陳具書等等者、子細雖多、所詮資忠則於下地者、郡司進止也、地頭屋敷者、惣領土用熊丸讓得之畢、而稱二郎丸分、可構屋敷由令申之条、(無脱カ)其謂云々、如久親申者、地頭屋敷為一所事者、地頭一人知行一郡之時事也、既分讓于子息等之上、無屋敷者、居于何所、可致所務沙汰哉云々者、地頭屋敷事、久親雖申子細、於下地者、郡司進止条無相論欵、至屋敷者、土用熊丸為惣領之間

讓得之畢、分讓村と於子息之刻、面と可構屋敷之由、及訴訟之条、為非據之旨、郡司所申非無其謂欵、仍地頭訴訟不及其沙汰矣、

一 代官事

右、資忠則帶承元御下知状、不可用數輩代官之由申之久親前領主各別之時、補代官一人之際、非制限之由申之、爰如資忠所進承元二年三月日御下知状者、下嶋津庄地頭代等所仰條と事、一地頭代補面と小代官之間、各依致非法、住民不安堵云々、事實者不便、早任先例、郡院一兩人之外、可停止也云々者、如彼状者、代官一兩人者可令補由、被仰下畢、然則二郎丸代官一人非制限矣、

一 殺害事

右、資忠則弘安年十月十九日被殺害資忠下人藤太郎男畢、此條守護使泥屋左衛門尉・宮内左衛門次郎以下輩見知畢、可被行罪科云々、久親亦彼殺害事不實也、資忠令殺害地頭下人矢藤太男畢、為塞自科、及濫訴之条無謂云々者、地頭令殺害郡司下

人之由訴申之處、至十一箇月、久親不及散狀、為遁自科、郡司又有殺害科之旨、及不實濫訴之条、奸謀也、地頭下人矢藤太男者、於當村沙汰人王平太入道倉、身押殺之由申之者、地頭致殺害事、守護(自願方)家人見知之由、郡司依令申、欲被尋問、亦守護人為敵人由資忠申之、此上無指證據之間、資忠訴訟非沙汰之限、次郡司殺害地頭所從由事、為承伏之由、久親雖申之、有所存者、即可申子細之處、經數十月之後、及陳狀之時、始申出之上、狼藉事、即相觸守護人之旨、久親申之、殺害事為實事者、訴訟何可及遅々哉、云裕云恰、共以無指證據之間、不及沙汰矣、

一 惡口事

右、資忠則為恩顧仁之由、久親載訴狀畢、為惡口之由申之、久親亦資忠先祖忠光得當郡代官職畢、何可為惡口哉之旨申之、爰如久親所進忠光七月八日付延應二年狀者、谷山地頭御方御代官職事、如本所申請也、御代官職給天候波牟間波、別御志仁代官一

人立候天、時々者御送向申候天、番宿直勢佐勢可候、暫毛候天難過候波牟時者、申暇天可罷出候云々者、帶此狀久親申子細之處、為案文之間、難被信用之由資忠申之、於正文者惣領帶之、可被召出之由、地頭雖稱之、如狀者、為請所證文之由所見也、必難稱恩顧、地頭亦帶此狀申子細之条、非指過言之間、同前、

一 刈田狼藉事

右、資忠則刈田事、地頭承伏畢、可被行罪科之由申之、地頭亦御公事用途等、一向難溢之間、為催促雖立點札、刈田事者不實也、名主一向押取地頭所務、致狼藉畢、可被行其科之由陳之者、立點札之由、久親承伏畢、可被行罪科之由、資忠雖申之、為催促公事、一旦立點札、依此咎忽難被行罪科、於自今以後者、可令停止、又郡司押取地頭所務之由雖申之、無指證據之間、同前、

一 久親父 蒙御勘氣由、資忠構申不實由事、

右、久親雖申子細、為父 被不孝之條、進證文

畢、如彼狀者、以諏方入道申入子細之由所見也、帶此狀資忠一旦申之歟、此條非指過言之上、相論之趣頗無其詮歟、仍同前、

一 所務事

右、郡司則地頭条々有罪科之間、任被定置之旨、可給別納御下文之由申之、地頭亦郡司犯其咎畢、可被付于地頭之旨陳之者、相互雖申子細、罪科事兩方所申無指實證之間、共以被弃置之畢、此上守先例、可致所務沙汰矣、
以前条々、依鎌倉殿仰、下地如件、

弘安十年十月三日

(大仏宣時)
前武藏守平朝臣 (花押)
(北条貞時)
相模守平朝臣 (花押)

『續目裏判』(花押)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八八四号文書ト同文ナリ)

〇一七 道智文書預狀

あつかりおき候御せうもんらの事

壹通 大隅殿御讓 谷山地頭職事

壹通 同忠真讓狀

壹通 よろいの讓狀同忠真狀

此外壹通御教書津宿直事同守護所者副文

壹通依鎧事覺兼房書狀

右、あつかりおき候早、但文袋に封をつけられ候ところ也、

正應三年三月十三日

道智 (略押)

谷山式部四郎殿御文書請取案

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九三五号文書ト同文ナリ)

〇一八 関東御教書

嶋津庄内知行分事、所被止領家一乘院所務也、於有限佛神事用途并本家年貢者、任先例、可致沙汰之狀、依仰執達如件、

永仁五年七月五日

陸奥守 御判

相模守 御判

嶋津式部丞跡

同下野彦三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇〇九号文書ト同文ナリ)

〇一九 島津忠宗書狀

嶋津庄内知行分領家所務事、関東御教書今日到来、

案文進之候、恐々謹言、

永仁五
八月晦日

忠宗

(花押)

式部孫五郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇一三号文書ト同文ナリ)

〇二〇 鎮西下知狀

薩摩國谷山郡山田・上別府兩村地頭大隅式部孫

五郎宗久与當郡と司谷山五郎資忠相論所務条と、

弘安十年以後郡司抑留地頭得分由事、

右、當郡惣地頭職者、宗久曾祖父豊後守忠久、右
大将家御時、建久年中令拜領之間、宗久親父忠實
傳領之、分讓子息等内、山田・上別府兩村者、宗

久讓得畢、而地頭与郡司所務相論之間、就去弘安
三年宰府注進狀、同十年十月三日兩方預裁許畢、

如狀者、於下地者郡司進止之由、所見也、爰背彼

御下知、自弘安元年至同十年、抑留所當以下得分

等之由、宗久雖申之、如同御下知狀者、兩方所申

無指實證之間、皆以被弃置畢、此上守先例、可致

所務沙汰云々、然者彼裁許以前至未進者、可及訴

詔之處、依無其儀狀、未進事、不被載御下知篇目、

皆以被弃置之由被仰下之上者、不及其沙汰之条、

無異儀、然者難稱御下知違背^是、次郡司抑留御下

知以後地頭得分之由、地頭令申之處、如資忠陳者、

檢注事既遂其節、致談合之處、宗久背父祖代と之

例、不可除往古神田并平失以下立用等之旨、支申

之、不結目錄之条、併宗久之結構也、更非資忠之

素意云々、相互寄事於左右、不遂檢注之上者、非

自由之抑留^是、次同年貢米未済事、或号出舉、或

稱借米、令借用畢、随可使補當村年貢之由載狀畢、

而未済之由地頭及訴詔之条、無謂之旨、郡司雖陳

之、於出舉物者、不可有其沙汰之由、去永仁五年被定法畢、彼證文則可被立用當村年貢之旨、雖載之、為出舉證文之由、有所見之間、至出舉分者不能立用、至借米者無其制之上者、弘安御下知以後年々分遂立用結解、可致其沙汰焉、

一 地頭他所造作時、召仕百姓否事、

右、如同御下知者、一當郡內地頭屋敷事、資忠則於下地者郡司進止也、至地頭屋敷者、惣領土用熊丸讓得畢、而猶稱次郎丸分、可構屋敷之旨令申之條、無其謂云々、如道智申者、地頭屋敷為一所事者、地頭一人知行一郡時事也、既分讓子息等之上、無屋敷者、居何所可致所務沙汰哉云々、地頭屋敷事、道智雖申子細、於下地者、郡司進止之條、無異儀欵、至屋敷者、次郎丸舍兄土用熊丸為惣領之間、讓得畢、分讓村々於子息之刻、面々可構屋敷之由、及訴詔之條、為非據之旨、郡司所申非無其謂、仍地頭訴詔不及沙汰云々者、地頭屋敷事、惣領依讓得、自余子息等分不及沙汰之由、被載御下

知之間、不及異儀、隨如宗久訴狀者、存後訴之旨書載之間、無子細欵^是、次他所造作之時、地頭召仕人夫否事、就彼御下知、難被信用之由、資忠雖陳之、地頭或切宛用途於土民、或當催一郡事、禁制之間、不及沙汰、其外云地頭方、云郡司方、糺巡役、且止苛法過分之儀、且存撫民之儀、可召仕矣、

一 上別府為永吉地頭令進止下地否事、

右、地頭則嶋津庄荒野開發之地、為永吉地頭進止之條、云御下知、云傍例、顯然間訴之、郡司亦為永吉地頭進止事、無其例之旨陳之者、如宗久所進貞應二年四月十八日御下文者、可令早為地頭代沙汰、開發嶋津庄日向方本庄内荒野事、件荒野為地頭代沙汰令開作、云領家御年貢、云地頭分米、無懈怠可弁濟云々、就彼下文、上別府者、為永吉地頭進止之由雖申之、以嶋津庄日向方本庄荒野開發證文、備進薩摩方寄郡證文之條、難指南、就中、如弘安御下知者、於下地者郡司可為進止之由被載

畢、當別府於永吉地頭令進止者、先相論之時、尤可申子細之處、依無其儀、山田・上別府兩村下地可為郡司進止之由、被載之間、宜為越訴歟、仍地頭訴訟不及沙汰焉、

一 地頭博多上時、夫駄員數事、

右、地頭則兩名百姓數十人也、而參上當津之時、僅夫二人・馬一疋出之、其外不可立之由支申、無謂之由訴之、郡司又兩村御公事勤仕、百姓不幾之間、國司領家地頭郡司四方公事繁多之處、不顧土民煩、如地頭一円可召仕之由、及濫訴、頗非正儀之旨陳之者、當村國司領家地頭郡司相交、各可濟年貢課役之条、無異論、然者如載先段、且存土民之煩費、且糺公事巡役、且任先例之員數、可召仕矣、

一 郡司望補傍官上司否事

右、如資忠所進九月三日^{付承久}三^(案カ)六波羅狀安者、兵衛尉忠光申谷山郡事、折紙^{制具}進覽之候、任先例、成賜請所廳宣、可安堵土民之由歎申候、御計候者、

可宜候歟云々、如同所進九月四日權右中弁狀者、薩摩國谷山郡司兵衛尉忠光申當郡請所事、任先例、可計沙汰之由承候畢、早可成給廳宣之狀如件云々者、郡司帶彼狀等之上、領家國司共以為往古請所之由令申之處、請所承伏之由、宗久陳之、為往古請所之条、宗久不論申之上、六波羅狀等頭然之間、今更難稱上司焉、

一 召符違背事

右、相互雖申子細、及訴陳、遂問答之上者、非沙汰之限矣、

一 桑下地利物并直人等得分事

右、如資忠所進文永九年六月日号當郡地頭代以下直人等連署狀者、谷山郡注進文永九年地頭御方桑數目録事、合三百九十六本、内除竿失分百二本、殘貳百九十四本定、右目録如件云々、如同年六月十三日地頭代狀者、谷山郡注進文永九年地頭御方桑竿失支配事、合久吉三十九本・圖師廿四本・公文廿四本・郡司代十五本、右竿失、郡司者佰本別

仁十本、惣公文・圖師者百本仁六本、郡司代者百本別仁四本、任先例、竿矢支配之狀如件云々者、當郡者不限地頭郡司、所令進納國司領家年貢也、然者尤云地頭、云郡司、可致公平沙汰、爰桑下地利并桑代事、地頭郡司共以令取得分之条勿論之間、地頭段別四舛令檢納之条、又以無異論欤、然者尅弱地利也、桑者不依畠地多少增得分事、專蚕業術故也、仍可致公平之業、但不可寄事於有名無實桑下、於如然桑下者、可濟畠地所當、凡不可及二重濟者一^是、次文永九年馬次郎入道蓮實兩通連暑狀者、不能信用之由宗久雖申之、不加指謀書難之上、如資忠所進十一月十二日^{付文永}宗久代平山四郎家直^{法名}和字狀者、地頭米請取候波牟為仁、使者進候、任請取之員數下給可候、兼又先地頭御代官馬次郎入道無沙汰之間、借米登号天、任下給請取候氣留由承云々、而宗久於蓮實狀者、雖論申、至直心狀者、無異論之間、承伏之、代官直心以蓮實為先代官由書載畢、然者所務代官狀難被弃置之上、為先

例之旨、郡司令申之處、不帶指一紙狀、地頭以胸臆所難申、難指南、加之、國司領家地頭郡司相交之地、不相綺代官沙汰人、郡司一人可致地下沙汰之由、地頭令申之条、為非據欤^二、次蓮實為地頭代否、可被問證人之旨、地頭雖申之、證文顯然之時、難及證人^三、次蓮實一族資忠召仕之旨、宗久同雖稱之、論申之上、彼蓮實者宗久母堂平氏後見也、仍宗久親父忠真召仕代官之由、資忠令申之處、非代官之旨、雖陳之、為母堂後見事、無異論、所詮為代官之由、直心出狀之間、不及子細^四、次蓮實當時資忠召仕之由、宗久雖申之、論申之間、為胸臆欤^五、然則蓮實非代官之由、宗久雖申之、為代官之旨、直心出狀之上者、者^{（初）}為代官之条勿論也、任彼狀、可致其沙汰焉、

一 文應二年二月日水田數目録以下事

右、如資忠所進地頭代五郎左衛門入道正嘉三年四月十五日狀者、避申郡司堀内并門田四至内事、右件於四至内者、且任先例、水田所當畠地と利物并

万雜公事、全不可有其沙汰云々^{四至}、如同所進正元々年十月日大隅守忠時^{法名}道佛^名狀者、下薩摩國谷山郡、定遣實檢使事、彈正忠中原宗職、右以人遂實檢、雖段歩無偏頗、載起請文之詞、可令造進目錄狀如件云々、如宗職同二年二月廿日狀者、谷山郡避申郡司所門田四至內事、右件於四至內者、任先例、水田所當畠地と利物并万雜公事、全不可有其沙汰云々^{四至}、如同所進地頭代五郎左衛門入道并郡司代加判文應二年二月狀者、文應元年地頭內檢水田數目錄者、除立用免等結目錄之由所見也、如彼年內檢竿失同人狀者、久吉五町・郡司代二町・田所一町五段・圖師一町五段、右所宛如件云々者、帶文應二年兩通五郎左衛門入道狀等、任彼狀、神田・寺田・國作・庄用・地頭給・地頭代給、久吉・郡司代・田所・圖師給等、可引募之由令申之處、彼狀者、為地頭又代官狀之間、不足御信用之由、宗久雖申之、為又代官之旨、自稱畢、不及異儀歎、凡宗久普代惣地頭也、尤備進取帳目錄以下證文等、

可申子細之處、稱紛失之由、不及出帶、至郡司所進目錄等者、号又代官狀、雖嫌申之、為又代官之旨領狀之上者、代官之条可謂承伏^一、加之、正嘉三年四月十五日狀事、非地頭代者、爭連と可召如此狀哉、随又正元々年十月宗久祖父大隅守忠時^{法名}道佛^名差下實檢使彈正忠宗職畢、彼宗職又守正嘉三年五郎左衛門入道狀、出同前狀之由所見分明也、但正嘉・正元兩通狀事、非指論所之上、先日郡司令拜領畢、旁不及其沙汰是^二、但正元道佛狀并宗職狀等、始引付問答之時出帶之間、不可申子細之旨、宗久雖申之、就先日出帶狀、敵人加其難之時、於引付備進准色狀之条、非無傍例、而号始備進、不可申子細之由申之上者、彼狀可謂勿論^三、然則且依先例、且任彼狀、有限於立用免者、可致其沙汰矣、

一 當村內神田并久吉園事

右、當村內長尾大明神・黒丸權現兩所敷地事、号建曆元年惣庄下知案、郡司雖令備進、如彼狀者、

寺社大官司座主職者、自往古為領家成敗、于今無相違之處、當地頭構今案、依令押領、恒例神事及違例云々、事實者太不隱便、早停止押領、可依先例云々、然者悉被除置當社免田之条、無所見欵、但如文應二年二月日水田數目録者、除神田三町九段云々、彼内當社為神田之由令申欵、件文應帳難被^(棄)弃破之旨、載先段之間、長尾以下神田事、任先例、不可有相違欵、次久吉蘭事、郡司雖申子細、無所見之間、不及沙汰焉、

一 野島地利物事

右、如郡司所進沙汰人紀三郎入道正應二年島地所當物号地頭責取注文書、山田・上別府島地所當四石三斗・歛二口、地頭責取之由所見也者、件島地利物事、遂檢注郡司出徵符之時、地頭直納之条勿論也、而寄事於左右、地頭扣留檢注之旨訴申之處、郡司一向打止之由、地頭披陳之間、檢注事相論之趣、為胸臆之上者、自今以後遂檢注、任先例、可致沙汰^一是、次正應元年所當事、相互雖申子細、所

詮、遂檢注之由、各自稱畢、仍可致^二弁濟是、次地頭乍責取所當、不給与返抄於百姓由事、捧沙汰人紀三郎入道注文、郡司雖申子細、彼入道者非地頭代、為兩方沙汰人之由、郡司申之處、郡司一人召仕之由地頭申之上者、以彼狀難被指南欵、將又返抄事、是又胸臆也、但於自今以後者、究濟之時、不可扣留返抄^三是、次地頭致獨檢注之由、郡司雖申之、論申之上、無實證之間、不及沙汰^四是、次百姓等出傳馬之處、地頭不叙用之由郡司雖申之、為胸臆之間、子細同前^五是、然則於自今以後者、任先例、遂檢注、可致其沙汰、至正應元年分者、令遂檢注之間、可弁濟之由、可被仰下矣、

一 白苧事

右、白苧於春毛者、為領家得分之由、郡司申之處、非領家得分、郡司令取之由地頭雖申之、為領家進物之由郡司自稱之上者、地頭不及相綺^是、次令刈彼白苧之時、相副直人之条、為先例之處、非先例^(領脱之)之由地頭雖申之、相分春毛・夏毛、地頭家檢内之

条、無異儀欵、不限白苧一事、相副沙汰人之上者、尤相副直人可致公平之沙汰^二、次邊津羅苧事、為園主得分之由、郡司申之處、無先例之旨、同申之、邊津羅苧不宛給園主間、依不作苧、年貢不全之由、郡司所申非無子細、仍於邊津羅苧者、春夏共以宛給園主、令滿作者、可為公平^三、然則於自今以後者、可相副沙汰人也、至邊津羅苧者、可宛給園主焉、

一 地頭用并地頭代用事

右、郡司則惣領引募畢、仍彼給免以下条々、郡司賜別納御下文者也、而庶子分可引募之由、令申之条、無謂之旨訴之、地頭亦押領承伏畢、惣領於引募地頭代用者、爭庶子分可有差別哉之由陳之者、如郡司所進文應二年水田數目錄者、地頭用一町六段・代用一町三段云々、如彼状者、就得田、如此給分立除之由所見也、然者為浮免欵、於為地免者、郡司所申雖非無子細、為浮免之間、糺一郡知行之界限、宗久分地頭給等可引募矣、

一 宗久異賊合戰忠否事

右、郡司則弘安四年宗久為十余歲之處、不致合戰之条、不忠之由訴之、地頭亦幼少之間、以代官致合戰之旨陳之者、宗久幼少之由陳申之上、今更彼忠否事、不及尋成敗焉、

一 惡口事

右、郡司則越州御下向之時、於引付問答之座、阿礼加登吐惡口畢、可被罪科之由訴之、地頭亦阿礼加乃正字於不知云々者、非指惡口之間、不及沙汰矣、

一 宗久以非據押取當村百姓半次郎入道并源次郎男其身以下資財雜物、追捕家内刈取作毛由事、

右、如地頭所進正應元年八月十二日半次郎入道白状者、彼馬盜人新藤三者、次郎三郎加為仁波叔父也、其緣者仁付候天、入道加許仁來候天、訪天候仁、雨不利候江波、源次郎加許居候天、雨止天行土申候江波、其夜曾古仁留候天、荷鞍於取候天、馬於盜天、罷候仁付天、同意仁依奉被召置候事、實正仁候云

、如同所進同年七月十九日源次郎男白狀者、子

細雖多、所詮、彼馬盜人事、不相綺之上、不存知

之由載之、如郡司所進七月廿五日付正應元年地頭代直

心狀者、半次郎入道加間事、馬盜人乃子細仁依天、

致其沙汰候、又源次郎事同類仁候、且彼盜馬本品

世利、馬主沙汰取候上者、不及御不審歟云々者、

捧伴次郎入道并源次郎男等之白狀、稱同意盜人新

藤三、地頭致其沙汰之條、為非據歟、如彼白狀者

件兩人不相綺之由所見也、併為厭狀歟加之、如地

頭代直心狀者、依馬盜人之子細、致其沙汰之由載

之畢、且又如宗久陳狀者、伴二郎入道子息童一人

之外不召取、彼童居住他所之上者、可召給云々、

郡司捧追捕物注文訴申之處、或致同意沙汰之由載

之、或召給身代之旨稱申之條、可謂承伏歟、如此

追捕物承伏一事之時、被懸多分之條、為傍例歟、

然者於彼追捕物者、任注文可令糺返焉、

一 号長夫日食代、被押取同村住人平太郎男馬粟毛駢駢事、

右、長夫事、宛給日食、可召仕長夫之條、被定置

畢、而宛給日食之條、無先例之由、地頭令申之條

為非據歟、然者於自今以後者、宛給日食可召仕也、

次取馬於質由事、背地頭口入、不弁濟利錢之間、

地頭依為百姓取質令償之條、非無謂之上、郡司無

重申旨之者、不及子細矣、

一 宗久稱有隱畠咎、追捕百姓大郎男住宅、押取身

代六人由事、

右、彼隱畠事、稱有畠主太郎男白狀、或令追捕、

或責取過析十五貫文之間、談議所沙汰之時、致訴

詔畢、而於過析者、雖致其沙汰、於資財者無其儀

云々、然者過析事領狀畢、凡正應元年檢畠事、雖

遂檢畠、不取所當之間、不出返抄處、郡司掠申之

由載陳狀畢、而彼年畠地事、稱隱畠、不取所當之

由、自稱之上、何可及罪科哉、就中、郡司地頭相

並致檢注之上、如此荒野之畠地、非定畠儀之間、

隨于時開作之條、畠地之習也、難處重科、然者於
過怠錢十五貫文者、不日可令糺返、至追捕者論

申之上、無實證之間、不及沙汰焉、

一 稱有罪科、取流与一男身代由事、

右、當別府百姓三郎貫首、為宗久雖被取身代以下

資財糺返之由、兩方自稱之間、不及子細^一是、次以

彼三郎貫首為推盜人之由、与一男就訴申、可為奏

事不實罪科之由、懸置之處、顧不實之咎逃出之刻、

見合之留置之由、地頭雖陳之、根本為輕罪之間、

難及罪科之上、奏事不實罪科事、無其沙汰之處、

召取其身、行罪科之条、為非據^二是、次郡司方沙

汰人王平太入道懸置与一男之条、令存知畢、彼入

道雖死去、子息現在之上者、可被尋問之由、地頭

雖申之、縱雖懸置、構不實之咎、難及罪科之間、

不及尋問^三是、然則召置与一男之条、地頭領狀之上

者、召出彼男、可任進退意之由、可被仰舍矣、

一 地頭押取郡司方沙汰人紀三郎入道身代二人由事、

右、押取彼紀三郎入道身代二人之由、郡司雖申之、

出舉事為尋沙汰、雖召置身代、紀三郎入道勾引取

彼身代之間、地頭可致沙汰之由、可蒙御成敗之旨、

載陳狀畢、然者、彼負物事、過年紀之上、帶皆納

返抄之由、郡司令申之處、地頭無申旨之間、云過

年紀之段、云帶返抄之篇、無異論^一、此上不及身

代沙汰哉、爰地頭紀三郎入道為人勾引之由懸置之

旨、雖申之、彼負物事、不及沙汰之由、被裁許之

者、依為枝葉、非沙汰限焉、

一 山田村住人四郎次郎男娘師若女、号辛盜人押取

其身責取巨多用途由事、

右、地頭所進正應二年九月五日師若女母白狀者、

藤次郎加芋盜取之由稱之、責取錢貨三貫文旨、郡

司訴申之處、白狀顯然之由雖稱之、責取錢貨事、

無陳答^一、於三百以下盜犯者、以一倍可糺返之由、

被定置畢、而責取參貫文過析之条、違式目之間、

於彼錢者、可令糺返本主矣、

一 上別府住人大藤太、号有隱桑咎、以不實押取身

代四人由事、

右、稱隱桑、押取大藤太身代四人、責取過析十六

貫文之由、郡司訴申之處、彼桑五十余本現在之處、

令隱密之畢、而分限過怠三貫文所致弁也、何十六貫文之由可掠申哉之旨、地頭載陳狀畢、縱依為百姓之習、雖隱桑隨于聞出可取有限桑代之處、及過怠之條、非據之至也、就中、隱桑事、論申之上、無實證據、然者至彼過怠者、令糺返本主、可致有限桑代之沙汰、次為三貫文過怠之由、地頭雖陳之、以非據責取過析之旨、訴申之時、為少分之由、雖載陳狀、難被許容之間、以十六貫文可令糺返、次押取資物之由、郡司雖申之、無實證之間、不及沙汰焉、

一 上別府久木野次郎男有隱畠咎、押取其身以下身代四人并馬二疋、追捕家內、搜取資財物、被責取十六貫文用途由事、

右、當別府作畠者、遂內檢落所當之條、兩方無異論歟、而地頭不遂內檢之由、乍令自稱、号有隱畠咎、責取過析十六貫文之條、頗為非據歟、爰五貫文致弁之間、請取畢、所殘者為不實之由雖申之、如宗久初陳者、無異論之上者、可令糺返本主、資

財雜物馬等者、論申之間不及沙汰矣、

一 宗久背先例入物時、抑留坊仕、數日令召仕由事、右、郡司則坊仕者、一日一夜勤仕之條先例也、而或四五日、或五六ヶ日召仕之間百姓等依歎申、雖相觸地頭、不承引之由訴之、地頭又所相當所役之外、多日召仕事全無之、但當村百姓等數十人在之、而三人之外不勤仕之條存外也、併郡司致違亂之由陳之者、於坊仕者、數日不召仕之由令申之上者、不及子細、次百姓三人之外者、不召仕由事、當村百姓役事、郡司堀內之外、就地頭知行分、糺巡役、止過分之儀、相互守先例、可召仕之由、載先段之間、子細同前焉、

一 藤三郎檢校号有惡口咎、押取身代由事、

右、相論之趣、子細雖多、及刃傷之由、載訴陳之處、實證不分明之間、於守護方可尋沙汰之由、可被仰舍矣、

一 宗久令押取山田村百姓寂善法師所從得女由事、右、郡司則寂善法師所從得女、離主人手之時、取

少袖一令逃之間、令見合之處、地頭寄事於左右、稱盜人押取彼得女之条、為非據之由訴之、地頭亦雖為主人、盜犯露頸之上、不及子細旨陳之者、於盜取主人財物者、主人可加誅罰之条、不及異儀、而地頭押取之条、太非物宜欵、早可令糺返主人焉、

一 宗久令點定笛吹三郎作芋由事

右、如郡司申者、以非據雖押取彼芋、恐罪科返与本主之上者、狼藉勿論也、可被處御下知違背咎之由、雖訴之、無誤之旨依聞披欵、地頭返与本主、帶請取之上者、不及子細矣、

一 乙彼岸女号盜父伴二郎入道稻押取住民等身代四

人、責取錢十四貫文由事、

右、彼々岸女盜取父稻一把之条、指非重科之處、寄事於左右、押取身代四人、結句責取過祈十貫文之由、郡司訴申之處、彼稻者、山田内桑迫細工入道稻於、彼諸犬女依盜取、稻主召渡之間、相尋之處、白狀顯然也、仍弁過祈五貫文畢、而十四貫文之由掠申之旨、地頭雖陳之、不備進白狀之上、為

稻一把之条、無異論之間、以輕罪處重科之条、勿論也、然者至于所押取身代以下錢貨者、任員數、可令糺返本主焉、

一 宗久無指故、令取流住人百姓等牛馬以下資財雜具等由事、

右、押取當村住人百姓等身代之由、郡司雖申之、地頭論申之上、無實證之間、不及沙汰、次鞠出來之時、不入糠由事、相論之趣不分明、宜任先例致其沙汰矣、

一 山田村百姓寂善法師從女土与女、稱有間夫咎、

押取寂善養子觀音女、令活却無謂事、

右、彼女稱有間夫咎、擲取其身、令活却之条、無謂之由、郡司訴申之處、問夫之条顯然之上、證人光吉狀分明之間、致沙汰之由、地頭雖陳之、無訴人之處、誘取證人狀、行罪科之条、背理致欵、相論之時、被尋證人事、就訴論人之注文、除兩方縁者、載起請文之詞、被召證狀之条、雖為傍例、無訴人之時、号證人狀、不載起請詞、就注申行罪科

之条、為非據之間、於彼女者、可返付主人焉、

一 藤野五郎檢校入道稱有打殺自犬咎、宗久令責取

三貫文用途由事、

右、五郎檢校入道、去年^{元永仁}九月二日夜、為彼大

依被喰失酒飯、令打彼犬之處、存外令死去欵、爰

号殺犬之咎、令召取子息坊童、令責取三貫文用途

条、非法之由雖申之、地頭論申之上、無實證之間、

不及沙汰欵、爰可被問證人之由、郡司雖申之、或

地頭下人、或為訴人之間、無所糺明矣、

一 稱有馬盜人同意咎、封納弥平太入道家内、押取

身代四人并馬二疋、令點定取方と公物稻由事、

右、馬盜人妻女父弥平太入道許仁隱置之間、可召

出之由雖催促、依不叙用、召置身代之旨、地頭雖

申之、隱置之条、郡司論申之上、難及三族之罪欵、

而剩召取舅身代之条、為非據欵、仍於三人者、不

日可糺返本主人、次諸三郎童事、逃籠郡司方云と、

不分明之間、被尋究、可有左右、次方と公物稻以

下資財等、地頭押取之旨雖申之、論申之上無實證

之間、不及沙汰焉、

一 宗久背御下知并先例、押作下地、或他所田畠耕

作時、召仕當村百姓、無謂由事、

右、地頭背御下知、押作下地、他所田畠耕作之時、

召仕當村百姓事、無謂之由、郡司雖申之、押作下

地之条、論申之上、無所見欵、次他所田畠耕作之

時、召仕百姓由事、當村以下近邊巡役之外、不可

召仕之矣、

一 駒走藤四郎男稱有其咎、責取過析由事、

右、郡司則宗久召具藤四郎男、打越薩摩郡之時、

數日之間不与日食、令責仕之故、不堪無食、為助

身命罷歸之處、宗久稱盜布袋、令取身代、責取錢

一貫文之由訴之、地頭亦為盜人之条、白狀顯然之

由、陳之者、不備進白狀之上、生口在國之間、彼

是尋究涸底、重可有其沙汰焉、

一 藤四郎男稱令惡口紀次郎入道、責取錢二貫五百

文由事、

右、稱有惡口之科、責取過析之由、郡司訴申之處、

惡口之条、無異儀之間、致沙汰由、地頭雖陳之、惡口之条為不實之旨、郡司論申之、雜人之惡口、一日雖加禁遏、難處科怠之間、仍於彼錢者、可糺返本主、次郡司押取藤四郎作毛以下之由、地頭雖申之、郡司論申之上、為胸臆間、不及沙汰矣、

一 宗久申付不實於乙太郎冠者、責取錢一貫文由事、右、郡司則責取彼錢之由訴之、地頭亦逃失之時、宗久下人許仁寄宿之間、相觸主人之時、為悅彼錢

一貫文給与主人之旨陳之者、就乙太郎申狀、可有其沙汰之處、在國之間、追尋究、可有其沙汰焉、

一 地頭押取百姓九人身代、責取人別三貫文錢貨由事、

右、當村百姓等稱令切狩倉於畑之由、地頭押取百姓九人身代、責取人別三貫文過析之旨、郡司訴申之處、當村內永吉者地頭名也、狩倉又為地頭狩倉之處、任雅意、百姓等伐狩倉之間、可行其咎之由相觸之處、彼等顧自科、強依令懇望、申宿畢、何可及訴詔哉、交名人內石塚入道女子童井水守又太

郎所從倉次等者、無謂之由陳申之間、不及其沙汰、又河內五郎子息太郎男事、不知名字之由雖陳之、

百姓九人內於二人者、無誤之旨陳申之間、不及其沙汰之由載陳狀畢、然者至自余輩者、行罪科、取過析之条勿論欵、凡如弘安御下知者、當村下地可

為郡司進止之条顯然也、而或号永吉名、或雖稱地頭狩倉、地頭進止之条、無所見間、不可相綺下地之處、結句押取百姓等身代、責取科怠之条、頗為

非據欵、然者有限地子外、不可相綺下地、於所責取錢貨者、任員數、可令糺返百姓等焉、

一 當村百姓弥平太入道名字次郎太郎男馬二疋・錢一貫文、地頭責取由事、

右、依為罪科人之跡、地頭令點定作毛之条、無異論欵、爰如弘安御下知者、於自今以後者、地頭加點定事、可令停止之由、被載畢、而背彼御下知、加點定之条承伏之上者、可被處御下知違背之咎旨、郡司所申、雖似有子細、以彼點定一事、難處御下知違背重科欵、然者於自今以後者、縱百姓等雖有

重科、至作毛者、不可點定之由、被載御下知之、上、國司・領家・地頭・郡司相交之上者、輒地頭一人難點定之間、永可令停止^一、次彼御下知者、就御公事難溢、立點札事欵、罪科人跡事、不可依彼御下知之由、地頭雖申之、彼點札事、更難差別之間、子細同前^二、次押取馬二疋并錢一貫文之由、郡司雖申之、地頭論申之上、無實證之間、不及沙汰^三、然則於點定者、自今以後可停止、至馬以下錢貨事者、為胸臆之間、不及沙汰矣、

一 井手田水守又太郎稱人勾引、地頭押取身代四人由事、

右、如宗久所進永仁四年二月廿六日野生女白狀者、御沙汰候又四郎者、古曾乃九月乃望之比世利、又太郎乃許仁候志事波、山田人々大旨知多留事候、委事波又太郎仁可有御尋候云々、如同所進同年四月三日永増狀者、請取候永増下人又四郎男乃本波事、任道理、彼本波仁弥三郎男一人山口地頭殿世利渡給候畢、若牟召又太郎後訴候波牟時半、伊津

久仁天毛候江、永増可明云々者、彼又太郎男為人勾引之由訴申之間、被下訴人永増訴狀之處、又太郎男難溢之間、為本波弥三郎男於召渡之由、宗久令申之條、為非據欵、又太郎男令居住領内之上者、召出之、尋究實否、可成敗之處、稱難溢之由、不究人勾引實否、不尋問生口、召渡別人之條、令違依畢^一、次又太郎男於為人勾引者、尤可行彼男於罪科之處、無其儀、令安堵之上者、爭以彼下人可被召渡哉^二、次野生女白狀事、無指人勾引所見之上、非生口狀之間、真偽難露顯^三、次生口名字事、如郡司申者、宗五郎云々、如宗久陳者、帶野生女并永増狀、為又四郎之旨陳之、如野生女白狀者、又四郎云々、然者彼生口在所又雖及相論、未斷之間、難被是非之間、所詮、彼又太郎男為人勾引否、地頭成敗不分明之上者、為守護方可有其沙汰之由、可被仰下、次地頭押取四人身代、責取錢貨十貫五百文之由、郡司雖申之、地頭論申之上、為胸臆之間、不及沙汰焉、

一 當郡住人專心、号夜討人、點定作田由事、

右、如地頭所進永仁三年八月廿七日末宗白狀者、

同日谷山地頭方世利、召尋同山田乃内黒丸乃平三

郎季宗加白狀、件子細者、山田乃郡司方乃沙汰人

成佛於、八月廿三日夜季宗專心房仁被語、佐候天

夜討死仁志天候子細者、山田沙汰者、專心加父給天

有志加波、專心吉曾跡波可繼仁、存外仁成佛彼沙汰

人仁成多留事、不安思江波、成佛於討多羅波、先司

可給也、然者成佛於可討、其忠仁能覽屋敷於撰世天、

一期之程父子乃契於志天可取須由、專心房申候之間、

同山田乃室乃又太郎如下人觀能・季宗三人志天、成

佛於討天候事、實仁天候、若彼輩諍申候者、奉被

召合候天、子細於可申候云々、如郡司所進四月六

日守護代下知者、件夜討事、依專心訴詔、被召取

之間、以彼宿意、末宗為專心語之由載白狀之間、

專心所申、雖非無其謂、就一方申狀、無左右難被

裁許欵、然者沙汰落居之程者、可令安堵其身、若

又訴人出來者、可被尋究真偽云々者、如夜討人田

(平脱之)

三郎末宗白狀者、得專心之語、令討成佛之条顯然

之間、刈取專心作稻之由、地頭雖申之、成佛者專

心之所從也、隨而專心母堂寄宿間、旁以不可致夜

討之上、於為与黨者、爭末宗致夜討之由、專心可

致訴詔哉、然間守護人專心非夜討人之由加下知畢、

專心非与黨之条顯然也^一、次載白狀之間、与黨之

条無異儀之處、守護下知令違依之由、地頭雖陳之、

如式目者、縱雖白狀無贖物者、非沙汰之限云々、

然者、贖物不露頭之上者、不可依白狀^二、次地頭

點定專心作稻之条、無謂之由、郡司申之處、於點

定者領狀畢、如載先段、不可點定作毛之由、被載

関東下知畢、而稱罪科人點定之条、背物儀欵、自

今以後可停止點定^三、然則於點定作毛者、可令糺

返本主成佛跡、至點定者、可令停止矣、

一 夜討人田平三郎末宗擲取時、取流又王童由事、

右、郡司則擲取末宗之時、取流彼又王童之由訴之、

地頭又為末宗扶持仁之間、取流之由陳之者、依為

重科、地頭召取之、行罪科之条、不可有子細欵、

仍郡司訴詔不及沙汰焉、

一 条と地頭致非據上者、可預別納御下文由事、

右、地頭或違背御下知、令點定作毛等、或所務并

檢斷致非據之条、顯然上者、可給別納御下文之由、

郡司雖申之、云御下知違背分、云非據之篇、輒難

及罪科之間、不及沙汰矣、

以前条と、依仰下知如件、

正安二年七月二日

(北条実政)
前上総介平朝臣(花押)

『續目裏判十一箇所二有之』

(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一〇五〇号文書ト同文ナリ、尚東大本二ヨリ補訂セリ)

〇二一 ふちハらのうちによ契状

いしうあんもちまつのうち、はらた・かきもとたあ

わせていちやう二たん、わうくほのうち、ゆあなの

まへのた三たん、かた／＼のさたと申、御ひけい候

て、あんとし候うへハ、御ゆるし候ハさらんに、し

ちけんにもいれましく候、なかにうり候事、ゆめ

くあるましく候、かへす、わら^{くわ}ことも候へハ、し

とけなき事候ましく候、よてのちのために、しやう

くたんのことし、

しやうあん二ねん十一月三日 ふちハらのうち

によ(花押)

やまたとの、御かたへまいらせ候

(本文書ハ「旧記雜録前編」一〇五三号文書ト同文ナリ)

〇二二 山田道慶文書目録

はかたへ御のほりの時、のほする文書の正文等、

目六の事、

合

一山田・上別府両村檢断損物百性等不可請取之由状

各三通内

一通 山田村百性寂善法師

一通 上別府こまハしりの清三郎男

一通 同所そ山の太郎入道

一通 同両村百性等はたをきるとかとかうして、

郡方ニ身代をとらるゝよしの連判状

一通 同両村地頭米、郡司をきへとるよしの百性

等状

一通 同両村内宮蘭・久吉蘭并百性等はたをきる

とかとかうして、郡司身代取由之申状土代

一通 御下知要段

一原田・垣本田地事

三通 能願訴状、同具書等

一通 仏教房ゆつり状、同田地事

三通 本證文、かねしけ・寂證等状、同田地事、

一通 御教書、同田地年貢事

一通 能願訴状、同年貢事、但是八道慶彼田地

廿ヶ年當知行、能願承伏の所見のためニ上

候也、

右文書目六之状如件、

正安三年八月廿七日

道慶 (花押)

「この状らうけとり候了、

さたのゝちハかへし

進候へく候、

—— (花押) 〱

(本文書ハ「旧記雜録前編」一〇六八号文書ト同文ナリ)

(卷之一奥書)

右文書、或正文、或古写・古案文等、先祖以來相傳

之處、就公用御記錄所江被出置、去年四月 御城回

祿之時焼失、此文書者不残字畫判形如正文官庫ニ有

之、山田之家譜ニ被写載置故、御家老嶋津縫殿久寛・

嶋津助之丞忠守・喜入安房久亮・種子嶋藏人久時・

肝付主殿久兼遂相談、達

貴聞、此節被差出扣写引合之、令校正、以家譜臨写

被 仰付、百六拾五通五卷ニ相分、二十二通為第一

之卷用紙五十、繼目裏加封印被下之間、正文不替致

秘藏可被傳于子孫者也、仍為後證如件、

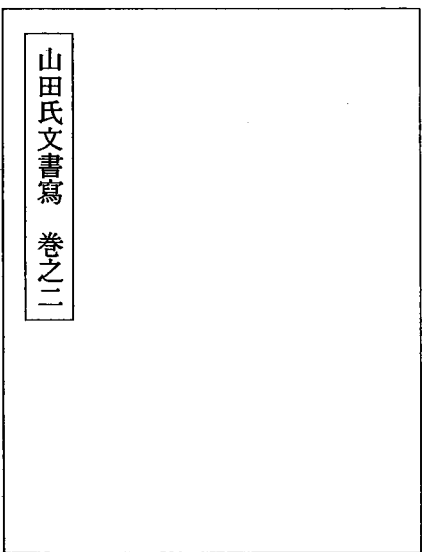
元禄十_丑丁正月廿五日

山田七郎右衛門殿

豊前久達(花押)

(○印、印文「久達」)
「繼旨封印」○

(卷子表紙)



〇二三 北条政頭書下

谷山五郎入道覺心与大隅式部孫五郎入道道慶相論、
 薩摩國山田・上別府所務以下事、覺心則背度と御下
 知、身代錢貨以下、色と損物、桑竿失等、不糺返之
 由訴之、道慶亦百姓等檢断過祈物事、任被仰下之旨、
 欲返与百姓等之處、覺心依致勢、令不請取云と者、
 任先下知、澁谷白男河小太郎入道相共、可被沙汰渡

兩方也、仍執達如件、

正和四年七月十六日

(北条政頭)
掃部助在御判

加世田別府地頭代

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一八号文書ト同文ナリ)

〇二四 山田道慶申状

嶋津大隅式部孫五郎入道道慶謹言上

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭所務以下事、

副進

『裏二有之』(花押)

一通 關東御下知要段 弘安十年十月三日

一通 鎮西御下知要段 正安二年七月二日

一通 年記請所状案 同四年十月廿日
自明年三月可為請所由事

右地頭職者、當郡司五郎入道覺信非分押領之間、道
 慶^{于時}宗久就訴申子細、云關東、云鎮西、令拜領度と御
 下知之間、多年知行之後、去正安四年為請所、限拾
 捌ヶ年、所去給覺信也、仍年記過之間、自去年擬所
 務之處、覺信構事於縱橫、及違乱之条無道也、所詮、
 年記違期之上者、早任傍例、被停止覺信濫妨、

為糺給押領物等、恐と言上如件、

元亨二年十一月日

『大隅式部五郎訴状案』

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一三二四号文書ト同文ナリ)

〇二五 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶申、薩摩國谷山郡山田・上

別府岡村所務事、訴状副具如此、為有其沙汰、早可

參對、仍執達如件、

元亨二年十一月廿五日

(北条時) 修理亮(花押)

谷山五郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一三二五号文書ト同文ナリ)

〇 山田忠真讓状

(本文書ハ一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

「これハほんしやうはうのしひつをもて、かきうつしてたふ、この状ハもろ三らうもつへし、山田・上別府をち、しきふの太郎殿、たうけいニゆつらせ給状のあん」

〇二六 薩摩国守護代本性書状

御ゆつりの案写進候、上野平九郎入道事、いくらも

御教書なされて候しハ、さつまへ進候了、只今み候

へとも、ゑらひいたさす候、これぞみいたして進候、

てきたいのふんハ、うけふみにみえて候、恐と謹言、

十二月十一日

(酒介) 本性(花押)

「別元亨二十一年ほんしやうはうのしひつの状也」

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一三二三号文書ト同文ナリ)

〇二七 穎娃久純請文

嶋津式部孫五郎入道と慶申、薩摩國伊集院嶋廻田地

事、就先度御教書、相觸世と彦三郎忠行候之處、以

去年十二月七日捧請文候之間、令進上候早、以此旨、

可有御披露候、恐惶謹言、

『實名之裏ニ有之』(花押)

元亨三年三月四日

左衛門尉久純

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一三三〇号文書ト同文ナリ)

〇二八 平為重請文

嶋津式部孫五郎(入道) 慶申、薩摩國伊集院嶋廻田地

事、任被仰下旨、相觸頼娃次郎左衛門尉候之處、請

文如此候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元亨三年五月三日 平為重請文

『名乗之下ニ有之』 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三三三〇号文書ト同文ナリ)

〇二九 平成貞書狀

薩摩國中村兵衛四郎入道了願申、原田・垣本領家年

貢事、今月五日御教書・副訴狀、如此候、給御請文、

可令注申候、恐々謹言、

元亨三年六月十四日 平成貞 (花押)

謹上 大隅式部孫五郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三三四八号文書ト同文ナリ)

〇三〇 谷山覚信請文

式部孫五郎入道と慶掠申候當國(谷山カ) 此下欠 郡山田・上

別府両村内宮園以下同村所務(事、今カ) 欠 年三月廿一日・

六月三日両通御教書案并 欠 三日御催促状等、今

月八日到来、謹拜見候、 欠 此條當村惣地頭所務

條と事、為衾江 欠 左衛門尉奉行、訴申道慶之間、

被差 欠 郡司於御使候之處、不付本解、指違 欠

使節御教書候之條、奸訴一事両様(谷難カ) 遁候哉、此

等次第相親候秋次三位房(見知カ) 欠 上者、可令明申候、

以此旨、可有御披露(候カ) 欠、恐惶謹言、

元亨三年七月廿五日 沙弥覺信 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三三三〇号文書ト同文ナリ)

〇三一 島津忠宗書狀

山田村讓狀為類書留置候、沙汰落居候者、可返進候、

恐々謹言、

元亨三 押札ニ有之

八月四日 山田とのへ

忠宗 (花押)

義御事、谷山の御さたの時、るいしよのために、

山田のもんしよを御かり候御状也、なりの御はん
かやうに候也、」

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三三六号文書ト同文ナリ)

〇三二 本性書状

谷山郡山田村御讓状事、披露候之處、御沙汰落居以
後、可進之旨、可申之由候、恐と謹言、

九月十一日 (通勾) 本性

山田殿 (花押)

「別元亨三九十一、これハ本しやうはうのしひつ也、しまつ殿
御時」

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三三八号文書ト同文ナリ)

〇三三 平重基請文

嶋津式部孫五郎入道と慶申、當國谷山郡山田・上別
府兩村内宮園以下同村所務事、任被仰下候之旨、相
觸谷山五郎入道候之處、捧請文候、謹令進上候、以
此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

『名乗之下裏ニ有之』 (花押)

元亨三年九月廿八日

平重基 請文

『上書』

澁谷新平次請文元亨三十二

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三七五号文書ト同文ナリ)

〇三四 沙弥津性書状

御文委細承了、おほせをかふり候、山田・北別府の
御ゆつり状の正文事、御内ニ進有之候、たうし御勞
のおりふしにて候あひた、申いたして、進せず候、
このち申て進へく候、恐と謹言、

九月卅日

沙弥津性 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三七六号文書ト同文ナリ)

〇三五 鎮西下知状

嶋津式部孫五郎 法師 法名道慶 申、薩摩國上野平九
郎入道禅意押取農具并牛馬事、
右、雖為守護人奉行之篇、退座之間、所有沙汰也、

而給黎院内藤弁以下田地者、道慶相傳知行之處、禅意無故押取牛壹頭・馬壹疋并農具等、成勸農妨之間、藤弁坪四段卅步・宇治山崎貳段・桑坪壹段・小布治田卅步、下地不作訖、可被糺返牛馬以下之由、道慶依申之、度々尋下之上、以頼娃二郎左衛門尉久純加催促之處、如久純去年七月廿一日起請文者、禅意不及請文云々者、難遁違背之咎欵、然則於牛馬以下者、可令糺返于道慶者、依仰下知如件、

元亨四年三月廿日

(北条英時)
修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一三九五号文書ト同文ナリ」)

〇三六 谷山覚信代俊忠陳狀

谷山五郎入道覺信代俊忠謹弁申

欲早被停止式部孫五郎入道々慶濫訴、被行作奸訴

罪科、薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村惣地頭職

沽却事、

副進

一通 道慶放券狀正安五年三月廿三日

右、如道慶濫訴狀者、當郡司覺信非分押領之間、道慶就訴申子細、云関東、云鎮西、令拜領度々御下知云云、此條道慶・覺信等、相並給御下知之間、非道慶一人所給儀之上者、不及委細欵、同狀云、正安四年為請所、限拾捌ヶ年、所去給覺信也、年記過之間、自去年擬致所務之處、覺信及違乱之條無道也、年記違期之上者、被停止濫妨、欲糺給押領物云云、此條希代奸謀申狀也、以去正安五年三月廿四日為錢貨佰貫文米拾石代、令人置彼地頭職於本錢返之條、道慶沽券明鏡也、而稱正安四年十月廿日自身沽券狀案文、或引上年記、或限拾捌ヶ年沽渡之由、掠申之條、無比類謀計也、云奸訴、云謀作、其咎争可廻時日哉、然早被經急速御沙汰、任被定置之旨、為被行罪科、粗披陳言上如件、

元亨四年六月 日

『續目裏判』

(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三九九号文書ト同文ナリ〕

○三七 藤原忠幸書狀

蒙仰候山田村・上別府讓狀正文事、披露仕候之處、故入道文書、少く者三郎兵衛尉方にも候、是にハ候やらん、不存知候、文書中撰候て可申之由仰候、恐と謹言、

七月二日

藤原忠幸（花押）

謹上 山田殿

御返事

逐申上候、

故殿御借狀一見仕候了、是非文書撰候て可申之由仰候、重恐と謹言、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇〇号文書ト同文ナリ〕

○三八 平為忠問狀

中村兵衛四郎入道了願申、薩摩国伊集院原田・垣本田年貢事、去一日御教書・重訴狀如此候、早任被仰下候之旨、承左右、可注申候、恐と謹言、

元亨四年十一月十五日

平為忠（花押）

謹上 式部孫五郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四一三号文書ト同文ナリ〕

○三九 鎮西下知狀

嶋津式部孫五郎法師法名、与石谷右衛門三郎法師道名相論、薩摩國伊集院三小山原内中原与良金知道名行原塚事、

右就相論、擬有其沙汰之處、今年二月廿六日兩方出与与狀畢、如道有狀者、於良金知行原者、道慶領掌之、至中原者道有相傳之、而就彼塚、雖及上訴、以和与之儀、自富松北中野猿走、定于向嶋北上鼻崎畢、向後互不可有異論云々、道慶狀旨趣同前者、此上不（及脱カ）異儀、彼地武家成敗之条、前々其沙汰畢、然則相互守彼狀、可領掌矣者、依仰下知如件、

元亨四年十一月廿九日

（北条英時）
修理亮平朝臣（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四一四号文書ト同文ナリ〕

○四〇 山田道慶和与状

和与

谷山五郎入道覺信与薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭式部孫五郎入道道慶相論、當村所務條條沙汰事、

一 兩村内野島所當以下地頭得分等、覺信令抑留由事、

一 同村内宮園并久吉園桑代以下地利物、覺信同令抑留由事、

一 同村地頭職請所過年記否、為本物返否相論事、

一 寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得分由事、

一 道慶令抑留質人并錢貨以下損物等由事、

右於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成闕東御下知、就所務相互申子細之間、正安二年七月二日道慶於鎮西重預御裁許了、而不被糺返所被載彼御下知之野島以下地頭得分等之間、連連雖訴申、云地頭綺、云當村條條訴詔、以和与之儀、一向令停止之、有限之加徵米地頭米拾伍石、但如正安三年取

帳目錄者、雖為拾肆石參斗捌舛、就和与拾伍石定

早、次野島地利物參石并麦地子壹石伍斗是等者、姓野島

此外檢断以下色色得分等代錢合拾肆貫文、每年十

一月中七無未進可被致沙汰之由、被契約之間、止

地頭綺者也、但過約月者、地頭職如本可知行之、

次於地頭米者、任先例、於郡司所倉可被勸渡、至

野島并麦所當等者、於當村可直納之、次件得分等

者、伊集院・伊作兩所之間、以當村百姓可被運送、

若背此状致違乱者、自今年丑至于辰年、令返与来

納四ヶ年分可知行也、此上者更不可有改變之儀、

仍為後證龜鏡、和与状如件、

正中二年六月一日 沙弥道慶在判

山田・上別府兩村地頭所務和与状案 地頭方分

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四四二号文書ト同文ナリ)

○四一 谷山覺信和与状

和与

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭式部孫五郎入道道慶与谷山五郎入道覺信相論、當村所務條條沙汰事、

- 一 寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得分由事、
- 一 道慶令抑留質人并錢貸以下色色損物等由事、
- 一 兩村内野島所當以下地頭得分等、覺信令抑留由事、

一 同村内宮蘭并久吉蘭桑代以下地利物、覺信同令抑留由事、

一 同村惣地頭職爲本物返否、過請所年記否相論事、
右於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成関東御下知、就所務相互申子細之間、正安二年七月二日覺信於鎮西重預御裁許畢、而不被糺返所被載彼御下知之桑竿失以下得分等之間、連連雖訴申之、以和与之儀一向停止、惣地頭綺之由、被契約之間、止當村條條訴詔、有限之加徵米地頭米拾伍石、但如正安三年取帳目錄者、雖爲拾肆石參斗捌舛、就和与拾石定之畢、次野島地利物參石并麦地子壹石伍

斗是等者
外野島此外檢断以下色色得分等代錢合拾肆貫

文、每年十一月中無未進、於當村可致弁、於地頭米者、任先例、於郡司所倉可令勘渡也、次至野島并麦所當等者、於當村可被直納之、次件得分等者、當國伊集院・伊作兩所之間、以當村百姓可運送之、但自今年年丑至于辰年四ヶ年分米納可被取之由、被申之間、致其沙汰畢、若背此狀十一月中令違期者、如本可被知行所務、此上者更不可有改變之儀、仍爲後證龜鏡、和与狀如件、

正中貳年六月一日 沙弥覺信(花押)

『右之裏書』
「爲後證奉行人所加署名也、」

正中二年十月十日

齊藤左衛門三郎
藤原(花押)
大田孫七能信
三善(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四四三号文書ト同文ナリ)

〇四二 鎮西御教書

嶋津孫五郎入道と慶申、牛馬以下事、重申狀如此、
上野平九郎入道禪意背度と下知狀云と、尋実否載起
請之詞、可被注申、仍執達如件、

正中二年七月三日

(北条英時)
修理亮(花押)

智覽又四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四四号文書ト同文ナリ)

○四三 鎮西下知狀

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭大隅式部孫

五郎 法師法名道慶与谷山五郎資忠法師法名覺信相論、

當村所務條と事、

右就訴陳狀、擬有其沙汰之處、今年六月一日兩方出
和与狀訖、爰如覺信狀者、和与薩摩國谷山郡内山田・
上別府兩村地頭式部孫五郎入道と慶与谷山五郎入道
覺信相論、當村所務條と沙汰事、

一寄事於領家所務、道慶令扣留郡司得分由事、一道
慶令扣留質人并錢貨以下色と損物等由事、一兩村内
野島所當以下地頭得分等、覺信令扣留由事、一同村

内宮園并久吉園桑代以下地利物、覺信令扣留事、一
同村惣地頭職爲本物返否、過請所年紀否相論事、右
於兩村者、去弘安十年十月三日雖被成閔東御下知、
就所務相互申子細之間、正安二年七月二日覺信於鎮
西重預御裁許畢、而不被糺返被載彼御下知之桑竿先
以下得分等之間、連と雖訴申、以和与之儀、一向停
止、惣地頭綺之由、致契約之間、止條と訴詔、有限
之加徵米地頭米斗定拾伍石、但如正安三年取帳目錄者、
雖爲拾肆石參斗捌舛、就和与拾伍石之由定之畢、次
野島地利物參石并麦地子壹石伍斗舛是等者、舛野島、此外檢斷
以下色と得分等代錢合拾肆貫文、每年十一月中無未
進於當村可致舛、於地頭米者、任先例、於郡司所倉
可令勸渡也、次至野島并麦所當等者、於當村可被直
納之、次件得分等者、當國伊集院・伊作兩所之間、
以當村百姓可運送之、但自今年年丑至于辰年四箇年分
來納可被取之之由、被申之間、致其沙汰畢、若背此
狀、十一月申令違期者、如本可被知行所務、此上者
更不可有改變之儀云云、如道慶狀者、子細同前者、

此上不及異儀、守彼狀、相互可致沙汰之狀、依仰下知如件、

正中二年十月十日

(北条英時)
修理亮平朝臣 (花押)

『續目裏判』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四四三三號文書ト同文ナリ)

○四四 鎮西御教書

嶋津大隅式部孫五郎入道と慶申、薩摩國上野平九郎入道禪意背度と下知狀、不弁農具并牛馬事、請文披見畢、所詮、於論物者、任先下知、可沙汰渡道慶、次禪意違背咎事、所被分召所領五分壹也、仍執達如件、

嘉曆二年十二月十六日
(北条英時)
修理亮 (花押)

智覽又四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四九四號文書ト同文ナリ)

○四五 鎮西御教書

嶋津式部孫五郎入道と慶申、薩摩國上野平九郎入道禪意背下知狀、不弁農具并牛馬由事、先度被仰了、不日守彼狀、可沙汰渡也、仍執達如件、

嘉曆四年三月五日
(北条英時)
修理亮 (花押)

智覽又四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五一〇號文書ト同文ナリ)

○四六 鎮西御教書

嶋津式部孫五郎入道と慶申、上野平九郎入道禪意背下知狀、不弁農具牛馬事、請文披露畢、於論物者、不日可糺渡、至罪科者、所被分召所殘之所領四分壹也、仍執達如件、

元徳元年十二月五日
(北条英時)
修理亮 (花押)

智覽又四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五三八號文書ト同文ナリ)

○四七 沙弥道覚代重俊和与狀

和与

薩摩國伊集院内田園等事

右、當院内式部孫五郎入道道慶知行田地壹町肆段内
一丁号馬渡、貳段柳田内 并蘭貳ヶ所内一所号古江園、 令取
貳段号世戸口 本錢返質券之處、被致煩之間、雖經上訴、以和与之
儀、此内田地四段柳田内貳段 并蘭一ヶ所号源大迫、永代被
去与之上者、永所止訴詔也、殘田地一町号馬・園壹
ヶ所号古江園者、道覺不可相綺之、道慶如元可有知行者
也、若背彼状、相互致違乱煩者、可被申行其咎也、
仍和与之状件(如脱カ)

元徳元年十二月九日 沙弥道覺代重俊 (花押)

『裏書』
 「為後證、奉行人所加署判也、
(署)

元徳元年十二月廿五日

縫殿允 (花押)

三善 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一五四〇号文書ト同文ナリ)

〇四八 伊集院助久請文

去年十二月十六日御教書、今年三月五日到来、謹拜
 見仕候事、

抑嶋津式部孫五郎入道と慶申、薩摩國伊集院用丸名
 内原田・垣本證文事、道智助久等在津之時、彼文書
 之案三通所持之間、進覽之、於正文者、仰于當名惣
 領主大隅助三郎入道助久跡、可被尋下候欵、此外文
 書等事、不令存知候、以此旨、可有御披露候、恐惶
 謹言、

元徳二年三月十四日

左兵衛尉助久請文

『名乗之裏ニ有之』 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一五四六号文書ト同文ナリ)

〇四九 鎮西下知状

上野平九郎入道禅意与大隅式部孫五郎入道と慶相
 論、薩摩國伊集院土橋名一分警固用途事、
 右、禅意則於福山田・馬渡・嶋廻田地三町余者、爲

久得名内、惣領主備前房隆賀知行之處、彼所役等無沙汰之間、被經御沙汰之刻、隆賀依不合期、禪意先就經營之、於庶子分警固用途者、可爲禪意計之由、隆賀出狀畢、而庶子道慶抑留彼所役之上者、可預裁許之由訴之、道慶亦件田地等非久得名内、爲土橋名内、各別知行之處、以他名所役掠申之條、無謂之旨陳之、仍訴陳一問答之後、禪意爲訴人、依不終沙汰之篇、雖遣還召文無音之間、以智覽院郡司忠世、重加催促之處、如今年六月三日忠世請文者、道慶申警固用途事、任被仰下之旨、雖相觸禪意、不及散狀云起請詞之條、禪意以久得名所役、懸申土橋名内田地之條、背理致歎、就中帶惣領隆賀契狀之由雖申之、不出帶正文之間、旁爲胸臆之上、爲訴人違背召文之條、不遁難澁之咎歎、然則所弃捐禪意訴詔也者、依仰下知如件、

元德二年十一月十六日

修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五六八号文書ト同文ナリ)

○五〇 鎮西御教書

嶋津式部孫五郎入道と慶申、薩摩國上野平九郎入道禪意不糺返農具以下事、請文披露畢、所詮、禪意背度と下知狀無沙汰云々、於論物者、守彼狀可糺渡、至違背之咎者、先度被分召所領五分貳之間、參相殘畢、重壹分所被召上也者、仍執達如件、

元德二年十二月十日

(北条実時)
修理亮(花押)

智覽院又四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五七一号文書ト同文ナリ)

○五一 日置伊作文書受取狀

請取 日置伊作御文書正文等事

合

一通 正應五年十一月卅日伊作庄三ヶ名和与狀正文

一通 同六年正月十三日三ヶ名和与御下知正文但關東

一卷 日置伊作下地中分狀正文

一卷 伊作日置下地中分三付天關東御下知正文

一卷 日置北郷内吉利名御下知但鎮西也
元德元年十月五日

一通 伊作庄坂本刑部房澄円申公事用途御下知正文

元德二年二月廿九日

一通 比志嶋孫太郎入道仏念檢断和与状正文

四月廿三日

一通 就彼沙汰鎮西御下知正文嘉曆四年七月五日

右御文書等正文、自山田殿所請取也、但山田殿文書

正文請取ハ、以後日撰出之、可返遣之状如件、

元德三年正月八日

教日(花押)

道性(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五七三号文書ト同文ナリ)

〇五二 鎮西下知状

大隅式部孫五郎宗久法師法名道慶与谷山五郎資忠法師

法名覺信相論、薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭

所務事、

右訴陳之趣子細雖多、所詮、道慶則覺信爲當郡々司、

背關東御下知状等、抑留地頭得分之間、訴申之刻、

依致懇望、令和与所務、去正中二年十月十日兩方預

下知訖、而覺信背裁許、抑留地頭得分米錢之上者、

任契状、如元可致所務之由訴之、覺信亦彼得分物可

致沙汰之由、雖相觸道慶、爲破和与、依不請取之、

經上裁、申成御教書之處、覺信抑留之由、掠申之條、

奸謀之次第也、所詮、任下知状、可致弁之旨陳之者、

如覺信正中二年六月一日和与状者、云加徵米、云檢

断以下得分物、每年十一月中於當村可致沙汰、若背

此状、十一月中令違期者、如元可被知行所務云云、

任彼状、十一月中可請取件得分物之由、雖相觸覺信、

不及叙用之間、擬訴申之刻、覺信爲塞後訴、道慶訴

詔以前雖申賜御教書、不終沙汰之篇、經兩年之上、

薩州与博多行程爲十余日之處、元德元年十一月以後

十二月十一日覺信捧訴状於賦方、同十六日申給御教

書訖、兼日企奸訴之間、日數不幾歟、是則令抑留地

頭得分、道慶及訴詔之時、先立經上裁之由、爲遁申

也、就彼御教書、覺信奸訴弥令露頭之旨、道慶申之

處、任契状、可致弁之由、雖相觸道慶、爲破和与、

不請取之、過約月之間、訴申之上者、無抑留儀之旨、

覺信雖稱之、十二月十六日申賜御教書之後、迄于翌

年四月、爲訴人、不終沙汰之篇、送兩年、道慶訴詔

以後始而令出帶訖、覺信紆曲爲顯然之間、不可依彼

御教書歟、隨而契約得分物、十一月不致弁者、如

元可被知行所務之由、載覺信契狀之上、被引載彼文

句於下知狀訖、覺信地頭得分抑留之時、可悔返和与

之條勿論歟、然則於彼兩村者、任正中下知并覺信契

狀等、道慶如元可致所務也、次相論以後地頭得分物

事、同可令糺返矣者、依仰下知如件、

正慶元年十二月十日

(北条英時)
修理亮平朝臣 (花押)

『續目裏判』 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六二六号文書ト同文ナリ)

○五三 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶与谷山五郎入道覺信相論、

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭所務事、被裁

許訖、早澁谷新平次入道相共、守下知狀、可被沙汰

付彼所務於道慶也、仍執達如件、

正慶元年十二月十日

(重徳)
澁谷又次郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六二七号文書ト同文ナリ)

(北条英時)
修理亮 (花押)

○五四 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶申、薩摩國谷山郡内山田・

上別府兩村地頭所務事、重申狀如此、守下知狀、可

沙汰付彼所務於道慶之由、先度被仰之處、不事行云

と、早速可申左右也、仍執達如件、

正慶二年正月廿日

(北条英時)
修理亮 (花押)

(重基)
澁谷新平次入道殿

(重清)
澁谷又次郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六二〇号文書ト同文ナリ)

○五五 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶申、薩摩國谷山郡内山田・

上別府地頭得分物事、重申狀如此、谷山五郎入道背

下知狀并度と催促、無沙汰云と、早相尋実否、載起

請之詞、可注申也、仍執達如件、

正慶二年潤二月三日

(北条英時)
修理亮 (花押)

(重基)
澁谷新平次入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六三号文書ト同文ナリ)

元弘三

六月八日

嶋津式部孫五郎入道殿

(大友貞宗)
具簡 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六四号文書ト同文ナリ)

○五六 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶申、薩摩国谷山郡内山田・

上別府地頭所務事、重申狀如此、守下知狀、可沙汰

付彼所務於道慶之由、被仰澁谷新平二入道・同又次(重清)

郎入道等之處、不事行云々、早相尋実否、載起請之

詞、可注申也、仍執達如件、

正慶二年潤二月三日

(北条英時)
修理亮 (花押)

山門郡司入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六二四号文書ト同文ナリ)

○五七 大友具簡書下

武藏修理亮英時誅伐時軍忠事、申狀給候了、仍執

達如件、

○五八 山田道慶申狀

嶋津式部孫五郎宗久法師法名道慶謹言上

欲早被經御 奏聞、浴恩賞、施弓箭面目、武藏修

理亮英時誅伐合戰勲功事、

右、依 綸旨、去五月廿五日被誅伐英時之時、道慶・

同子息諸三郎忠能相共馳向、于先陣致合戰、忠能令

生虜英時從人次郎兵衛尉畢、仍嶋津上総入道并大友

近江入道被遂檢見、先度已所被注進也、然早被經御

奏聞、浴恩賞、且特施面目、且弥為抽忠勤、恐々言

上如件、

元弘三年 七月日

「此事以早打之便宜、令注進候了、可被存知其

旨候、

道鑑（花押）

『上書』
式部孫五郎入道申状

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一六四九号文書ト同文ナリ）

○五九 山田道慶着到状

（花押）

嶋津大隅式部孫五郎宗久法師法名道慶為御方致軍忠、所

馳参也、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年七月十日

沙弥道慶

『名之下裏ニ有之』（花押）

進上 御奉行所

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一六五三号文書ト同文ナリ）

（卷之二奥書）

右文書、或正文、或古写・古案文等、先祖以来相傳之處、就公用御記錄所江被出置、去年四月 御城回祿之時焼失、此文書者不残字畫判形如正文官庫ニ有

之、山田之家譜ニ被写載置故、御家老嶋津助之丞忠守・嶋津縫殿久寛・喜入安房久亮・種子嶋藏人久時・肝付主殿久兼遂相談、達

貴間、此節被差出扣写引合之、令校正、以家譜臨写被 仰付、百六拾五通五卷ニ相分、三十八通為第二之卷用紙四十八枚、繼目裏加封印被下之間、正文不替致秘藏、可被傳于子孫者也、仍為後證如件、

〔○印、印文「久達」〕
〔繼目封印〕○

元祿十丁丑正月廿五日

豊前久達（花押）

山田七郎右衛門殿

(卷子表紙)

山田氏文書寫 卷之三

〇六〇 山田道慶着到狀

嶋津式部孫五郎入道之慶、依世上騷乱事、自薩州去月十六日令馳參候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年八月廿日
進上 御奉行所

「承了」(足利尊氏)
(花押)

沙弥道慶上
「名号」下裏三有之
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六六三号文書ト同文ナリ)

〇六一 山田道慶申狀

『上書二有之
申狀案就教信讀文』

嶋津式部孫五郎入道之慶謹言上

欲早谷山郡司五郎入道覺信代教信、預武家御下知并 勅定違背咎、捧請文上、被書下彼狀於銘、薩摩國、谷山郡山田・上別府兩村地頭所務同得分物等事、

右、巨細先進言上、事舊訖、爰就帶道慶武家御下知、於決断所被經重之御沙汰之刻、覺信代教信、恐于勅定違背之咎、捧請文之上者、欲被書下彼狀於銘、但教信云所務如元可返付之篇、云抑留得分物可糺返之段、令承伏之上者、雖書載不実於請文、為枝葉之間、不能委述、若及御不審者、追可令言上也、仍恐之言上如件、

建武元年六月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六九六号文書ト同文ナリ)

〇六二 谷山覺信代教信請文

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村惣地頭所務事、式部孫五郎入道と慶可破正中二年和与狀之由、掠給鎮西下知狀之間、件裁許爲非據之条、去年於決断所御沙汰訖、而於和与契約得分物者、任先例、於郡司所倉可勘渡之由載和与狀之處、以前五ヶ年分内半分於京都可沙汰之由被仰出間、在京計略依爲難治、彼兩村惣地頭所務、如元可返付道慶之由、去年十二月十七日捧請文之處、今月十三日於決断所如被仰出者、於惣地頭所務者、可返付道慶云、以前五ヶ年惣地頭得分物、来九月中可勘渡于道慶之由、被仰下候之条、爲代官身難治之由雖相存候、應上裁、捧請文候、所詮、遂結解、地頭得分之内、於用途者、可致九月中沙汰候、至米分者、九月中難治之間、十一月中可勘渡候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、
建武元年六月十七日 沙弥覺信代教信請文

『裏二有之』(花押)

『名之下裏二有之』
(花押)

(花押)

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六九七号文書ト同文ナリ)

〇六三 後醍醐天皇繪旨

豊前国草美彦三郎入道跡、式部孫五郎入道道慶可令知行者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年十一月廿六日

左衛門權佐
判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七一三号文書ト同文ナリ)

〇六四 山田道慶申狀

嶋津式部孫五郎入道と慶謹言上

欲早任國宣賜御施行、被止大隅五郎太郎入道と智

子息助三郎入道と助今者死去并同女子藤原氏今者死去等跡

輩知行、薩摩國伊集院内嶋廻田地、古江園・源太

迫・桑迫・三小山原・馬渡田・世戸口田地并福山

村内山下田・古葉田園等事、

副進

一通 國官案

右田蘭等者、道慶相傳之地、入置質券本錢返等之間、
任傍例就訴申、被成下國官畢、早任彼状、賜御施行、
如元欲全知行、仍恐言上如件、

建武二年二月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七二二号文書ト同文ナリ)

○六五 山田道慶軍忠状

嶋津式部孫五郎入道と慶、自京都合戦之時、令供奉
候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月廿日

沙弥道慶

進上 御奉行所

「承了」
(花押)
(高師泰)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七九八号文書ト同文ナリ)

○六六 山田道慶軍忠状

嶋津式部孫五郎入道と慶謹言上

欲早依度と軍忠、預御注進、浴恩賞事、

右、道慶最前馳参御方、去正月廿七日鴨河原合戦之
時、致軍忠之条、即御見知早、同廿八日召捕直伯耆
守長年若黨和賀尾弥太郎并兵衛二郎、令具参多と須
河原、属于當御手申入之處、可被誅之由、直被仰下
被切早、同卅日於五條河原致合戦之条、畠山小松孫
太郎見知早、然早且預御注進、且為賜御承判、恐と
言上如件、

建武三年三月日

「承了」
(花押)
(島津貞久)

「上書」
式部孫五郎入道状

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七九九号文書ト同文ナリ)

○六七 島津道鑑奉状

嶋津式部孫五郎入道と慶申軍忠事、無子細候、以此
旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月廿四日

沙弥道鑑

『名之裏二有之』 (花押)

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八〇一号文書ト同文ナリ)

○六八 大窪明賢陳狀

薩摩國伊集院大窪大貳房明賢謹弁申

欲早被奇捐嶋津大隅式部孫五郎入道と慶非據支狀、

任時綱・慶西置文以下證文等蒙御成敗、同國同院

大窪内温穴前田地三段事、

副進

一通 本主時綱置文寛喜二年二月廿八日

一通 慶西置文文永六年三月日

右於田地三段者、為大窪内、帶本主時綱・慶西置文

讓狀、代々知行無相違之處、大隅五郎太郎入道と智

息女道慶不顧自狀、押領間、任父祖置文以下證文等、

可被停止彼押領之由、訴申之處、如道慶非據支狀者、

右田地者、道慶當知行之處、去永仁年中御德政之時、

對不知行之佛教房、明賢祖父道西、為子息治部房明亡

賢代官、於守護方致謀訴之間、道慶千時當知行之旨、

就支申之、恐自科止訴訟之由、道西出狀之間、道慶宗久

知行不可有相違由、預御下知畢、進覽右、而明賢對

不知行仁道智女子跡、致奸訴之条、希代奸曲也云云、

此条言語道断奸也、其故者、依于當院所務事、守護

方与惣領郡司年來敵方也、道西當院一分領主也、争

於于、自是未欠」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八〇二号文書ト同文ナリ)

○六九 雜訴決断所牒

雜訴決断所牒 薩摩國術

沙弥道慶申、當國谷山郡内山田・上別府兩村地頭

所務并得分物等事、 『此裏二有之』 (花押)

右件兩村所務以下事、任谷山五郎入道覺信代教信請

文、可知行之由、可被下知者、以牒、

建武元年七月廿一日右衛門大尉坂上大宿禰(花押)

左少辨藤原朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇四九号文書ト同文ナリ)

〇七〇 たうきん避状

さつまのくにいしゆあんのふく万ミやうの内ふるさとのその二か所か事、

右かのそのハ、たうきんちうたいさうてんのちなり、しかるを、たうきんかちくかうつけのちふハうりやうきんといひ、たうきんといひ、しまつのしきふのまこ五らう入道殿御ひけいにて、りやうきんあんとつかまつり候事も、たうきん十五のとしより、御中にほうこうつかまつり、おやをもたすけ、さいしをもかへりミ、いまゝてもいのちいきて候御をんあさからす候あひた、かのその二か所、したいせうもんらをあひそへて、永代まいらせ候をはぬ、御ちきやう候へく候、いらんわつらい申ものも候ましく候、よてこの日のために状如件、

かう^(廉)ゑい^(水)四ねん十月廿一日 たうきん(花押)

『上書二有之』
ちふさへもん入道園二か所か状

(本文書ハ「旧記雑録前編」一三三〇八号文書ト同文ナリ)

〇七一 山田忠真讓状

ゆつりわたす、たにやまのこほりのうちうすくのむらニをきてハ、三郎ニえいたいをかきて、ゆつりわたすところしち也、たゝし、せいちやうのほどハ、こけのきたたるへし、よてこの日のために、そうもんくたんのことし、

けんち二年九月十三日 忠真 在判

三郎ニ

ゆつり状案文三郎殿谷山のうすくのむらの事

(本文書ハ「旧記雑録前編」一七七八号文書ト同文ナリ)

〇七二 山田道慶讓状

讓渡 嫡子諸三郎丸所

薩摩國谷山郡内山田・上別府両村地頭職以下事

右所領者、相副亡父式部太郎忠實讓状并関東御下知以下證文等、限永代、讓与諸三郎丸畢、但上別府内よてて・こまはしり・くきの、以上三ヶ所^{四至塚各見取帳面}者、次男かめ三郎丸にゆつりたふところ也、諸三郎

無男子者、かめ三郎か子仁讓へし、又かめ三郎無男子者、諸三郎か子仁讓へし、諸三郎并かめ三郎兩人共をの子なくは、雖為女子、一門の中に令相嫁仁、可令相傳也、若又兄弟共無実子ハ、一門の中に志あらん人を取養て、ゆつりたふへし、爰彦六事、もとより不調の人たるうえ、對于道慶、しゆくの現不忠之間、永令義絶畢、迄于彦六か子と孫と、雖為段歩、道慶之跡を不可給与、於令背此旨子共者、道慶所領不可知行、仍為後日、以自筆所書与讓狀如件、

正中貳年四月十九日 沙弥道慶(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三六号文書ト同文ナリ)

〇七三 山田道慶讓狀

讓渡 嫡子諸三郎丸所

薩摩国伊集院并給黎院内田園等事

一田地分

壹町 大道田・柳田・山下田・こは田、同院

福山村内但くつれわたり年と荒不河成在之

一菌分

四段 馬渡のつゝミより上、同院古里内不在之

八段十 藤部桑原内山さきこふち田、給黎院内年と荒不
同前

壹所 古江菌同院久徳名内但此内荒野
在之

壹所 桑のさこ同前但荒野
同前

壹所但新開
田在之 福山村同院内

右田園等、道慶相傳知行之間、相副次第證文并鎮西

御下知等、限永代、讓与諸三郎丸畢、他さまたけな

く可知行之也、爰彦六事、もとより不調の人たるう

へ、對于道慶、しゆくの現不忠之間、令義絶畢、

迄于彦六子と孫と、雖為段歩、彼田園等不可給与、

於令背此旨子共者、道慶跡を不可知行、仍為後日、

以自筆所書与讓狀如件、

正中貳年四月十九日 沙弥道慶(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三七号文書ト同文ナリ)

〇七四 山田道慶置文

さつまの國谷山郡内山田・上別府両村地頭職、但か
め三郎にゆつる分を除て、諸三郎にゆつりあたへ畢、
このうちハわうしやくの所領也、ゆめくわけゆつ
るへからず、男子吾人にゆつるへし、男子なくハ、
かめ三郎知行すへし、又わけゆつらんをいては、
道慶かゆつる所老所も知行すへからず、諸三郎かす
へくいたるまでも、此状をかたくまほるへし、
若いはいするもの出来ハ、かめ三郎かすへくにい
たるまでも、おさへ知行すへき也、仍末代のために、
せうもんの状如件、

正中貳年卯月十九日

道慶(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一四三八号文書ト同文ナリ)

〇七五 山田道慶讓状

ゆつりあたうる、もろ三郎に

さつまの國たにやまのこほりの内、山田・上へつふ
のちとう米十五石、同ねんくようとうの内十貫文か
事、

右、山田・上へつふのちとうしよむたうけいと、か
の所のくんし五郎入道かくしんとわよせしむるうへ
は、けいやくの状にちかハきらんほとは、くたんの
米とようとうをとるへし、よて後日のふしんあらし
ために、自筆をもてかきをくゆつり状如件、

正中参年二月十九日

たうけい(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一四六二号文書ト同文ナリ)

〇七六 谷山覚信書状

山田・上別府両村惣地頭職得分物事、如御状者、諸
三郎・龜三郎仁令讓之候早、彼得分、任契約状、可
有御沙汰候云々、可存其旨候、恐々謹言、

二月廿五日

沙弥覚信(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一四六三号文書ト同文ナリ)

〇七七 谷山覚信文書渡状

あんと申され候ハんする時の申状のくしよ、案
文をかきてそへられ候へきもんしよの次第

一つう けんきう三年のうたいしやうけの本下文の

あん、正文ハかつき殿に候也、

一つう けんち二年のたゝさねのゆつり状、これも

正文ハかつき殿に候也、あつかり状二つう、

正文にて候、くハしき事ハ申て候、

一つう こうあんのくわんとう御下知、これハをく

の一人をあんかきてそへらるへく候、

一つう 道慶かそれにゆつりたてまつる状、

一つう ひて時の下知、これハくちの一人をかき

てそへらるへく候、

一つう りんし、

一つう くゑつたん所のあんとのミてう、

以上七つうにて候、

諸三郎殿へ

(本文書ハ「旧記雑録前編」一四六四号文書ト同文ナリ)

○七八 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩國谷

山郡山田・上別府両村地頭職安堵事、申状副具如此、

早云當知行之実否、云支申仁之有無、載起請之詞、

可被注申也、仍執達如件、

嘉曆四年五月廿三日

修理亮(花押)

嶋津三郎兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」一五二六号文書ト同文ナリ)

○七九 山田諸三郎丸重申状

嶋津大隅式部孫五郎入道と慶子息藤原諸三郎丸重言

上、

薩摩国谷山郡山田・上別府兩村以下地頭職安堵事、

副進

(花押) 『此裏ニ有之』

三通 御教書案

右、云當知行之篇、云被支申仁之有無、可被尋注進

之由、被仰敷嶋彦二郎入道之處、于今無音之上者、任

嶋津三郎兵衛尉
知覧見院郡司

傍例、為預御注進、重言上如件、

嘉曆四季六月日

(本文書ハ「旧記雑録前編」一五二九の一号文書ト同文ナリ)

〇八〇 鎮西御教書

『和泉殿判也
押札三有之』

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩国谷

山郡山田・上別府兩村地頭職安堵事、重申状如此、

早云當知行之実否、云支申仁之有無、可注申之由、

先度被仰訖、早速可被申候左右也、仍執達如件、

嘉曆四年七月廿七日

(北条実時)
修理亮(花押)

嶋津三郎兵衛門尉殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一五三三の一号文書ト同文ナリ」)

〇八一 和泉実忠請文

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩国谷

山郡山田・上別府兩村地頭職安堵事、道慶當知行之

間、讓与諸三郎丸之條無異儀候、無支申仁候、此條

若偽申候者、日本国中佛神御討お可罷蒙候、以此旨、

可有御披露候、恐惶謹言、

嘉曆四年九月廿五日

左兵衛尉實忠

『名乗之裏三有之』

(花押)

下野三郎兵衛尉請文

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一五二六号文書ト同文ナリ」)

〇八二 谷山覚信請文

大隅式部孫五郎入道と慶申候當郡内山田・上別府兩

村地頭職安堵事、御使節之由承及候、於件地頭職者、

以和与之儀令治定、得分等兩方預鎮西御下知候之處、

如所務管領、子息相傳之條、存外之次第候、仍御下

知并和与状案文進之候、御注進此等之子細候者、為

悦存候、恐と謹言、

七月一日

沙弥覚信(花押)

(嘉曆四年九)

『上書三有之』
謹上 智覽殿

谷山五郎入道請文

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一五二〇号文書ト同文ナリ」)

〇八三 平忠世請文

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭職安堵事、去五月廿三日御教書謹拜見仕候早、抑谷山五郎入道覺信捧与狀并御下知案文、令申子細候、仍覺信書狀謹令進上候、此條偽申候者、

日本國中神祇冥道御罰可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

嘉曆四年九月廿七日

平忠世 請文

『上書ニ有之』
智覽院郡司請文

『名乗ノ裏ニ有之』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五二八号文書ト同文ナリ)

○八四 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭職安堵事、申状如此、為訴人不終沙汰之篇云々、所詮、来月廿日以前可参決也、仍執達如件、

元徳二年四月廿日
谷山五郎入道殿
修理亮(花押)
(北条英時)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五四七号文書ト同文ナリ)

○八五 谷山覚信請文

去五月廿五日御教書案并去月廿七日御催促状、謹拜見仕候畢、抑大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村惣地頭職安堵事、道慶背御下知并和与状等、掠申御教書候之條、存外之次第候、所詮、此等之子細、右津代官可明申候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元徳二年壬六月二日

沙弥覚信請文

『上書有之』
谷山五郎入道請文

『名之下裏ニ有之』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五五二号文書ト同文ナリ)

○八六 渋谷定圓請文

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩國谷

山郡内山田・上別府兩村地頭職安堵事、就去五月廿

五日御教書、相觸谷山五郎入道候之處、捧請文候、

謹令執進上候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元德二年後六月八日

沙弥定圓

請文

元德二年後六月廿五日

沙弥蓮道請文

『名之裏ニ有之』(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五五六号文書ト同文ナリ)

『上書有之』

澁谷新平次入道請文

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五五三号文書ト同文ナリ)

『名之裏ニ有之』(花押)

○八八 澁谷元祐請文

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩國谷

山郡山田・上別府兩村地頭職安堵事、任被仰下候之

旨、相觸鮫嶋彦次郎入道候之處、請文如此候、以此

旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元德二年七月五日

沙弥元祐

請文

『名之裏ニ有之』(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五五七号文書ト同文ナリ)

○八七 鮫島蓮道請文

大隅式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸申、薩摩國谷

山郡山田・上別府兩村地頭職安堵事、嘉曆四年九月

十日御教書案并去月廿九日御催促状謹拜見仕候畢、

抑此事、被成嘉曆四年五月廿三日御教書候之處、捧

谷山五郎入道覺信支状候之間、同以七月十一日令注

進候畢、若此條偽申候者、日本国中佛神御討可罷蒙

候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

○八九 谷山覚信代教信重申状

谷山五郎入道覺信代教信重言上、

欲早召出式部孫五郎入道と慶子息諸三郎丸、自稱

延應狀、且被處惡口奸訴罪科、且任御下知并和与
状旨、蒙御成敗、薩摩國谷山郡内山田・上別府兩
村地頭職安堵所望無謂子細事、

右當郡司以下所職所帶等者、為覺信先祖開發領主、
去建仁三年十二月廿五日令拜領東御下文以來、代
々無相違之子細、先進狀等炳焉也、爰諸三郎丸先陳
云、高祖父豊後守忠久拜領之處、信忠覺信為忠久芳
志令知之条、忠久覺信祖父延應二年狀顯然也、覺信志
父祖代々芳志之跡、捧存外推參之支狀云々、此条覺
信曾祖父信忠當郡補任之条、御下文等嚴重之處、為
忠久之芳志、令知之由、構申不実之間、可被召證
跡旨雖申之、不及出帶、以傍輩為忠久芳志當郡知行
之由、載陳狀之上者、偏稱恩顧之由歟、争可遁其咎
哉、次重陳狀、云掠論之由緒、云芳志之子細、非當
論肝要之間、所閣筆也云々、就之案之、云延應狀、
云芳志所見、為不実之間、寄事於関東御下知、雖遁
申之、召出彼狀、被經細碎御沙汰、欲被處奸訴惡口
罪科、次同陳云覺信者、為外戚縁者之条、無子細、

諸三郎丸者忠久正流也、不可依年少、為覺信郡司身
支申安堵、止地頭名字、可被召得分讓之由、載訴狀
之条、自由推參過分云々、此条於国領者、以郡司号
地頭、至庄園者、以下司稱地頭、所謂本補地頭是也、
就中、右大將家御代文治年中、諸国守護地頭職御
進止之間、被補御家人、承久以來被定新補率法訖、
仍本・新共以関東御成敗也、覺信或宛給郡司職御下
文、或預別納御下知、令兼帶兩職、度々抽軍忠、所
領勲功賞也、忠久者令拜領惣地頭職之間、令取段別
五舛加徵米之外、不相綺下地者也、覺信者為開發領
主、預関東御下知御下文等之上者、何可有差別之儀
哉、而諸三郎丸覺信為郡司之身、自由過分推參之由、
書載乎怪詞於陳狀之条、招其咎者哉、凡不謂内外戚、
對于叔父致礼節者尋常法也、道慶書与和与以前讓狀
於諸三郎丸、望申安堵、擬成後日煩之間、支申之条、
何可為自由過分推參之儀哉、争可相遁過言奸訴之咎
哉、次同陳云、忠久守護地頭兩職拜領以來、云一円
領知之所々、云郡司名主相交之地、帶地頭職御下文

等所知行也、覺信与道慶相論関東、鎮西御下知和与状等、皆悉山田・上別府兩村地頭之由、被載下畢、依何可載惣地頭詞之由、可支申哉_{云取}、此条如載先段、忠久拜領者惣地頭職也、非下地領主之處、不載惣字、如下地管領之地頭、差四至堺於讓状、可望申安堵之条、奸謀至極也、隨而相分當郡惣地頭職之後、忠實・道慶等未給安堵御下文之上、一向止惣地頭之綺、定米錢員數、於郡司所倉本可請取之由、就出和与状、被成御下知之間、道慶有限得分物可請取之条、状文分明也、不載惣地頭詞、申給御外題、稱後日御下文、擬破申和与御下知之条、造意顯然也、加之、不可載惣地頭字之旨令申上者、奸曲之至爲顯然者哉、次兩村事、非永代和与之儀、暫令契約得分_云、是又奸謀也、如和与状者、一向止惣地頭之綺、定米錢相互不可有變改、爲將來龜鏡_云、仍任彼状、被成御下知之處、非永代和与之由構申上者、奸謀亦以露顯畢、又云、穎娃郡地頭御外題覺信承伏畢、穎娃・谷山共道佛一人跡_云、此条道佛知行者惣地頭職也、

於下地者、穎娃・谷山各別領主之間、不可混乱之上者、何可号承伏哉、次覺信不弁彼得分、而道慶不請取之由、企逆訴_云、此条道慶爲破和与、不請取得分之間、就訴申、御沙汰最中也、次掠給御教書、兩年不付之由事、即雖付之、不及陳答之間、申付度_云御教書畢、不可依胸臆浮言、又云、支申地頭職安堵之条、云約月以後、云非分違乱、露顯之上者、於所務者、如本可被糺付道慶_云、此条諸三郎丸當村讓得由稱之、於當御手望申安堵、以三番御引付御沙汰、可被糺付道慶之由、書載安堵相論陳状之条、亘于兩樣訖、次支申安堵之条、不依違之子細、具于先訴先段、所詮、於惣地頭所務者、就和与被成御下知之間、諸三郎丸不可相綺之上者、依何可望申安堵哉、然早爲被停止非據濫訴、重言上如件、

元德二年十一月日

^{可上書}三問状案諸三郎丸申安堵事

谷山五郎入道代重状

元德二十一年廿五

○九〇 鎮西下知狀

谷山五郎資忠法師法名覺信与大隅式部孫五郎宗久法

師法名道慶子息諸三郎丸相論條々、

一 薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭職安堵事、

右於彼地頭職者、道慶相副代と御下文以下證文、

讓与諸三郎丸之間、可預安堵御下文之由、就申之、

有其沙汰之刻、覺信依支申、所相番訴陳也、爰兩

方所申枝葉雖多、所詮、覺信則於當村者、爲重代

相傳之私領、郡司進止之間、右大將家以後代と帶

御下文御下知狀等、知行無相違之地也、而於惣地

頭者、有限加徵檢斷之外、不相綺下地之處、諸三

郎丸親父道慶非法張行之間、及訴詔之刻、恐自科、

可停止惣地頭綺之由、就出和与狀、正中二年十月

十日預下知訖、道慶書与彼下知以前讓狀于子息等、

掠給安堵外題、擬致違乱之由訴之、諸三郎丸亦背

關東・鎮西度々下知狀、濫妨地頭所務、抑留得分

物之間、多年雖及訴詔、覺信恐謀書以下罪科、依

致懇望、定地頭得分員數、令和与訖、於地頭職者、

高祖父豊後守忠久以來代と預御下文之間、帶親父

道慶讓狀、申安堵之處、覺信爲郡司之身、寄事於

所務和与下知、支申地頭職安堵之條、無謂之旨陳

之者、於惣地頭者、加徵米以下得分管領之仁也、

郡司者下地進止之上、可停止地頭綺之由、令和与、

預下知之間、道慶縱雖分讓子息等、可配分地頭得

分内歟、諸三郎丸号地頭、申安堵之條、無其謂之

旨、覺信雖稱之、彼下知者、閣所務相論、爲郡司

之沙汰、令弁濟地頭得分之由、所見也、更止地頭

之綺、一円可郡司進止之條、無證據是、次就道慶

和与、預下知事者、正中二年十月十日也、諸三郎

丸所帶道慶讓狀者、爲同四月十九日歟、以和与以

前狀、掠給安堵、擬致違乱之由、覺信申之處、高

祖父忠久跡所領、一族等知行之所々、云惣領分、

云庶子分、大略郡司相並之地雖在之、皆以預地頭

職御下文訖、就中、地頭与郡司和与所務、雖令契

約得分物、就彼和与、支申地頭安堵之條、無其例歟、就覺信支狀、於被闕安堵所望者、向後不可有地頭之号歟、隨而讓狀前後覺信難綺申之旨、諸三郎丸陳答叶理致歟^二、次如道慶讓狀者、山田・上別府地頭職事、相副亡父忠實讓狀并闕東御下知以下證文等、讓与諸三郎丸訖、但上別府內橫手・駒走・釘野以上三箇所^四至^五塚各者、所讓与次男龜三郎丸也云云、不載惣地頭之詞、如下地進止、定四至塚、書与讓狀於子息等之條、紆曲之旨、覺信雖申之、分讓所領於子孫之時、就分限多少、書分四至塚之條、爲通例之間、不足其難歟、云闕東御下文、云父祖手繼狀等、代々爲地頭職諸三郎丸知行之上者、今更可書載惣地頭之詞於讓狀哉、覺信爲郡司之身、難支申地頭職相傳歟^三、次於當國願娃那地頭所務者、大炊助入道教佛知行之時、止代官入部、令和与所務、雖被成下知、惣領下野前司入道^{今者}義死去傳領之間、依讓与子息豊後守實忠、申給安堵外題訖、然而郡司敢不申子細歟、願娃・谷

山共以曾祖父道佛之跡也、所務之躰、又爲同前之間、覺信支狀秀以難被許容之由、諸三郎丸載陳狀之處、覺信無重申旨之間、頗難伏歟^是、次覺信帶建仁三年以來闕東御下文以下御公事勤仕狀等、雖申子細、彼狀皆以爲郡司職知行所見之間、不足當論證文之上、以得分和与下知、一向擬停止地頭名字之條、覺信造意非無紆曲歟^是、然則於彼兩村地頭職安堵者、覺信所支申不及沙汰焉、

一 惡口事

右、覺信則如諸三郎丸陳狀者、於當郡司職者、高祖父忠久地頭職拜領之時、覺信曾祖父信忠爲忠久芳志、令知行之條、覺信祖父忠光延應二年狀分明也、覺信忘父祖代々芳志、支申地頭職安堵云云、於當郡者、信忠帶補任御下文、領掌于今無相違之處、爲芳志知行之由、令申之上者、偏爲恩顧之旨、稱之歟、可被處惡口咎之由訴之、諸三郎丸亦於當郡地頭職者、爲平家没収之地、忠久拜領之間、本補地頭也、覺信者爲郡司、相從地頭所務、令弁勤

所當公事之職也、而覺信爲郡司、支申地頭職安堵之條、過分之造意也、隨而忠光延應狀事、被引載關東御下知之上者、芳志之詞非惡口之旨、陳之者如弘安十年十月三日關東御下知案者、薩摩國御家人谷山五郎資忠与當郡内山田・上別府兩村地頭大隅式部太郎忠實字有禪子息二郎丸代養父道智相論條と、一惡口事、資忠則爲恩顧仁之由、久親載訴狀訖、爲惡口之由申之、久親亦資忠先祖忠光得當郡代官職訖、何可爲惡口哉之旨稱之、爰如久親所進忠光七月八日付延應二年狀者、谷山地頭御方御代官職事、如元所申請也、御代官職給天候波年間波、別御志仁代官一人立候天、時と波御送向候天、番宿有勢佐世候邊志、鬚毛候天過幾難久候波半時波、暇於申天罷出候邊志云云者、帶此狀、道智申子細之處、爲案文之間、難被信用之由、資忠申之、於正文者、惣領帶持之間、可被召出之旨、地頭雖稱之、如狀者、爲請所證文之由、所見也、難稱恩顧地頭、亦帶此狀、聊申子細之條、非指惡口之間、不及沙汰

云云、彼狀不副進本訴具書之上者、難被許容之由、覺信代教信雖申之、引載諸三郎丸陳狀之上、引付問答之時、出帶之處、教信不加指難破之間、承伏歎、然則恩顧之段、猶以非惡口之由、被載關東御下知之上者、芳志之詞、難稱過言矣者、依仰下知如件、

正慶元年十二月五日

(北条英時)
修理亮平朝臣(花押)

『右續目裏判』

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六一四号文書ト向文ナリ)

○九一 山田道慶置文

山田・上別府のちとう所務の事ニよて、こうあん十年くわんとう御下知の正文一通、同所務条との事ニよて、正あん二年のちんせい御下知正文一通、同所務わよの事ニよて、正慶元年のちんせい御下知の正文一通、同地頭職安堵の御下知の正文一通、

年かう同前、同所務とくふんの事ニよて、(ちん脱之)せい御
下知の正文三通、

一 山田・上別府兩村を道慶ニゆつらるゝけんちの状
也、かのおん、本状房(性カ)これをかく、かのゆつり状
の正文ハ、そよりやうたゝむねのあつかり状の正
文一通、同じそくきたひさのあつかり状の正文一
通、この状らハ京へいそきのほせらるへきよし申
下了、のこる和与状・御下知以下、いしうめん・
きいれの田蘭はくちくわうやらのしたいせうもん、
同御下知らの正文ハ、それのはゝのもとにあるへ
き也、しせんの事あらん時ハ、かめ三らうとより
あひて、わけてとらるへき状如件、

元弘三年六月廿四日

たうけい (花押)

諸三郎殿

『右續目裏判』 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一六一四三号文書ト同文ナリ)

○九二 山田忠能・同龜三郎丸連署申状
奉行入藏人式部少輔 彼宿所ハ、おしこうち、まての

こうち、三条はうもんの中ほど、
まてのこうちをもてむね門也、

此申状、八月三日上、同六日安

堵りんし給はる、彼申状ハ案文

同清書、少輔殿充書之、

上、
嶋津大隅式部諸三郎忠能・同舎弟龜三郎丸等謹言

欲早任當知行旨、下賜安堵 繪旨、備將來龜鏡、

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭職、同國散

在名田島相傳所領等事、

副進

一卷 所領相傳文書等

右、就被下 繪旨於忠能一族、嶋津上総前司貞久

法師法名、道鑑、令誅討武蔵修理亮英時之時、忠能父子

共懸先、令生捕抽軍忠之間、可浴恩賞之旨、以別

帯言上、至當知行所領等者、早下賜安堵 繪旨、

欲備將來龜鏡矣、仍恐と言上如件、

元弘三年七月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六四号文書ト同文ナリ)

〇九三 後醍醐天皇編旨

嶋津大隅式部諸三郎忠能・龜三郎丸等當知行地、被聞食了者、

天氣如此、悉之、以狀、

元弘三年八月五日

(岡崎範圍)
式部少輔(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六六号文書ト同文ナリ)

(卷之三 奥書)

右文書、或正文、或古写・古案文等、先祖以來相傳之處、就公用御記錄所江被出置、去年四月 御城回祿之時焼失、此文書者不殘字畫判形如正文官庫ニ有之、山田之家譜ニ被写載置故、御家老嶋津縫殿久寛・嶋津助之丞忠守・喜入安房久亮・種子嶋藏人久時・肝付主殿久兼遂相談、達

貴聞、此節被差出扣写引合之、令校正、以家譜臨写

被 仰付、百六拾五通五卷ニ相分、三十四通為第三

之卷用紙四十枚、繼目裏加封印被下之間、正文不替致

秘藏、可被傳于子孫者也、仍為後證如件、

(〇印、印文「久達」)
「繼目封印」〇

元祿十丁丑正月廿五日

豊前久達(花押)

山田七郎右衛門殿

(卷子表紙)

山田氏文書寫 卷之四

○ 谷山覺信代教信請文

(本文書ハ六二号文書ト同文ニツキ省略)

○九四 雜訴決断所下文

雜訴決断所下 忠能并龜三郎丸所

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭職事、

右件兩村地頭職、忠能并龜三郎丸當知行不可有相違

之状、下知如件、

建武元年九月廿九日 左少史高橋朝臣(花押)

中納言兼藤原朝臣(花押) 前筑後守藤原朝臣(花押)

從二位藤原朝臣 左衛門權少尉中原朝臣(花押)

正三位藤原朝臣 左衛門權佐兼少納言侍從伊賀

守藤原朝臣

左少辨藤原朝臣

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七〇八号文書ト同文ナリ)

○九五 雜訴決断所牒

雜訴決断所牒 薩摩國守護所

嶋津式部孫五郎入道と慶子息忠能申、當國谷山郡

内山田・上別府兩村所務并得分物事、

牒、件兩村所務以下事、任谷山五郎入道覺信代教信

請文、宜知行之由、令下知之状、牒送如件、以牒、

建武元年十一月十一日 左少史高橋朝臣 在判

中納言兼侍從藤原朝臣 御判 前筑後守藤原朝臣 在判

修理大夫藤原朝臣 左衛門少尉中原朝臣 在判

正三位藤原朝臣

左衛門權佐兼少納言侍從伊

賀守藤原朝臣

左少辨藤原朝臣

嶋津式部孫五郎入道と慶子息諸三郎忠能申、薩摩國
谷山郡内山田・上別府得分物事、御牒并訴狀如此、
可被奉行之由候也、仍執達如件、

建武元年十一月廿七日

成阿(花押)

『右續目裏判』

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七二一号文書ト同文ナリ)

有保三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七二四号文書ト同文ナリ)

○九六 僧仁卷書狀

仰給候谷山郡山田・上別府檢断物事、任御教書之旨、
可令参向候之處、折節依所勞火急候、言上其子細於
御請仕候了、恐と謹言、

八月九日

僧仁卷在判

○九八 山田忠能重申狀

嶋津式部孫五郎入道と慶子息藤原忠能重言上、
薩摩國谷山郡司五郎入道覺信他界間、其子細守護
所注進上者、對于彼跡子息平五郎左衛門入道隆信
相傳當知行上者、重欲給御牒、當郡内山田・上
別府兩村抑留年と地頭得分物、

副進

一通 覺信代教信請文

一通 御牒

右兩村地頭職者、親父道慶重代相傳之地也、而爲全

『上書有之』
かせたの別府のちとう代の返事のおん山田・上別府の
けんたんだたの事

御けうそつけらるゝよしの事

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七四三号文書ト同文ナリ)

○九七 成阿奉書

得分物、令契約覺信之處、背契狀之間、武家沙汰之時、就訴申、道慶預度と下知畢、天下一統之後、

捧彼狀及上訴、爲俊春御奉行、忝賜決斷所御牒之處、於地頭所務者、雖去渡之、至得分物等者、背覺信請文、猶以不叙用之間、被仰下國司守護所之刻、覺信去年十二月令他界畢、爲亡者之上者、對於彼跡相傳隆信、被下御牒、爲糺賜以前抑留得分物等、恐と言上如件、

建武二年三月日

『續目裏判』

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七三三號文書ト同文ナリ)

○九九 山田忠能着到狀

嶋津式部諸三郎忠能、馳參御方致軍忠候早、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月五日

藤原忠能

進上 御奉行所

『名乘之下裏ニ有之』
(花押)

「承了」 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七八六號文書ト同文ナリ)

○一〇〇 島津道鑑奉狀

式部諸三郎宮崎合戦之時軍忠事、無子細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月五日

沙弥道鑒

『名之裏ニ有リ』

(花押)

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七八七號文書ト同文ナリ)

○一〇一 足利尊氏御教書

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、随守護催促、可抽軍忠之狀如件、

建武三年三月廿八日

(花押)

式部諸三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八二五号文書ト同文ナリ)

〇一〇二 足利尊氏奉行人連署奉書

大隅式部諸三郎忠能申、於多々良瀉、今月二日捕頸
由事、軍忠之次第、有見知云々、為事實否、載起請
文之詞、委細可被注申候也、仍執達如件、

建武三

三月廿八日

利泰

実忠

師泰

澁谷弥四郎殿

(花押)
(花押)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八二六号文書ト同文ナリ)

〇一〇三 足利尊氏奉行人連署奉書

大隅式部諸三郎忠能申、於多々良瀉、今月二日捕頸
由事、軍忠之次第、有見知云々、為事實否、載起請
文之詞、可被注申候也、仍執達如件、

建武三

三月廿八日

利泰

(花押)

財部孫四郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八二七号文書ト同文ナリ)

〇一〇四 山田忠能軍忠状

大隅式部諸三郎忠能軍忠事、

右忠能、薩摩大隅兩國凶徒等蜂起之間、就下給御教
書、令下國、押寄大隅國加世田城、大手大將属于嶋
津左京進入道と恵手、自五月六日迄于六月十日夜、
捨身命致合戦早、然早軍忠拔群之上者、且預御注進、
且賜御承判、浴恩賞、為施弓箭面目、恐々言上如件、

建武三年六月日

「承了」(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八五六号文書ト同文ナリ)

〇一〇五 山田忠能申状

嶋津式部諸三郎忠能謹言上、

実忠

(花押)

師泰

(花押)

欲早預恩賞、弥成弓箭勇、筑前国多々良瀉合戦以下度々軍忠事、

恩賞、弥為成弓箭之勇、恐々、
(言上如件脱カ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八二四号文書ト同文ナリ)

副進 一通 御教書

一通 侍所高尾張守御一見状
(師奉)

一通 嶋津上総入道と鑿拳状

二通 御奉行方御奉書

二通 證人等起請文案

一通 上総入道と鑿一見状

右、去年二月、將軍家鎮西御下向之刻、忠能長州赤磨関令馳參、即供奉仕、同三月二日、於筑前国多々良瀉御合戦候間、捨身命攻戦、自身及分取候、薩摩国澁谷弥四郎并肥後国財部孫四郎入道等見知之間、於太宰府令言上之處、為侍所高尾張守師泰・嶋津豊後前司実忠・斎藤弥四郎利泰奉行、依被尋下證人等、任實正、書進請文之間、既可有恩賞之旨、被仰下之處、依御上洛、被聞之了、然忠能重大隅国凶徒兼重以下輩可誅伐之旨、預御教書、令下国、属于惣領嶋津上総入道手、致軍忠了、然早任度と忠節之旨、浴

〇一〇六 山田忠能申状

嶋津大隅式部諸三郎忠能謹言上、

欲早任傍例、預安堵御下文、備末代龜鏡、薩摩國

谷山郡内山田・上別府兩村地頭職事、

副進

一通 関東御下文文案正文者在惣領

一通 忠真讓状案文正文者在惣領

一通 関東下知状

一通 道慶讓状

一通 鎮西下知状

一通 綸旨

一通 決断所御下知

一通 系圖

右當職者、忠能父祖代と所職、當知行于今無相違者也、仍手継安堵以下證文等、謹備于右、然早任傍例、

預安堵御下文、為備將來證券、恐言上如件、

建武四季正月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一八九四号文書ト同文ナリ)

〇一〇七 山田忠能申状

目安 大隅式部孫五郎入道と慶子息忠能申、

薩摩國伊集院地頭御代官非法条と事

一當院内土橋村内嶋廻田一町道慶本領也、然依有要

用、為大隅助三郎入道と助、入置本物返質券之處、

去と年^{建武}、依諸國一同法、被成下決斷所御牒并

國宣守護施行等、被返付之處、自御代官方被點定

被田作毛、以前五ヶ年加徵米可懸當作之由、被仰

之間、既去年不及耕作之条、且公物闕如欵、然早

自當知行年始而可致其沙汰之由、蒙御成敗、欲全

公私得分矣、

一同院石谷村内古里・馬渡田一町、同村内瀬戸口田

二反、為道助息女^{号北女房}今者死去入置質券、是又依同法、

被返付之處、又依同篇違乱、被押取下地、泉殿御

代官福崎五郎令自作之条、無術次第也、於地頭米

者、為當作沙汰令弁濟之条、定法也、仍自當知行

年可被相懸之處、不知行分及呵責愁歎多也、早於

下地者被返付之、有限至地頭課役等者、自當知行

之年可致其沙汰之由、欲蒙御成敗矣、

一同院福山村内大路田・柳田合五段、彼田者、當院

別施入十八町、天神御領之内也、然間、令停止諸

御公事之条、自余村と無其隱之處、限彼田五段、

稱可相懸加徵以下公事等、福崎五郎令刈取作毛候

条、無術歎也、彼別施入田懸公事否事、當院内名

と有御尋、不可有其隱者也、就中、於此所當米者、

多年天神御供物也、且及有道之御沙汰、御祈禱一

分欵、然則、任先例、被返付下地、欲被停止諸公

事矣、

一同持丸名内原田・垣下田・温穴前田分、自去と年

^{建武}六月迄于去年秋比、夫用途四ヶ度被懸召之間、

作人等難合期者也、仍任法例、欲被經御沙汰矣、

一古江齒・桑迫・源太迫・三ノ小山ノ原、自去と年

秋、福崎五郎無是非被押取候条、無術者也、早欲返付之矣、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九〇七号文書ト同文ナリ)

一同古江蘭并福山百姓等、一縁被召仕之条、以同前、一同御代官年貢落成等、雖致沙汰、不出請取之条、

〇一〇九 足利直義御教書

薩摩國凶徒等誅伐事、

所差下嶋津三郎左衛門尉・大隅左京進入道也、早令

欲被經誠御沙汰矣、

以前条々、於在国雖難申之、一向無叙用之間、恐

發向、可致軍忠之状如件、

と所令言上也、建武四年三月日

建武四年五月十八日

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九〇六号文書ト同文ナリ)

大隅式部三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九三六号文書ト同文ナリ)

〇一〇八 山田忠能申状

大隅式部孫五郎入道子息忠能重言上、

〇一一〇 足利直義御教書

薩摩國伊集院内馬渡田島以下、自當院御代官方、

薩摩國合戰事、致軍忠之条、尤神妙也、向後弥可抽

被致押領間事、

忠勤之状如件、

右、巨細先度言上早、而自當院御代官方、彼田地等

建武四年十一月廿九日

(花押)

被押領事、同院兵衛三郎所令存知也、有御尋、不可

嶋津式部三郎殿

有其隱、然早被尋究此等子細、被經急速御沙汰、糺

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九八八号文書ト同文ナリ)

給忠能、為令全地頭御米等、恐々重言上如件、

建武四年三月日

〇一一一 島津道惠書状

津野殿脚力のほりの時、二月三日状同三月十一日到来、委細三承候了、自何方も國いまたせいひつせす候へハ歎入候、是も當時ハ御きたハしまらす候、ハしまり候ハ、一端申候て、罷下へく候、御身のすきはの事、さこそ候らんと察存候て、御いたわしく候、孫二郎殿もかいくしくをいたゝれて候らん事悦入候、とくく下向候て、かたくも見たてまつり候ハやとねんせられてこそ候へ、今めかしき事にてハ候へとも、したしき中のかたくも御渡候へ、萬事憑申て候、さてハ山田入道殿より、これに状を給へく候、我申事のせふんつかせ給候ハんよし、うけ給にこそ無勿躰候へ、蒐もかくも入道殿仰られ候ハん事をそむかれ候ハん事ハ、あさましき事にて候へく候、此後ハ其旨を御存知あるへく候、又ひはの事承候、取てをかせ給へく候、何物にても候へ、入候ハん物ハ、京とへ注進までも候ましとてをかるへく候、又馬代用途の請取の事、うけ給候了、大方へ殿も御状もまいらせす候、此山臥文かすをいたみ候

之間、申入す候、このよしを御申あるへく候、其上たふせのかくりきくたりの時まいらせて、此脚力い程なく候間、申入す候由、御心へ候て御申入へく候、若黨其中へもこの由物かたりあるへく候、又宗四郎かかたへ、さやまきの刀くたし候、其様を仰らるへく候、恐と謹言、

三月十八日

道惠(花押)

山田三郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九二号文書ト同文ナリ)

〇一二二 島津道惠書状

山臥便宜之状、委細承候了、

一 国いまゝて城の一をも不被落候(由カ)承候へハ、

一 二年ニも静謐あるまじきやうにうけ給候へハ、

無御心本存候、これも下候ハんとて、暇申て候へ

ハ、執事方より、思もより候ハんと候間、今すこ

しも候て、重いとま申候て罷下へく候、

一 和田城こしらへられ候よし、うけ給候、相構く

ひきたれ候てこしらへらるへく候、領内としや
う一所候ハてハ、かなうましく候、若黨共の中へ
ハ莫祢二郎下し候時、ふミくたして候間、不下候、
一何事も入道殿に申合られ候て、よきやうに計へく
候、

一那良西阿城せめられけに候、此いくき、無何ひき
しくあらうするけに候へハ、歎入候、其外京都無
殊事候、

一必と七八月比ハ可下候、早と城こしらへ候てをか
るへく候、委細難盡状候、恐と謹言、
(曆応四年九)
壬四月四日 道恵(花押)

山田諸三郎殿

(墨引)

「上書」
山田諸三郎殿 道恵

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二〇号文書ト同文ナリ〕

〇一一三 足利直冬軍勢催促状

為奉息兩殿御意、所打立也、急速馳參、可致忠節状
如件、

貞和六年九月廿二日 (花押)

山田諸三郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二八号文書ト同文ナリ〕

〇一一四 山田忠経申状

嶋津大隅式部諸三郎忠経謹言上、

欲早且依傍例、且任當知行実、預安堵御下文、備
末代龜鏡、薩摩國谷山郡内山田・上別府西村地頭
職事、

副進

一通 関東御下知

一通 親父宗久(法名)讓状

一通 鎮西御下知

二通 綸旨同決断所御下知

二通 御教書

右地頭職等者、忠経父祖代と相傳、當知行無相違之

条、所進之文書等炳焉之上者、早預安堵御下文、弥為致忠節、粗言上如件、

貞和七年四月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三四号文書ト同文ナリ)

觀應二年七月廿八日 (花押)
嶋津大隅諸三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三四号文書ト同文ナリ)

○一一五 足利直冬下文

下嶋津山田諸三郎忠經

可令早領知薩摩国谷山郡山田・上別府兩村地頭職

下地事、

右任關東鎮西度と下知并親父道慶讓狀、可令領掌之狀如件、

觀應二年六月十三日

源朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三五号文書ト同文ナリ)

○一一七 島津氏久宛行狀

覽嶋郡内上伊敷村地頭職事、為給分所宛行也、任先例、知行不可有相違之狀如件、

正平十三年五月一日 氏久(花押)

山田諸三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三五号文書ト同文ナリ)

○一一八 島津氏久安堵狀

覽嶋郡内上伊敷・下田兩村地頭得分事、以參分貳為給分所相計也、知行不可有相違之狀如件、

正平十三年七月一日 氏久(花押)

山田諸三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三七号文書ト同文ナリ)

○一一六 足利直冬軍勢催促狀

大隅・薩摩兩國凶徒事、急速馳越、可致退治忠節狀如件、

〇一一九 今川了俊挙状

加賀守所望事、可挙申京都之状如件、

應安七年五月廿二日

沙弥(花押)

嶋津山田九郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六一号文書ト同文ナリ)

〇一二〇 島津氏久挙状

嶋津山田加賀守忠經申、

薩摩國谷山郡内山田・上別府事、譜代相傳之段、無

子細候、仍京都御吹擧所望仕候、可有申御沙汰候哉、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

應安八年五月十日

越後守氏久

御判有

進上 斎藤六郎左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二九四号文書ト同文ナリ)

〇一二一 今川了俊書状

嶋津山田加賀守忠經申訴詔事、嶋津越後守氏久捧拳

状候、謹進覽之候、可被經御沙汰候哉、於鎮西致忠

節候之間、如此執申候、以此旨、可有御披露候、恐

惶謹言、

永和元年七月十八日

沙弥了俊(花押)

進上 武藏守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二九九号文書ト同文ナリ)

〇一二二 犬追物手組

■ 十 ■ 十 ■

いぬおもてく^{至徳元}
犬追物手組^{十一十六}

十三 十三 十三 十一 十二
殿 うちひさ 十二疋

十^{十二十三} 十^{五疋} 十^{十二} 十^{十一} 十^{十二}
平田新右衛門尉 嶋津修理亮殿
ひらののしんあもんのせう しまつのしゆりのすけ 五疋

十一^{十二十} 十^{三疋} 十一^{十一} 十^{十二} 十^{十一}
伊地知彦六 上井神五郎
いちひこ六 うはいしん五郎 二疋

十二^{十一十二} 十二^{七疋} 十一^{十一} 十^{十一} 十^{一疋}
又三郎殿 肥後法師丸
また三郎とのせうおう

檢見

嶋津九郎右衛門入道殿

(ママ)
しまつ九郎さへもんとの
(本文書ハ「旧記雜錄前編二」四二九号文書ト同文ナリ)

「承了」

『上書』

大隅式部龜三郎丸申状

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九八三号文書ト同文ナリ)

〇一二三 山田龜三郎丸軍忠状

嶋津大隅式部龜三郎丸謹言上、

薩摩國凶徒等、益山四郎入道并彦五郎入道子息親類

一族以下、率多勢、同國伊作庄内構中原城柳、依立

籠、以今年六月十一日、彼城攻合戦之時、依致軍忠、

若黨左衛門次郎友久左肩被疵訖、次同國阿多郡高橋松原

口合戦之時、依致軍忠、友久右股被疵畢、彼両度合戦次

第、隱岐七郎行貞存知畢、次同國凶徒等、構市来院

城柳、依立籠、以今年九月廿九日、御合戦之時、致

軍忠、合戦之次第、大將御存知上、遠矢次郎太郎入

道円也・大隅國小濱十郎実名不知、為同所合戦上者、令

見知畢、然者早為預御一見状、且目安如件、

建武四年十一月三日

(花押)

下 嶋津式部孫三郎友久

〇一二四 足利直冬下文

可令早領知薩摩國谷山郡山田・上別府兩村地頭職

事、

右、任関東・鎮西度々下知并親父道慶舍兄忠經正中

二年四月十九日・今年四月三日讓状、可令領掌之状

如件、

觀應二年六月十三日

源朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三五号文書ト同文ナリ)

〇一二五 今川了俊感状

於國致忠節之由、嶋津越後守氏久所注申也、尤以神

妙、向後弥被抽軍功者、可被抽賞之状如件

應安六年二月七日

沙弥（花押）

嶋津山田掃部助殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四四号文書ト同文ナリ）

應安七年五月廿二日

沙弥（花押）

嶋津山田四郎殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六二号文書ト同文ナリ）

○一二六 山田忠経讓状

讓渡 嫡子とらわう丸所

薩摩国谷山郡内山田・上別府兩村事、

右所領者、重代相傳地也、亡父道慶讓状并関東御下
知以下證文等をあひそへて、とらわう丸ニ讓渡とこ
ろ也、とらわう丸男子なくハ、わう丸ニゆつりあ
たへらるへき也、仍為後日、以自筆かきをくゆつり
状如件、

貞治六年二月十八日

忠経（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一六九号文書ト同文ナリ）

○一二七 今川了俊拳状

右京亮所望事、可拳申京都之状如件、

○一二八 島津元久段錢請文

（島津元久）
（花押）

定

段錢事 三十文
寺社五十文

右、来十一月可調進、三ヶ度可加催促、尚以有無沙
汰輩者、所詮、八幡大菩薩御照覽候、未進分際田數
可取放也、仍所定如件、

明德二年六月日

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」五〇〇号文書ト同文ナリ）

○一二九 北郷道且外八名連署契状

契約

一自然而上方御上洛之時者、此衆中一味同心而國お
堅く踏、不殘聊所存、就大少事申談、御下向之間、

諸事可相計事、

一匠作既御不忠現形之上者、此衆中如何様致方便、可退治仕申事、

一如此申定候上者、成無二之思、仰 公方申、於私

者相互用三立被立可申候、若不慮喧嘩出来、又者

有讒者、如何様虚説雖申候、各馳奇、任理非、無

為可相計事、

右此条と偽申候者、

伊勢天照大神

正八幡大菩薩

諏防上下大明神

霧嶋六所大権現

天満大自在天神、御討お各可罷蒙候、

仍契状如件、

應永十六年三月二日

う八井

善了在判

ひらた

玄親同

ほんた

元親同

やまた

玄威同

かは山

道春同

ちやうしう

景仙同

きた 道三同

にいろ 久臣同

ほんかう 道日同

(本文書ハ「旧記雜録前編」二七八四号文書ト同文ナリ)

〇一三〇 山田玄威久契状

畏言上

一右意趣者、若御御座時者、一身大綱存、可致奉公候事、

一若御御座候共、請御意、可致忠節事、

一蒙仰条と、於一身生涯不背上意、可立御用事、

一和讒荒説入御耳候時者、被仰下可申上事、

若此条と偽申候者、

日本国中大小神祇

殊者、

伊勢天照大神宮

正八幡大菩薩

熊野三所大権現

天満大自在天神

諏方上下大明神、御討可罷蒙候、

應永十八年八月廿八日

沙弥玄威

進上 伊地知殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八二四号文書ト同文ナリ)

〇一三一一 島津玄喜久契状

契約

一 右意趣者、若御御座時者、人々大綱存、可致忠節事、

一 於此内不慮子細時者、其方御大事をハ身之大事と存、身之大事をハ御大事と被思、生涯不可有替篇

事、

一 和讒凶害荒説時者、相互ニ申承候ハて、信用ある

ましき事、

此条と偽候者、

日本國大小神祇 殊者、伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三所大権現

天満大自在天神 諏訪上下大明神、御討可罷蒙候、

應永十八年八月廿八日 玄喜 (花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八二五号文書ト同文ナリ)

〇一三三二 島津久豊契状

一 右意趣者、今度一大事刻、取分御志候上者、身之

於生涯無替篇、近付通し申へき事、

一 如此申定候上者、御大事をハ、身之大事と可存事、

一 於此内不慮和讒凶害荒説時者、直ニ申披候ハて、

不可有信用儀事、

若条と偽候者、

日本國大小神祇 殊者、伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三所大権現

諏訪上下大明神 天満大自在天神

御討可罷蒙候、

應永十八年潤十月十一日 久豊 (花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八四八号文書ト同文ナリ)

〇一三三三 島津久豊宛行状

大隅國市成之内南持留事、為給分所宛行也、早任先
例、可令領掌之狀如件、

應永十八年十一月十八日 久豊（花押）

山田殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二八五六号文書ト同文ナリ〕

（卷之四奥書）

右文書、或正文、或古写・古案文・犬追物手組等、

先祖以來相傳之處、就公用御記錄所江被出置、去年

四月 御城回祿之時焼失、此文書者不殘字畫判形如

正文官庫ニ有之、山田之家譜ニ被写載置故、御家老

嶋津助之丞忠守・嶋津縫殿久寛・喜入安房久亮・種

子嶋藏人久時・肝付主殿久兼遂相談、達

貴聞、此節被差出扣写引合之、令校正、以家譜臨写

被 仰付、百六拾五通五卷ニ相分、四十一通為第四

之卷用紙四十
八枚 繼目裏加封印被下之間、正文不替致秘

藏、可被傳于子孫者也、仍為後證如件、

（○印、印文「久達」
「繼目封印」○）

元祿十五丁正月廿五日

山田七郎右衛門殿

豊前久達（花押）

(卷子表紙)

山田氏文書寫 卷之五

○一三四 島津久豊安堵状

薩摩國山田之内上別府事、為本領上者、所不可有相違也、早任先例、可令領掌之状如件、

應永十八年十一月十八日 久豊 (花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八五七号文書ト同文ナリ)

○一三五 島津久豊契状
『牛王』
右意趣者、

一 今度荒説一切信用不仕候事、

一 此刻大綱候之處ニ、最前より取分御志なされ申候、生涯悦喜、御方ハ又別而御大事あるへき事なく候間、其御用にハ立申急す候哉、身のうんを開次第に力を付申、子と孫とまで身之代ニ合力を申候て、本末堅大小事可申談事、

一 三ヶ國如何様ニ雖轉變、就是非申談、御大綱をハ存身大綱、不可有二心事、

一 如此申談候上者、今程習、若和讒凶害之仁出来候者、其人を敵と存、一切無信用、親子可成思事、

一条と申定候上者、本末他心案ニ不入して、一家繁昌様ニ可申談事、

若此条と偽申候者、

伊勢天照大神宮 正八幡三所大菩薩

熊野三所大権現 諏方上下大明神

稻荷大明神、 御罰を可蒙候、

應永十九年十一月卅日 久豊（花押）

山田殿

（本文書ハ「旧記雜録前編」二八九六号文書ト同文ナリ）

〇一三六 平田重宗契状

契約

右意趣者、

一仰公方、一味同心之思お成申、可致忠節之事、

一於私者、大小事不殘心底申承、自然御大事之時者、

縁者親類ニもひかれず、一身之大綱と存、御用仁

可立申事、

一不慮之讒者出来、凶害お申事候者、即時ニ蒙仰申

入、可散不審之事、若此條と偽申候者、

日本國大小神祇 殊以

伊勢天照大神宮 熊野三所大権現 正八幡三所大

菩薩 諏方上下大明神 稻荷大明神之可蒙御討候、

應永廿五年十二月二日 右馬助重宗

山田殿

（花押）

（本文書ハ「旧記雜録前編」二九七四号文書ト同文ナリ）

〇一三七 島津久豊書状

又西村方へ一日状を遣候、為御心得可申候、

平田それへ進候状、委細一見候了、仍御念比もたせ

候て給候、誠と令悦喜候、雖毎度申候、其堺事一事

以上、裏面憑存候外無他候、就其、岩川事共、あし

よハななどにつけ候て、内儀申談候て、あひしらハれ

候へと申て候、次岩川事、近所事候へハ、不御心置

其堺事共、可然様御談合肝要候、又ほんかう御目出

す、しく被申候得者、為其悦、栴山殿をこし申候、

次一日一段承候之間、事不可子細之由、於谷山申て

候、来月八月の心ニかゝり候、今月の中二人を可有

御遣候、返と其堺事は、いまの一しほハ大綱候、御

一人の大事とおほしめされ候ハてハ、敵案ニ入候へ

く候哉、恐と謹言、

十一月廿三日

山田殿

久豊（花押）

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」五八七号文書ト同文ナリ)

〇一三八 島津久豊書状

御札委細承候了、兼又新納殿より状一見候了、御慰
懃もたせて給候事、為悦無極候く、随而一昨日進
使者候之處ニ、御念比承候事、悦喜仕候、諸事可然
様ニ御了簡候て可給候、返々千万憑存候、其餘事ハ、
御一人大綱と被思食、うらおもて御ほねをられ候て、
今度よりせんとおとつけて可給候、又承候間事ハ一
日御使ニ申候しごとく、来月極月にて候程、以吉日、
今月中ニ進候へど、たうしゆん三郎二郎方へ、今日
申遣候、恐と謹言、

十一月廿六日

久豊 (花押)

(墨引)

山田殿

久豊

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」五八六号文書ト同文ナリ、尚東大本ニヨリ補
訂セリ)

〇一三九 山田玄威久興申状

畏言上

大隅國小河院内一成村六町、見作十二町、同持富三
町、山田内上別府村五町五反、中村内入久四町、
已上廿四町五反之段錢四貫九百文、

應永三十二年潤六月九日

沙弥玄威 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇四六号文書ト同文ナリ)

〇一四〇 山田久興讓状

讓渡 嫡子百王丸所

薩摩国谷山郡内山田・上別府両村之事、
右所領者、重代相傳地也、

亡父忠經讓状并関東御下知以下證文等をあひそめて、
ひやくわう丸讓渡ところ也、若ひやくわう丸男子な
くハ、わう五郎丸ニ可讓也、仍為後日、以自筆かき
おく状如件、

應永十年二月七日

久興 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七〇〇号文書ト同文ナリ)

○一四一 島津久豊加官状

加官

嶋津百王丸

三郎四郎忠豊

久豊 (花押)

應永廿二年八月廿二日

嶋津三郎四郎殿

久豊

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」九三六号文書ト同文ナリ〕

○一四二 山田忠豊申状

畏言上

大隅國小河院内一成村四町五反卅、同持富一町三反、

一成・持富兩村五町八反卅、段錢一貫百七十二文、

應永卅五年五月廿二日

藤原忠豊 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇八〇号文書ト同文ナリ〕

○一四三 島津好久宛行状

嶋津御庄大隅方垣吉内三町并薩州谷山内山田先知行分事、右爲料所所宛行也、早任先例、不可有領知相違状如件、

永亨四年十二月廿四日

山田殿

好久 (花押)

山田殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一二九号文書ト同文ナリ〕

○一四四 島津好久宛行状

嶋津御庄大隅方小河院之内垣吉之村六町并花田平坊

五町、爲料所々宛行也、早任先例、不可有領知相違

之状如件、

永亨七年六月廿三日

好久 (花押)

山田殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一七四号文書ト同文ナリ〕

○一四五 島津忠国宛行状

嶋津御庄大隅方下大隅郡之内二河村之事、為給分宛行處也、早任先例、領掌不可有相違之状如件、

永享八年五月廿日

陸奥守 (花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二八七号文書ト同文ナリ)

○一四六 島津持久宛行状

嶋津庄大隅方小川院内百引六町事、為料所所宛行也、早任先例、領知不可有相違状如件、

嘉吉二年三月十八日

持久 (花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二八一号文書ト同文ナリ)

○一四七 島津忠国書状

老衰仕候へ共、いまも狩鷹、心中計ハ数寄候、

同前候哉、

世上以後無音候、定而侘事候哉、隨而引目木望候、
持せ候て給候者、觀喜候、恐と謹言、

六月九日

忠國 (花押)

山田殿

山田殿

忠國

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二八三号文書ト同文ナリ)

○一四八 島津忠昌書状

今度之弓箭、從最前被成御志候、依其寄郡從坂上于今相拘候、忠節之至無比類候、於子と孫と不可有忘却候、弥憑入候、此度之弓箭執拔候者、可致其礼候、委細者若狭守方可被申候、恐と謹言、

七月十九日

忠昌 (花押)

山田河内守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二七四一号文書ト同文ナリ)

○一四九 島津忠昌書状

先年弓矢之時、敵同心候事、至于今者改其心中、於
自今以後、不可有二心之旨、加神名被遺證文候、恐
悅候、如此之辻、於無相違者、聊茂不可存等閑之儀
候、恐と謹言、

十月十三日

忠昌（花押）

山田河内守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七五号文書ト同文ナリ）

○一五〇 隈江匡久書状

又か子御立候に迎御返候て、舟にもものせず候、
ゑせ御合力にてこそ候へ、但かこへ御音信可有
候ハん、又庄内へ番之事、已四郎殿にて被仰候
處、所とより無沙汰候とて、ことのほかの御述
懷に候、為御心得申候、

貴殿さま此境就御越、御音書則懸御目候、御悦喜之
由申せとて候、仍早と可有御渡海候之處ニ、衾寝
殿・肝付殿御待候之間、延引候、来十六舟津まで両
家可被立にて候、相州へ飛脚御まいらせ候、去十一

歸来候、又六郎殿可有御出頭候、順逆殿様御法弟と
御頼ミ候、世中先と可然こそ候へ、此節境目く一段
段用心可入事ニ候、恐と謹言、

（享祿二年カ）

六月十三日

匡久（花押）

（墨引）

隈江

「上書」
山田安藝守殿

御返報

匡久

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二五号文書ト同文ナリ）

○一五一 隈江匡久書状

尚と申候、御名乗之事、御校量可然候、但不可
過御思安候、
殿様此境就御滞留、御音信御申之趣、致披露候、
御祝着之由被仰候、

一御屋形様 殿様江被召御酌候、然者則 殿様御腰
物御進上候、則 御屋形様御腰物 殿様江御取せ
候、其外色と御懇之儀ニ候、
一時久御奉公如前代御申候へと、以面御頼候、如此

条、殿様威勢不及申候、一相州御出頭相定候、

一称・肝座敷之上下依被争候、出頭延引候、豊殿色と以御辛勞、御屋形様江被懸御目候、目出度

候、一実久・相州御間、御和融之義、是又御料理最中候、一貴様御名乗、御屋形様御名乗ニ候、如

何之御分別候哉与 殿様 御意に候、為御心得候、
毎事期後音候、恐と謹言、
(享祿二年)

七月十日

匡久(花押)

(墨引)

隈江

^{上書}山田安藝守殿

匡久

御返報
(本文書ハ、旧記雜録前編「二二五八号文書ト同文ナリ」)

〇二五二 隈江匡久書状

又、はり鞍ニ成候する皮御所持候ハ、一枚可

給候、不申共にて候へ共、冬毛望ニ候、万事頼

存候、衆中ニ所持候ハ、御所望候て可給候、

書状之趣、得其心候、仍初千代殿御下ニ被参候人衆

四ヶ所衆、蒲生方・邊河殿・佐多殿、此等にて候、

頼娃方何方共不見得候、又北郷殿・北原方和融未成候、此節番城誘無油断様にと御意候、次三夜留之用

意、諸人ニ可被仰付候、依一左右御動あるへく候、
萬期後音候、恐と謹言、
(天永六年カ)

霜月廿一日

匡久(花押)

(墨引)

隈江

^{上書}山田安藝守殿

匡久

御返報
(本文書ハ、旧記雜録前編「二〇七〇号文書ト同文ナリ」)

〇二五三 隈江匡久・中野歳信連署書状

又、番城誘堅被仰付候へと御意候、

来十五可有御動候、五日之可為誘候、依今一左右、

可被打出之由、御意候、御油断有間敷候、又境目

ニ敵見え候哉、(毎日脱力)人衆出、時義を見せられ候へと申せ

とて候、次自清水音信候、當時無何時候、真幸之様

今日及者、不聞得候、為御心得候、恐と謹言、

三月十一日

歳信 (花押)

匡久 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇二五号文書ト同文ナリ)

(墨引)

隈江
中野

『上書』
山田安藝守殿

匡久

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇二五号文書ト同文ナリ)

〇一五四 隈江匡久書状

又、本田紀伊殿伯耆方へ為礼被越候、被及聞召候哉、為御心得候、

其方之人衆、少と清水之番ニ御たて候へと御意候、来月三たるへく候、十日番ニ候、巨細之条、重而可申候哉、毎事期後音候、恐と謹言、

卯月廿八日

匡久 (花押)

(墨引)

隈江

『上書』
山田安藝守殿

匡久

御宿所

〇一五五 隈江匡久書状

(脱カ)

又、今日中ニたるも、山東よりの使僧・従志和知より使僧・池袋殿よりの使僧・自都城之使者、更不得寸隙候、御察之前候哉、其様御活計不及申候、御うらやましく候、

尾州清水ニ可有御立候、十日かハりにて候、今日此方へ御越有へき事候、遅こそ候へ、其かハりに、其方之衆ハ可被立にて候、其覚悟肝要ニ候、姫木此方ニ現形候、下大隅邊も現形之由候、待居候、又北郷殿曾於郡番衆御入候、如何ニこそ候へ、又我等長在京ニ、はやくたひれてこそ候へ、そと御指出候て、世間之時義被聞召候て可然候、恐と謹言、

(大永六年カ)

五月四日

匡久 (花押)

(墨引)

くまへ

『上書』
山田安藝守殿

匡久

御返報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇二八号文書ト同文ナリ)

〇一五六 限江匡久書状

尚々、北郷殿心替候者、都城へ可取懸候、御油
断有間敷候、今明日之間、物之躰みえ候へく候、

北郷殿以談合、曾於郡格護可有二相定候之間、去廿
日、以両計矢被射初候處ニ、本衆北郷殿人衆ニ城戸
をひらき成合候、此方之番衆をハ、子細候て、少被
相待候へと被申候間、内々この人衆、末吉寄候、万
一北郷殿心替候者、都城へ可懸指覚悟ニ候、為御心
得候、十二九八目出度可成行候哉、万期後音候、恐
く謹言、

(天永六年九)
五月廿三日

匡久 (花押)

(墨引)

くまへ

『上書』
山田安藝守殿

御返報

匡久

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇三三号文書ト同文ナリ)

〇一五七 限江匡久書状

又、一昨日末吉より罷帰、肝付へ罷越候、辛勞
中く無申計候、殿さま昨夕御帰候、為御存知
候、三俣雜説火急ニ候間、豊州急度御參會ある
へきにて候、面白弓矢之躰にてこそ候へ、

去九伊地知方・梶原方・池袋方、以同心垂水ニ被相
動候、彼城幾程有間敷候、自然、廻・敷根邊之足輕
つゝくへく候哉、其武略として、境目邊に足輕御出
候て可然之由、御意候、御油断あるましく候、恐
く謹言、

(天永六年九)
六月十一日

匡久 (花押)

(墨引)

限江

『上書』
山田安藝守殿

御宿所

匡久

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇三三号文書ト同文ナリ)

〇一五八 限江匡久書状

尚々、堅可被仰付候、又梶山殿・三河殿被越候、

あましたる事にてこそ候へ、返と御ほんそうあ
るへく候、

来十三廻へ可有御動候、然者殿・四郎殿御出張候、
十五以前六十以後、出家も不残、被立候へと 御意
候、御油断有ましく候、恐と謹言、

(大永六年カ)
七月十日

匡久(花押)

(墨引)

くまへ

『上書』
山田安藝守殿

御宿所

匡久

(本文書ハ、旧記雜録前編二二〇三四号文書ト同文ナリ)

○一五九 隈江匡久書状

尚と、三日より御動有へく候、又去廿三夜、相
州伊作城へ被切乘、究竟之人多と被打取、南郷
も知行候、為御心得候、

来月三日至廻・敷祢、打つゝき三日御動あるへく候、
其方之人數奔走候へと 御意候、御油断有間敷候、
恐と謹言、

(大永七年)
七月卅日

匡久(花押)

(墨引)

くまへ

『上書』
山田安藝守殿

御宿所

匡久

(本文書ハ、旧記雜録前編二二〇四号文書ト同文ナリ)

○一六〇 隈江匡久書状

尚と、蒲生衆・祢答院衆高名無是非候、又壹岐
守方一昨日從真幸被帰候、北原殿弥惣と被申候、
又自豊州も惣と被仰候、今明之間、(日脱之)遠州為使者
可有御越候、伊地知方ハ明日可被參候、本田方
いまた逗留候、又於内城護摩にて候、又山口神
前にてハ、真讀般若にて候、萬辛勞仕候之處ニ、
霜女刈にて活計のミ候、御浦山敷候へ、

御家景中神水被仰付候案文進之候、今月中可然候歟、
但御遠慮不可過候、又 御屋形衆蒲生へ三千程被寄
候處ニ、祢答院統候て、合戦二度候而、御屋形衆
廿人之上越度候、手負切捨などハ不知数候之由、自

清水注進候、目出度こそ候へ、恐と謹言、
(大永六年九)
八月廿八日 匡久(花押)

くまへ

『上書』
山田安藝守殿

御宿所

匡久

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇六〇号文書ト同文ナリ)

○一六一 隈江匡久書状

如仰至廻被得勝利候、目出度候、此節一段御用心肝
要二候、将又俄ニ山東へ之義被仰出候、迷惑御察之
前候哉、就中、御鷹鴈取候、旁以被得利候、目出度
候、御同前候哉、毎事期後音候、恐と謹言、
(大永六年九)
九月七日 匡久(花押)

(墨引)

隈江

『上書』
山田安藝守殿

御返報

匡久

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇六二号文書ト同文ナリ)

○一六二 南樵雪名字書出
小名字号山田
藤氏嶋津三郎二郎殿

實名

久義

于時天文三曆甲午三月日

南樵雪(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二二二四号文書ト同文ナリ)

○一六三 高麗渡二付条々

- 高麗渡ニ付条と事但手火箭
百ちやうノ仕立
- 一こゝろさしにて可被参人ハ、其心さしのほどを身
にかへ可申上候事、
- 一御めにかゝらさる人ハ、御目にかけて候て、後日帰
朝之時、御扶持を申遣へき事、
- 一為何とかある人なりとも、令同道候て、御めにか
けへく候事、もしならぬ事候ハ、永代我等同心
たるへく候事、
- 一火箭持候て可被参人ハ、向後其首尾一途可申立事、

一御帰朝之時、一途御扶持を可申遣事、

一御扶持なく候ハ、我等知行を立衆合中ニ可遣事、

一いつれもきりをおもふ人にをいては、身にかへ、

可得御意候事、

右条と偽申ニをいてハ、諸軍神之御爵をかふむ

るへく候也、仍如件、

上井仲五（花押）

高麗立衆中

参

（本文書ハ、旧記雜録後編三「一七七号文書ト同文ナリ」

（卷之五奥書）

右文書、或正文、或古写・古案文等、先祖以来相傳

之處、就公用御記録所江被出置、去年四月 御城回

祿之時焼失、此文書者不残字畫判形如正文官庫ニ有

之、山田之家譜ニ被写載置故、御家老嶋津縫殿久

寛・嶋津助之丞忠守・喜入安房久亮・種子嶋藏人久

時・肝付主殿久兼遂相談、達

貴聞、此節被差出扣写引合之、令校正、以家譜臨写

被 仰付、百六拾五通五卷ニ相分、三十通爲第五之

卷用紙三十枚、繼目裏加封印被下之間、正文不替致秘藏、

可被傳于子孫者也、仍爲後證如件、

〔○印、印文「久達」〕

〔繼目封印〕○

元祿十丁丑正月廿五日

山田七郎右衛門殿

豊前久達（花押）

〇一六四 肝付兼政・同兼直連署契状

契約

永享六年六月廿二日 周防守兼政(花押)

伴兼直(花押)

一仰 好久雖為世上如何様轉變、一味同心御用可罷
立事、

山田殿

一 無謂自訴お申、公方お恨申候者、不可然通雖致催
促、無承引ハ其人一人お同心ニ可捨事、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一五七号文書ト同文ナリ、尚熊野山発行ノ
牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

一 公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ佗申、
無御承引者身之大綱と存、相共ニ可為一味事、

一 就境目所務等之事、無謂事お他所へ申懸候者、是
又致催促、無承引ハ一向ニ合力申ましき事、

一 如此申談候上者、大小事不殘心底可申承候、不慮
有讒者、和讒凶害荒説出来候者、直ニ申披き可承
事、若此条々偽申候者、

日本鎮守伊勢天照大神 熊野三所權現 當國鎮守正
八幡大菩薩 諏訪上下大明神 天満大自在天神 霧
嶋六所大權現 新田八幡大菩薩 開門九社大明神
四十九所大明神 狩長大明神、御爵子と孫と可蒙罷
候、

山田文書

(1060)

○一六五 山田九郎左衛門覺書

覺

私家筋由緒之趣左條之通御座候、

一元祖式部少輔忠繼 御家二代

忠時公他腹之御長男三而、薩州牛屎院并谷山之内

宇宿・官里・中村等之地頭職被下置、山田三居住

仕、以地名家号致候、且又越中國ふすまへの保為

勲功之賞 將軍より被下置、嫡子并二男江致附與候趣、系圖ニ相見得申候、此外往古之儀、巨細相知不申候、

一二代大隅忠真事、薩州牛屎院并谷山之郡地頭職不相替被下置候旨、從 忠時公御證判之御書頂戴之仕、全領地仕候、

一三代土用熊丸代至り、右地頭職不相替地頭いたし候、左候而、右領地之内、中村を叔父刑部江、宇宿ヲ三郎江、父忠真より附屬仕候旨、文書ニ茂相見得申候、鎌倉執權御教書四通頂戴仕候、

一四代孫五郎宗久事者、土用熊丸弟三而御座候處、土用熊丸致早世、男子無之候故嫡家致相續、先祖傳領之地親忠真より讓與申候、然處、探題武藏修理亮英時御誅伐之節、宗久軍忠之段 將軍家之達高聽、元弘三年六月八日之御教書頂戴仕候、將又御家四代 忠宗公御代御分國口事相論之儀致出来、於奉行文注所文書御對決之御沙汰有之、當家之文書可差出旨、從 忠宗公蒙 仰候付、元祖忠繼よ

り宗久迄、相續之文書差上之申候、此時奉行所ニ而詳ニ文書を讀明シ、事明ニ申開候者、御詮儀有之、御撰之上、宗久江右御使者被仰付候、其節宗久申上候者、ケ様ニ御見合を以被仰付候上者、為國家上洛仕、當家之文書致進上候上、為指詮於無之八直ニ可遂傷害候旨、太守忠宗公被聞召上、御自筆之御置文被遊、為子孫とて為被成下由御座候、左候而、於公義御役所事明ニ決断仕、首尾能御使者為相勳由ニ御座候、尤肝要之御用筋ニ而為有之由、于今申傳候、其節尊氏公御加判頂戴仕候、其後建武三年鴨川原合戦、五条川原合戦之砌、右宗久致軍勞候付、道鑿様より御加判之御書拜領仕候、且又箱崎多々良濱合戦之時、尊氏公貞久公之供奉、宗久仕訴陣申上候条、尊氏公達貴聴、同年三月廿日高越後守師泰證判御教書頂戴仕候、此外綸旨并御教書數通所持仕候、一五代加賀忠經事、代々相傳之地、関東御下知以御證文等親道慶より讓請、且伊集院并給黎院之内、

田蘭共ニ是又讓與申候、建武三年箱崎合戦ニ勳戦忠、從道鑿様御注進状有之、同年三月廿八日肝付八郎兼重以下凶徒誅伐之儀ニ付、守護方催促ニ可相隨旨、尊氏公御書被成下候、同月二日多々良濱合戦之時、敵首を討取抽戟功候付、鎮西御奉行より連署ノ状ニ通到来仕候、同四年十一月廿九日薩州國合戦致軍忠、神妙相勳候由ニ而、御教書被成下候、正平三年太守氏久公より為給分、鹿兒嶋郡之内上伊鋪并下田村兩度ニ拜領被仰付候、御書附被下置候、其外綸旨并御教書、鎮西探題より之御書附數通有之候、一六代出羽久興事、先祖傳領之地、先規之通、父忠經より相讓申候、應永十八年閏十月十一日久豊公より被下候御誓紙一通、同年十一月十八日大隅國市成之内南持留為給分、太守久豊公より以御書附拜領仕候、此外數通文書有之候、一七代出羽忠尚聖榮事茂不相替右地頭職領地仕候、應永廿二年八月廿二日元服、太守久豊公御加

冠之御判物頂戴仕候、且又隅州小川院之内恒吉村六町并花田・平房五町領地仕候、同八年五月廿日下大隅ノ郡之内二川村為給分、久豊公より拜領仕候、其後嘉吉二年三月十八日隅州小川院之内百引六町、是又為料所被宛行候、將軍義教公之令弟嵯峨、大學寺大僧正叛逆之企致露顯、潛ニ日州福嶋院ニ落下り、野邊氏某家ニ被為隱居候處、將軍家江相聞得、御誅戮可被成旨、太守忠國公江為被仰渡由ニ而、忠尚ニ茂討手ノ役被仰付、嘉吉元年三月十三日於日州福嶋院ニ、大僧正御生害之節、忠尚致御介錯候、其砌忠尚申候者、大樹之御連枝与申、其上大僧正之御位ニ而被成御座候得者奉傷害候、其恐別而不輕事奉存、切腹可仕旨申候、忠國公被聞召上、新納氏・北郷氏兩人を以、自殺仕間敷旨再三被仰下候付、其通奉畏候由、聖業自記ニ相見得申候、

一八代加賀忠廣其子安藝忠豊事、

御家十一代 忠昌公御代、別而抽忠節、御感状被

下置候、其子式部久親、其子出羽忠時迄八市成を領地仕、市来ニ居住仕候處、肝付家一乱之節、忠時其外一族悉戰死仕候、其子又七郎久武幼稚有之、市成居住難叶、曾於郡江退去仕、其已後飢肥御手入候節、彼地江被召移、其後帖佐・綾方と江被召移、夫より漸と衰微仕候、右通十一代忠時迄者所と地頭職数代連續仕、御奉公相勤、御代と様御證文并繪旨、京都 將軍家之御下文等数通頂戴仕候處、久武代より被下置候領地茂相離、綾ニ居住仕候、其後高麗入跡立有之候節、久武事茂自力ニ相渡御奉公相勤申候、且又庄内一乱之砌、志布志之儀境目ニ而候間、在番可相勤旨被仰付、志布志へ罷移申候、其子七郎右衛門久道、其子次郎右衛門久貞、其子七郎右衛門久陳、其子次郎右衛門久福迄五代志布志江在番仕居候處、祖父七郎右衛門代、三家筋由緒之訳申上候處、綱實公達 御聴、子孫初而之御目見、家督御禮御太刀進上可仕候、年首之御禮 御着城之御祝儀者諸地頭并ニ御目見

仕、御太刀者不及進上之旨被仰付、難有仕合奉存

候、親次郎右衛門代、御當地引越之願申上、願之

通御免被仰付、先年罷移申候、其砌早速家格之儀、

何分ニ茂御見合を以被仰付被下度旨奉願候處、代

ト小番家格被仰付難有仕合奉存候、尤元祖忠經よ

り私代迄十七代、血筋無断絶相續仕來候、

一私家元祖以來文書相傳仕來候処、祖父七郎右衛門

代、就御用御記録所江差出置申候、然処元録九年

子四月 御城御回録之節(録)焼失いたし、網貴公達

御聴、右文書、字畫判形如正文御記録所江被寫置

候写本を以、臨写被仰付、百六拾五通五卷ニ御分、

豊前殿裏封印ニ而、正文不替致秘藏可傳子孫旨、

元録十年丑正月廿五日、右五卷銘ト豊前殿奥書ニ

而被成下候文書、所持仕候、

右、私家筋為御見合、大概如斯御座候、以上、
亥四月廿四日 山田九郎左衛門

于時文化九年壬申七月中旬、山田八郎右衛門久柄

書之改置者也、

〇一六六 記録書達書

寛文九年己酉春從

太守様御氏族并他家系圖可被遊 御覽之由、大田小

平次・河野六兵衛ニ被 仰付、兩人致相談、御氏

族者不殘、他家者古來より一所を領シ、又者代ト

御家老職被仰付候家廿四氏撰出、其家トニ申渡、

系圖并文書等を以相考被差出候上ニ而致談儀、肝

要之事計を成程文字を省キ相記候而、略系圖ニ

たし、備 御覽候、其撰述者俄之事ニ候得者、考

之當否有之、又者其家トより茂、文書旧記等不見

出、公私之考少ト者違茂有之儀候故、六兵衛存

命之内ニ文書旧記并古系圖を見合可相載證據、又

者考違候儀共見出次第備 御覽候、系圖之留ニ致

押札置候而、得能造酒之亮を以、右之段申上、此

系圖相改可差上之由、達 貴聞候、六兵衛致死去、
我ト共見出申候儀共多候故、弥以相改可差上覚悟

二候処、此度右系圖御下ケ被遊、私共兩人ニ右之諸家系圖遂吟味、相改可差上之由、御意候条致再撰筈ニ候、就夫其家嫡被勤候面ト江申達、庶流之方江被相達、於其家ト被遂諛儀、其嫡家より被差出候ハ、遂吟味、到後代無相違様ニ可有之候、
来春

御發駕前ニ清書不相濟候而不叶儀ニ候条、相究申候日限ニ、右諸家之指出可有之候、各為御心得可被為書出条ト、左ニ相記候、

系圖ニ可記傳之覺

一元祖之家號を定候由緒證書可有之ハ不及吳儀候、家傳計ニ而も、賜何國何所號何与、又父祖并外祖等之讓を得、在名等を為家號、其外何由緒有之家號を定候家者、遂吟味、理筋次第可相記事、
一從元祖到當代、男女之兄弟次第不亂、尤一人茂不殘假名・実名、母何某^美名女与、女子者何某^二嫁与可相記事、

一先年之系圖ニ其家ト之元祖相違有之、今又考出儀

とも候ハ、先年之系圖与、此度被差出候を兩通とも考之、證據相添可被指出候事、

一養子ニ罷成候者、何某養子与、養父之実名迄、又養子ニ入来候者、実父之儀、右同断ニ可相記事、

一禁裏院中將軍家より拜領物、或御感之御繪旨御教書等者、其正文或写ニても相添、拜領物者其品之書付ニ而可被差出候事、

一所領拜領古来者、一所一郷一村被宛行、其地を爲居所子孫迄も令居住来候衆多ト有之候、證據於有之者相考、其上ニ遂吟味可相記候、雖然古来一所之例与ハ可爲各別候、若其家トニ右之證據不相知、官庫之旧記ニ爲相知證據於有之ハ可相記事、

一地頭職之儀者、御一族并他家之歴ト之家無餘儀御奉公仕候衆、雖為平人、忠節武功之人、又者無比類戰死共仕候子孫ともニ爲被仰付儀候、寛永十五年以前之地頭職之儀者證據次第ニ可相記候、其家ニ無證據、官庫之旧記ニ於有之者可相記事、

一拔群之武功忠勤之輩、或武藝等爲勝誉有之候者、

先年之系圖ニ茂被相記候条、前ニ記後之儀も候
ハ、證據次第ニ候事、

一先祖江官位叙任被仰付候證書、又家傳之段可被相
記事、

一戰死并殉死之事、不改落候様ニ別而入念成程尋究、
證據雖無之、慥ニ見得申候ハ、何年何月何日於
何所戰死与可相記、但戰死与雖有之、或御敵對又
者於他方、又内戰死之儀者格別之条、其委細可書
分、年月日何所不相知候共、戰死於無別儀者可記
候、官庫之旧記ニ可相考之事、

一嫡家之儀者、代々病死之年月日迄并誕生年月日相
知候ハ、可相記事、

一御家ニ御敵与成後ニ降參之家、本領半地、三部一、
五部一被下置、又後ニ茂依子細本地被召上候儀共、
委細ニ可相記候、御敵与成候家ハ、一時片刻与云
共、其分不相記候而不叶儀ニ候条、有躰者不殘可
被書出候、官庫之旧記考候上ニ而其子孫ニ致讓議、
其上ニ而可相記事、

一先祖又者當代と茂他國ニ致出奔罷在、或其後ニ致
婦參候事可相記候、若致隱密候ハ、御咎目可有之
事、

一雖為嫡子不肖ニ有之、或背

君父之命、家督不被 仰付、就病氣家督難勤茂有
之候条、其段可相記候、他腹之長男者其段可相記
候事、又二男ニ而も不義之子細有之候ハ、家之位
を下ケ、三男四男五男ニ而も二男ニ准候儀古例ニ
候、右通之類者得与遂讓儀可相究候事、

一嫡子ニシテ他之家、又者一家中之養子、又者他號
を冒後ニ雖復本姓、可准次男事、

一其家々之世ニ記後、又者後ニ先祖之世名考出茂可
有之候条、此段茂證據無之候共、考出候分可相記
候、尤證據於有之者可被差出事、

一先年被差出候系圖ニ、其家々之氏族落候家多く候、
縦庶流之子孫共如何様ニ凡下ニ雖罷成候、慥成證
文證據於有之者、其嫡家之吟味次第可相究候条、
其段可被書出候事、

一先祖又者當代ニ御昵近ニ被召出、或武功、又為勝藝能故ニ被召出候ハ、其段可相記候、又御昵近ヨリ家中ニ御附人と成、尤家臣与被召成、至于今昵近同前ニ罷居候哉、又者身躰致衰微、或依罪科無為方家僕と成候儀可相記事、

一依背 君父之命、被誅伐候事、委可相記事、

一其家ニ而庶流ニ相分候元祖不相知候家多ク有之儀歷然候條、不知候ハ、其家ニ而相知候者を始となし、從是上世不知所自出与致片書、相知候假名・実名・法名計ニても可相記事、

一代ト之人、幼名を始、假名・実名并入道名迄不殘可相記事、

右條ト各為御心得如斯候、寛文九年より當年迄及貳拾六年候條、子孫不相載、又者考出之儀茂可有之候條、成程不改落候様ニ可有之候、此度之再撰ニ改落、又者考違於有之者、別而殘念至極候、其上此系圖近年中ニ又御改可被仰付儀不相知候條、互ニ遂御相談、至子孫無究不及吳

儀候様ニ可致候、各其覚悟ニ可被成候、各家ニ付、相定候日限之通ニ可被差出候、若及遲滯候得者障ニ罷成候條、載後之儀者可及口能候、以上、

元禄七年甲戌

戌

八月廿七日

御記録所

田中五右衛門

伊地知助右衛門

○一六七 古系図

清和天皇

又號水尾帝 諱惟仁 文德天皇第四子 御母皇太后明子、號染殿后、藤原摂政大政大臣良房女也、天安二年十一月七日即位、治天下十八年、元慶四年十二月崩御、春秋三十一、法名素真又圓覺、

陽成天皇

諱貞明 清和天皇第一子、御母皇太后高子、號二

条后、贈大政大臣正一位藤原朝臣長良女也、元慶

元年正月三日即位、在位八年二月四日避位、

貞固親王

貞景親王

貞保親王

貞平親王

貞純親王

貞觀十二年庚寅三月十日誕生、

清和六男、歳二十五之時一萬三千佛像安置于諸國、

經基王

正四位 鎮守府將軍 號六孫王、始賜源氏姓、

滿仲

正四位下 摂津守 鎮守府將軍 號多田院、

滿政

滿季

滿重

滿快

滿頼

頼光

正四位 駿河守 鎮守府將軍 土岐先祖

頼親

大和守

源賢

法眼或源珍

頼國

美濃入道

頼範

頼家

頼弘

院判官代

頼次

下野守

頼貞

左近藏人

實盛

賴信

土佐守

河内守 征夷將軍

賴義

伊豫守 鎮守將軍

賴清

肥後守 井上祖

賴季

村上祖

義家

八幡太郎 陸奥守

爲義

六条判官

義朝

左馬頭

賴朝

正二位 大納言 右大將 征夷將軍

正治元年正月十三日薨、歲五十三、

女子

志水冠者義隆室

忠久

號島津、左兵衛尉 宗兵衛尉 左衛門尉 大夫判

官 豊後守 從五位下 惟宗朝臣、後改惟宗氏爲

藤原氏、不為家督者依他腹也、

治承三年己亥誕生於摂州住吉、御母比企判官能員

之妹丹後局也、

元曆年中、伊勢國波出御厨并須可御庄賜地頭職也、

文治年中、信濃國塩田庄賜地頭職也、

文治年中、島津御庄日向大隅薩摩賜地頭職於賴朝卿矣、

承久年中、賜於信濃國太田庄地頭職、又賜於越前

國守護職也、

嘉祿三年丁亥六月十八日辰時卒、年四十九、法名得佛、号道阿弥陀佛、淨光明寺殿、

賴家

壽永元年壬寅八月十二日^{庚戌}誕生、御母從二位平政子、北条遠江守平時政女也、

從二位 左衛門督 征夷大將軍

元久元年甲子七月十八日薨于伊豆國修禪寺、

貞暁法印

文治二年丙午二月廿六日誕生、母伊達常陸介藤時

長法師念西女大進局也、

建久三年壬子五月十九日為仁和寺隆暁法眼弟子入

室也、

寬喜三年辛卯三月九日於高野山入滅、

實朝

正二位 右大臣 征夷大將軍

建久三年壬子八月九日^{己酉}誕生、御母賴家一腹、

建保七年己卯正月廿七日詣鶴岳八幡宮、于時為別

當阿闍梨公暁被弑畢、

忠季

若狹島津 號三方兵衛尉 御母忠久一腹、

父八文字民部太輔惟宗廣言也、非賴朝卿子、

承久三年屬關東方於宇治川戰死、

忠經

兵衛次郎

承久三屬京方、同於宇治川戰死、

忠時

初忠義 三郎兵衛尉 左衛門尉 大隅守

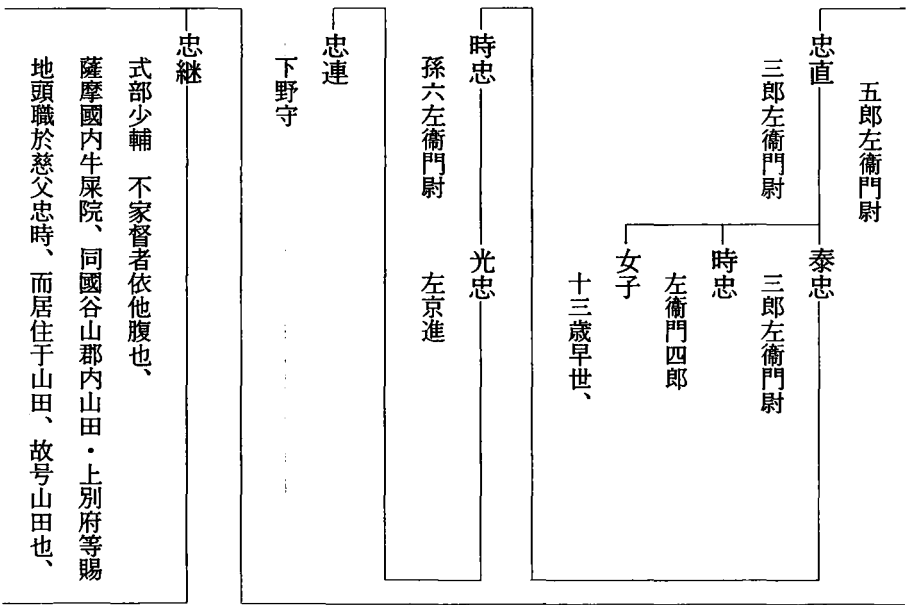
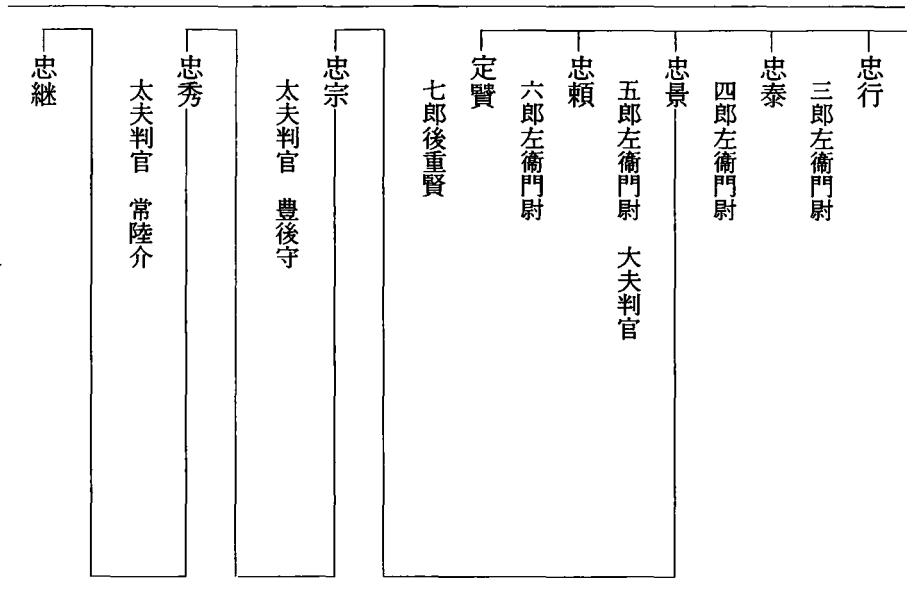
建仁二年壬辰誕生、母島山次郎重忠息女也、

文永九年壬申四月十日卒、歲七十一、法名道佛、

号仁阿弥陀佛、淨光明寺殿、

忠綱

周防守 越前島津



越中國ふすまへの保、為勲功賞、自

將軍家充賜者也、然者後年欲以上保界嫡子太郎三郎、以下保界二男福壽丸、

久經

初久時 修理亮 下野守、嘉祿元年乙酉誕生、

弘安七年甲申閏四月廿一日卒、法名道忍、號義阿

弥陀佛、淨光明寺殿、

高久

号中沼、大炊助 居住于信濃國、

忠康

式部少輔

忠佐

左衛門尉

久時

号阿蘇谷、

忠經

五郎 常陸守

久氏

七郎

女子

三浦四郎式部大夫家村室 後為尼、名忍覚、

忠真

初忠實 式部太郎三郎 式部少輔 大隅守

薩摩國之内牛屎院地頭職、文永二年九月廿日任父

之讓狀不可有相違旨、文永三年二月廿七日祖父道

佛賜御下文矣、

薩摩國內谷山郡地頭職、文永九年四月十七日祖父

道佛讓賜之也、

忠泰

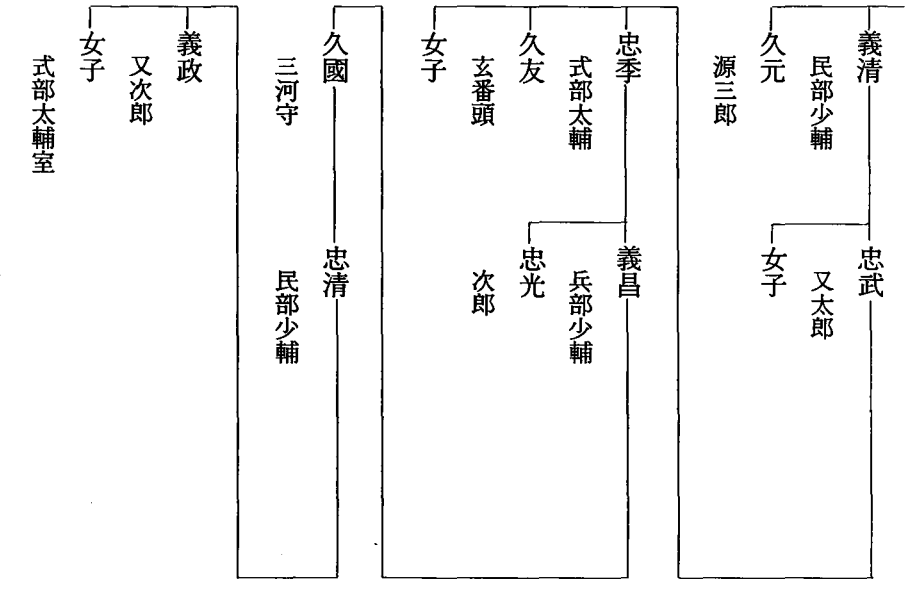
号中村、福壽丸 次郎 刑部太輔

忠秀

号字宿、三郎

忠重

号宮里、四郎



土用熊丸

薩摩國內谷山郡、文永十二年二月十七日慈父忠實讓賜之、并曾祖父大隅入道殿讓狀共賜之、次件領内二ヶ所賜二郎与三郎云云、

宗久

次郎丸 式部孫五郎 入道道慶
 文永十二年二月十七日黒絲威とうまろを慈父忠實讓賜之、同有自書之讓狀、
 建治二年九月十三日薩摩國谷山郡内山田之村并北別府限永代慈父忠實讓賜之、
 伊作家元祖下野彦三郎左衛門尉久長、同大隅左京進宗久二代之際、道慶為地頭代者殆廿ヶ年、如其成功者、詳記伊作父子之讓中、故畧于此矣、
 武藏修理亮英時誅伐之時、宗久軍忠之段達于將軍家之聞、元弘三年六月八日具簡奉書有之、
 元弘三年八月廿日沙彌道慶依世上騷乱、自薩州去月十六日馳參之旨捧據書、其書之奥記承了二字

尊氏卿為加判以賜之、

建武元年十一月廿六日豊前國草美彦三郎入道跡賜之、左衛門權佐在判之 繪旨有之、

建武三年正月廿七日鴨川原合戰之時致軍忠之条、

道鑒御見知也、同廿八日伯耆守長年若黨召捕和賀

尾弥太郎并兵衛次郎、具參多々須川原令言上處、

可被誅戮之旨、直被仰下即被斬畢、同晦日於五条

河原致合戰之条、畠山小松孫太郎見知也、建武三

年三月日件數条呈捷書、其書之奥記承了二字、賜

道鑑加判之書矣、

建武三年三月廿日以愚書、自京都合戰之時令供奉

之旨、達之於執事、其書之奥書承了二字、高越後

守師泰在判之書有之、

此外數通書雖有之、依繁畧之、

直久

三郎丸 式部^{藤三郎}弥三郎^一

建治二年九月十三日薩摩國谷山郡内宇宿村慈父

忠真讓賜之、

忠房

式部三郎太郎

上總介師久、薩州高江築峯城、以使忠房等守件城、為入來院重門被攻落於當城、于時遂戰死畢、

忠興

尾張守 法名道善

忠光

式部三郎 將監 法名如天

忠家

三郎太郎 將監 法名道珍

忠與

三郎太郎 七郎三郎 美作守

忠常

法名道慶 法名儀幸

初忠能 諸三郎丸 大隅式部諸三郎 九郎左衛門尉 加賀守 法名禪冊開イ

正中二年四月十九日薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭職并相副関東御下知以下證文等限永代老父道慶讓賜之、又上別府之内横手・駒走・柎野々三ヶ所者二男亀三郎丸讓賜之云云、

同日伊集院并給黎院、兩院之内田園共限永代老父道慶讓賜之也、

元弘三年八月五日式部少輔在判之有論旨、其文曰、島津大隅式部諸三郎忠能・亀三郎丸等當知行地被聞食了云云、

建武元年九月廿九日薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭職忠能并亀三郎丸當知行不可有相違之旨(決脱)雜訴斷所下文有之、

御方馳參之段、建武三年三月五日捧捷書於奉行所、

其書之奥記承了二字、高越後守師泰加判以賜焉、
宮崎合戰之時致軍忠之旨、建武三年三月五日
太守道鑑之有注進狀矣、

建武三年三月廿八日賜御教書將軍家 尊氏卿、其文曰、肝付八郎兼重以下凶徒誅伐之支、可隨守護催促云云、

同日齊藤弥四郎左衛門尉利泰・島津豊後守實忠・高越後守師泰連暑之狀有二通、其文曰、今月二日多々羅濱合戰之時、忠能所得敵首有見知云云、薩摩國渋谷弥四郎・肥後國財部孫四郎載起請之詞可被注進云云、

建武四年五月十八日賜御教書、其文曰、薩摩國凶徒誅伐可致軍忠云云、

建武四年十一月廿九日賜御教書、其文曰、薩摩國合戰致軍忠之条神妙也云云、

貞和六年九月廿二日左兵衛督直義賜御教書矣、
觀應二年六月十三日左兵衛督直義賜御教書、其文曰、可令早領知薩摩國谷山郡山田・上別府兩村地頭職下地支、任関東鎮西度々下知并親父道慶讓狀

頭職下地支、任関東鎮西度々下知并親父道慶讓狀

可令領掌云、

觀應二年七月廿八日直義賜御教書、其文曰、大隅・

薩摩兩國凶徒急速可致退治忠節云、

正平十三年五月一日太守氏久公有恩賜之書、其文

曰、鹿兒島郡内上伊敷村地頭職、為給分所充行

也云、

同年七月一日氏久公昇恩賜之書、其文曰、甕島郡

内上伊敷・下田兩村地頭得分、以參分二為給分

所相計也云、

應安七年五月廿二日鎮西探題今川伊豫入道了俊之

狀有之、其文曰、加賀守所望事可舉京都云、

永和元年七月十八日了俊加判之書有所贈于管領

高武藏守師直之吹拳狀、其文曰、島津山田加賀守

忠經申訴訟、島津越後守氏久捧拳狀候薩摩國谷山郡内山田・

上別府吏譜代相傳之段無子細云云

於鎮西致忠節候之間、如此執申

候云、

至德元年十一月十六日有犬追物、檢見島津九郎左

衛門入道云、

右書之外雖有數通、依繁畧之、

良久

彦六 三郎左衛門尉 加賀守 出羽守

天性不順也、故違于老父道慶之心、既離於子列

矣、是以不讓得於步段之所領也、

利久

初伊久 周防守

友久

龜三郎丸 式部孫三郎 掃部助 常陸守

觀應二年六月十三日左兵衛督直義有下文、其文

曰、下島津式部孫三郎友久可令早領知、薩摩國

谷山郡山田・上別府兩村地頭職、任関東鎮西

度々下知并親、父道慶舍兄忠經讓狀可令領掌云、

應安六年二月七日鎮西探題今川伊豫入道了俊賜

感牘、其文曰、於國致忠節之由、島津越後守氏

久注申也、尤以神妙云、

久書

左京進 參河守 法名聖流

久依

孫五郎

久興

虎王丸 四郎 右京亮 出羽守 入道玄威

延文四年己亥九月廿六日巳時誕生於覺嶋宮地、

貞治六年二月十八日薩摩國谷山郡内山田・上別府

兩村并相副關東御下知證文等、慈父忠經讓給之、

應安七年五月廿二日今川伊豫入道了俊有狀、曰右

京亮所望事可舉京都云、

應永十八年十一月十八日大隅國市成之内、南持富

夏、為給分太守久豊公賜之、同日薩摩國山田之内

上別府夏、為本領上者不可有相違之旨、久豊公賜

證狀矣、

此書之外雖有數通、依繁略之、

忠繁

王大丸 式部彥七

氏久公洪、谷山引合戰之時与本田弥七俱遂戰死畢、

忠尚

初忠豊 百王丸 三郎四郎 式部少輔 出羽守

入道聖采

應永十年二月七日薩摩國谷山郡内山田・上別府兩

村并相副關東御下知以下證文等、慈父久興賜之、

有自書讓狀矣、

應永廿二年八月廿二日加首服、太守久豊公賜賀書、

曰加冠島津百王丸三郎四郎忠豊云、

永亨(享)七年六月廿三日大隅國小川院内恒吉村六町并

花田平房五町、島津薩摩守好久賜之者也、

永亨八年五月廿日大隅國下大隅郡内三河村、為給

分 太守久豊公賜之、

嘉吉二年三月十八日島津庄大隅方小川院内百引六

町、為料所島津薩摩守持久賜焉者也、

城州嵯峨大覺寺前往大僧正尊有者、將軍家義教卿
号普光院足利判官令弟子素之冠上混弟之交亦如水魚
幾康十一世之孫然、爰永享末年既會叛逆之得聲矣、時運之不祥乎、
天命之當然乎、未知所其然也、于時

大樹痛懼闔于牆之有禍、而有矛楯之隔於生胸宇、
其起於內者已著於外矣、尊有一窺見之、則能知害
之逮夫身矣、是故潛出寺門微服徒行到于一浦、求
得扁舟、遠渡西海道于日州福島院、主于野邊氏某
家、深窺身体厚韜声名者也、傳聞、

大樹脫寇於蕭牆中者、忽不忍令骨肉隱惡之陷罪、
以至於此矣、蓋夫然乎、人而破大倫、則隣于禽獸、
是可忍也、孰有一人之為真服者哉、雖然欲為朝敵
乱天下者不可不誅以不得已、而搜求者自邦畿暨四
海、未能得焉、漸經年月之後、漏聞于京都、則曰、
是天之所以與吾敢勿傍徨、即差使節告誅戮之命於
太守、因茲太守 陸奥守忠國公遣鹿屋氏・牧氏・
恒吉氏・忠尚四輩為弑戮、且有命曰、大覺寺者其
身

大樹令弟位階大僧正也、不可不敬、忠尚亦島津氏
之一族、其源不卑、必可為梟首役^云、不獲固辭、
而嘉吉元年辛酉三月十有三日弑于福島院<sup>尊有享年
三十七</sup>且復近臣有別垂讚岐房有善者、役小角之流也、自
他所歸其席、瞋目切齒呪祖當敵、以把獨古即刺已
額、立殉死畢、主從与俱嗚呼哀哉、忠尚熟謂、云
大樹連枝、云大僧正位、何莫所弑之罪乎、不如追
跡殉死以子孫安泰之為陰謀、丁此時

忠國公使新納某・北郷某傳命曰、彼者朝敵、未嘗
伐朝敵不以于戈者也、唯汝何罪陷之有乎、敢勿自
弑及再三加制禁、是以全命經八十有餘歲霜也、
福島院中土人、往々會不測害怪異、則曰、是前
大覺寺尊靈之所為也、因茲故有同美作守藤原直久
相攸於城外、高築壇新建社、以崇其靈、會忌日之
運則致敬長以為祭神之禮矣、其後島津豊後守忠朝
恐祀其神敬之不足、差使節於京師、依神祇長從二
位上大中臣卜部兼俱、謹請神號、兼俱應諾以達
天聰、明應七年九月廿五日賜福島大明神嘉号、其

冊翌年到于當院、是故撰于夏五吉日良辰、齊明盛服以設非常祭祀、無貴無賤群集濟々焉、於茲發揚宣旨神號、則洋洋乎如在其上与其左右矣緣記、
 永正十二年乙亥、太守又三郎忠治、島津庄內薩摩方覺島郡建立梵宇、號大興寺、令法印權大僧都賴盛定開基始祖、為大覺寺大僧正之菩提所、是又曾祖父陸奥守忠國奉 大樹之命、忽弒於法赫、迄於子孫、其恐銘於心肝、故如斯詳在宇、云寄進狀、

式久

三五郎丸 太郎三郎 信濃守 入道聖祐

忠方

信濃守

大隅國肝付院於小原城遂戰死、

法名成準 号揆觀、

式部少輔

忠通

久基

式部少輔

右京亮

女子三人

忠秀

左京亮

義種

又叟

忠重

又三郎

女子

義種室

泰久

治部少輔

忠廣

三郎四郎

秀久

弥次郎 淡路守

式部少輔 加賀守

忠豐

四郎 式部少輔 河内守 安藝守 母西谷讚岐守

久信女也、

自最前至于今属于旗下、坂上相抱者忠節之至所無比類也、到子々孫々不可忘却之旨、太守忠昌公七月十九日賜感牘矣、

久親

初久義 三郎二郎 式部少輔

忠通

式部太輔 上總介

久武

又七郎

忠時依無世子為猶子、彼跡連續矣、

久老

久辰

久左衛門尉 備後守 久左衛門尉

女子

比志島彦太郎室

忠時

出羽守 播磨守

駿河守

僧

日州綾道場住持

女子

本田源右衛門尉室

久武

又七郎 民部少輔 次郎右衛門尉

永祿三年庚申正月廿四日誕生、

忠時無世子為猶子、彼迹連續也、實上總介忠通子

也、

應安五年壬辰八月十一日死、法名松菴宗祝居士、

久通

七郎三郎 七郎右衛門尉

天正廿一年癸巳正月廿一日誕生、母加久藤土伊地

知筑後重則女、

慶安元年戊子孟春薩・隅・日三州

太守薩摩守光久公令有司自高祖忠久至當今一族本
枝苗裔、撰集忠功恩賜之書、以編大系圖、今年秋
冬之交、自家之書亦有可帶出之命、故元祖式部少
輔忠繼以往帶未泯而所有之雜書數百、久通發於日
州敦仁院志布志私宅、經於海陸呈薩陽寬府之官家、
其中逸要者始撰拔二百許、使數輩書寫焉、以返賜
本書於已、是間留滯者兩三月、且後有自家古譜文
字紕繆書寫脫畧而不審多般者、備之於國老島津圖
書頭久通公之一覽、而請去邪歸正、久通公許諾以
考於群譜、而後其是者存之、其非者刪之、改古譜
之紕繆、賜新寫之系圖、珍載百拜曰、自他与俱子
孫繁茂壽筭龜鶴、且祝萬々歲敢莫措矣、
寬文二年壬寅六月二日死、法名雄岩宗英居士、

忠增

權兵衛 覺太夫

慶長元年丙申正月二十八日誕生、母同于久通、

光久公降 命、以忠增為鹿兒島之士、多年務納

殿職、

貞享四年丁卯五月八日死、法名宗椿居士、

忠張

七郎三郎 權兵衛

元和七年辛酉六月三日誕生、母志布志土岩崎八郎

兵衛女、

繼父勤納殿役、

寬文八年戊申八月二十二日死、法名秋山清紅居士、

女子

帖佐次左衛門宗秀妻

女子

家村彦左衛門重種妻

忠昉

豐松丸 六兵衛

寬永十九年壬午四月二日誕生、忠昉初為木脇次郎

兵衛祐 婿養子、後辭還而繼甥忠次之後、

久貞

諸三郎 次郎右衛門

元和九年癸亥三月十六日誕生、母志布志士若松駿

河女、

元祿七年甲戌十二月二十五日死、法名寶山宗徳居

士、

忠持

三十郎 次郎兵衛

寛永十二年乙亥十一月十二日誕生、母松山士吉

田仁右衛門清房女、

寛文十年庚戌閏二月八日死、法名骨寒想徹居士、

女子

母同前、

伊勢治部右衛門貞継妻

忠知

三郎兵衛 次左衛門

寛文八年戊申二月七日誕生、母鹿兒島土岩正卜淵

宗朋女、

女子

飯隈山救仁郷蓮継坊妻

慶安五年壬辰正月八日誕生、母飯隈山救仁郷深仙

坊朝昭女、

寛永三年丙戌六月二十八日死、法名惠山妙智大師、

久陳

諸三郎 七郎右衛門

明曆三年丁酉十一月十三日誕生、母右同、

久陳在于志布志、雖護邊境、其先以出於公室第二

世忠時公、故奉願或祝

主公之遷國或壽年首又自家孫子之初謁家督等之事、

金獻御太刀而拜

尊顔、則達 綱貴公之貴聰、乃降 命曰、於子孫

之初謁家督之禮可獻御太刀、如年首及 御着城之

慶賀、可亞諸地頭列為謁、不及獻御太刀、時元祿

三年十一月二十一日平田新左衛門宗正地頭以一輪傳

貴命、笥藏以傳于子孫矣、元祿九年就 公用、久陳以家傳之文書盡出御記錄所、至同年四月二十三日夜 御城回祿之期、僉於文庫燒失、因佐多久達御城代而兼指揮御記錄之事及御家老各胥議奉 公命、所在于官庫之山田之家譜所載之文書臨寫之而為五卷、每卷 久達加跋文及花押、授與之、諒珍戴百拜以傳于子孫無窮矣、

久陳歎思、永在于志布志為外邊之士、諒似塵

公室之裔、冀為鹿兒島之士焉、肆奉願則及 吉貴公之高聽、降 命曰、久陳為鹿兒島之士、如前住志布志可勤仕、時寶永七年庚寅八月二十一日肝付主殿兼柄御家老以島津十郎左衛門久置傳 貴命、是可謂子孫之榮矣、

女子

寬文四年六月十一日誕生、母同前、

志布志士平田伴之丞宗方室

忠就

始七郎 忠長 七左衛門

寬文九年己酉七月十七日誕生、母同前、

忠堯

覺弥 七兵衛

元祿八年乙亥八月十二日誕生、母貴島源右衛門賴

長女、

忠次

小平太

元祿十三年庚辰七月十二日誕生、母同前、

久福

三次郎 次郎右衛門

天和二年壬戌二月二十五日誕生、母鹿兒島土山田

權兵衛忠張女、

忠臣

次助 次兵衛

元祿六年癸酉二月十一日誕生、母同前、

女子

元禄九年甲子三月十八日誕生、母同前、

忠次

九左衛門

寶永元年甲申八月四日誕生、母同前、

〇一六八 平田宗正記録奉行達書

御方家之儀、有由緒事候故、今度被奉願趣有之、達
綱貴公貴聴、子孫初而之御禮家督之御禮者、御太刀
進上可仕候、年頭之御禮 御着城之御祝儀者、諸地
頭并

御目見仕、御太刀者不及進上之旨、被 仰出候間、
可被存此旨候、仍状如件、

元禄三年庚午十一月廿一日

「月日」下ニ在 平田新左衛門宗正 (花押)

山田七郎右衛門殿

「包紙ニアリ」
山田七郎右衛門殿

平田新左衛門

〇一六九 記録所達書

嶋津判官

豊後守

忠久

忠時 三男

厨入道嫡子 所領尉

女子二女 所領常陸國小田 四郎左衛門尉

忠綱周防守 四郎常陸守 豊後守 豊後守(マツ)
所領下長沼郷 豊後五郎左衛門尉

六郎左衛門尉

忠直五郎 三郎左衛門尉

弥六左衛門尉 時忠 光忠
右京亮

九郎藏人 所領上長沼郷

忠光六郎 四郎入道 五郎太郎 定光

所領今井郷

四郎左衛門尉

忠村七郎景村 孫三郎

所領上長沼郷

林官

女子夫三浦又太郎式部丞 式部三郎太郎

所領下長沼郷

女子夫大崎二郎右衛門入道 頼佐^{子三郎}下淺野當知行

○裏江繼印 此所繼目ナリ

右 御家古略御系圖一通、御自分家ニ被致格護、當座ニ被差出候處、御用ニ相成物候故被召上候、依之右之通令臨写相渡候、此旨豊前殿依御下知如件、

御記録所

市来源右衛門

寶永二年乙酉四月廿八日

肥後二右衛門

盛香(花押)

志布志

山田七郎右衛門殿

○一七〇 島津久金外四名連署知行目錄

知行目錄

高百斛

谷山下福元村之内

伊集院下谷口村之内

河邊郡山田中山田村之内

曾木永野村之内

谷山下福元村下大窪門之内

河邊郡山田下山田村萬浮免之内

名寄帳在別冊、

右者格別之家筋候故、厚

思召を以、右之通拜領被仰付候間、全可有所務候、

仍如件、

宮 主膳

天明五年十二月廿八日

嶋 仲

久健(花押)

嶋 近江

久起(花押)

喜 安房

久福(花押)

嶋 伊賀

久金(花押)

山田八郎右衛門殿

高百斛

〇一七一 島津久起達書写

山田八郎右衛門

右格別之家筋候故、厚

思召を以拜領被 仰付候、依之此後致衰微、家及

断絶候共、訴訟之間敷儀御取揚有之間鋪候、尤是

迄所持并此節拜領之高共賣拂、又者無據訳合逆茂

返上之引當等申出候儀仕間敷候、

右之通被 仰付候、

三月

近江

〇一七二 島津久起達書写

写

山田八郎右衛門

右組ニ被入置候得共、格別之家筋候故被相除、向

後無格被仰付候、通達事等者御用人より可申遣候、

一拜領并是迄所持之高共ニ賣買不相成候、

一無格付而者、供廻之儀勝手次第可致候、

一年始其外罷出来候分者、是迄之通可相心得候、

右之通被仰付候条、此旨申渡、可承御役と江可

申渡候、

三月

近江

〇一七三 矢開之書物相伝次第

忠久様御下向之刻、御相傳之矢開之書物、忠義様よ

り山田忠繼ニ相傳仕、代々傳之候奥書ニ相見得申候、

式部太輔忠繼山田と号して此書をそへて忠義よりし

て被下、其後大隅式部太郎忠實かつく、其後孫太郎宗

久かつく、其後式部諸三郎忠能かつく、其後出羽守久

興かつく、出羽守忠尚かおと、式久か久興よりして

すくと長光ノ太刀にそへて此書を給る、式久八十一

才の年此書を忠通ニ給る、此書ハつねならず大かう

これニハ不被可過、いかにも秘藏可仕とて相傳候云、

○一七四 関東御教書

薩摩國住人阿多四郎宣澄所領、谷山郡・伊作郡・日置南郷・同北郷、我御領名田等事、彼宣澄者平家謀反之時、張本其一也、仍被停止件職早、早可令知行地頭職者、依仰執達如件、

建久三年十月廿二日

平 在判

民部丞 同

宗兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五八号文書ト同文ナリ)

○一七五 関東御教書

(袖ニアリ) かもん又二らう入道かて也

薩摩國名主等、令對捍京都大番夫雜事由事、如泉庄名主保通陳狀者、自身令勤仕番役之上者、何可致夫雜事沙汰哉云々、自身縦雖勤番役、當國守護地頭兼帶也、所當公事弁勤之田畠在家争不動所役哉、且傍例也、早随分限可令催沙汰之状、依仰執達如件、

文永二年五月七日

相模守御判

左京權大夫 同

嶋津大隅入道殿

右口裏ニ有リ 御下知案

(本文書ハ「旧記雜錄前編」六七八号文書ト同文ナリ、尚同文書ニヨツテ補ヘリ)

○一七六 財久吉請文

請申 谷山郡地頭檢非違所兩職同事、

合

御得分米佰式拾斛 國津定

右件於御米者、加麦所當并野畠地子一色所申請也、

唐綾柒端

右件於綾者、為申請檢非違所御沙汰所同請申也、

桑代布壹端 但六丈

苧佰伍拾兩内七十五兩代布參端各六丈 殘七十五兩者算字可令進候

色革拾枚 移花拾枚

右件於革者為止廻狩并藍・茜等弁所申請也、

以前色々御年貢等為百姓安堵所申請也、然者有請所
定者追年無懈怠可令弁済候、仍請文之状如件、

貞永二年三月 日

財久吉 在判

可是御推察矣、

弘安二年七月 日

〇一七九 僧きやうせい置文

いへ うあみたふつのめいをもそむき、こゝろ
にたかはんものハ、わけゆつるところにてんはくし
よあみたふつをさへて、めいにしたかわんこともに
たふへし、このしやうをまほて、せうハうまことも
しよあみたふつのめいをそむくへからず、もしきや
うせい、さきにわうしやうあらハ、このるそのをハ
めいのあひたハ、あみたふつのさたたるへし、もつ
このゝちハわけたらんかたにつけらるへし、よてこ
日のためにせうもんものしやうくたんのことし、
文永八年六月七日 ありはん そうきやうせい

〇一七七 谷山資忠訴状
条々内資忠訴状

一 於當郡者、自昔無地頭進退名處、以新儀、今年建
三始而以上別府至永吉地名頭名為地頭沙汰、為令徵
納粟所當、抑取弥藤太檢校身代事、

建治三年九月 日

〇一七八 行念陳狀

行念陳狀

一同狀云、於當郡者、自昔無地頭進退名之處、以上
別府為地頭沙汰、為令徵納粟所當、押取身代訖、
此条於彼別府者地頭往古狩倉也、与今成在家之日(而)
閣地頭天、郡司可令進退之由令申之条、訟訴之条

〇一八〇 せうあみたふつ置文

ゆつりわたす、せんそさうてん(てん脱カ)はくさんや、しりや
うあり、いしゐんのうち、うちのおくほのそうりや

うしんしハほんけんに見へたり、しかるをかのそうりやうのてんはくさんやらにきてハ、ほんせうもんおまわしてとられ候うへ、かつさとの、後日のせうもんとともに、やうねんをかきて、かつき二郎とにゆつりわたすところしつなり、せうハうも二郎とのために、をろかなるへからず、二郎とのもせうハうにをろかにあたり給へからず、くんしのやうハこしやくねんのしよちやうに見へたり、これよりききにもまして後日ニもわかゆつり状といひ、いかやうなるせうもんありといふとも、また／＼もちいるへからず、よてきやうこうのためにせうもんくたんのことし、

弘安二年七月十日 おくほのせうあみたふつ 在判

あいミるせう人たうせい 在判

〇一八一 せうあみたふつ置文

いしあんのうち、うちのおくほのそうりやうをまこたるにて、せうあみたふつかたいくわんたるへき

よし申つけて候ところに、あみたふにふほうにあたり候をかしきと思ひ候に、いまハかめわうかたいくわんとなつて、たうゐんのちとうとのをと□にしすどのに申あつけて候あひた、あみたふかよいきくふんのたを、ことしあけられて候あひた、いまハふしてきたいものなりと申て、きしやうをかきてハなして候、もとよりせうあみたふめいのちハ、かつき二らうにうたうとのにゆつりたてまつりて候うへ、たうしからもとりもち、かのうちのおくほのそうりやうをさたし、くんしのしはいをさたし給ひ候へく候、よてこ日のためにせうもんくんたんのことし、
本ノマ、

こうあんハねん四月十日 せうあみたふつ 在判

〇一八二 せうあみたふつ書状

をせられて候しやうふのあいたの事、ふんえい九年のしやうふのときハ、ひやうへたらうに、をうくほのくんしの事ハまうしつけあつらへて候へく候あひ

た、をうくほのふんのようとうハ、さたしまいらせ
て候よし、うけ給はり候、さやうにハ候いしか、先
ひやうへたらうをうくほのふむれう本ノマのへんそをもち
て候を、あつかそはう預所にあはせんとこひ候を、をし
み候て、かはうのつかひをつけさせてせめさせ、又
あみたふつにふほうニあたり候あひた、なかたかひ
候ぬ、いまはいかうとのをこそくんしさうさうはく
なに事につけても見をきて候たへと申候うへハ、こ
んとのしやうふのほうくほのふんをハ、たま／＼の
ほうせ給り候へハ、つとめてたひ候へし、よろつハ
をんころへ候へし、

ふんえい十一年十二月一日

御かへり事をくほのせう 在判
あみたふつ

〇一八三 大蔵種国書状

改年之御慶千祥万幸、猶更不可有盡期候、抑從今春
者諸事御満足之由承及候、目出度候、仍五明進覽候、

聊表佳瑞計候、永日御祝詞倍可申加候、慶事恐と謹
言、

正月四日

大蔵種國（花押）

謹上 山田三郎左衛門尉殿

御宿所

〇一八四 沙弥某注進状

注進

谷山郡内山田・上別府、正安貳年分地頭御内檢管算力

失事、

合

水田分

久吉 壹町貳段肆拾中 郡司代伍段肆拾中本ノマ、四

田所 肆段參拾本ノマ、 圖師 肆段參拾本ノマ、

右所宛如件、

正安參年五月十一日

御使 沙弥在判

〇一八五 山田・上別府年貢注文

谷山郡内

注進 山田村上別府粟里目六事、

合

山田里参石陸斗

上別府里伍石伍斗陸舛

都合玖石壹斗陸舛

領家御分陸石肆斗壹舛

地頭御分貳石柒斗伍舛

右目六之状如件、

正應元年八月 日

圖師

惣公文(花押)

田所 (花押)

郡司御代官(花押)

惣地領御代官

○一八六 谷山郡内神田并寺田注文

谷山郡

注進 文永九年分水田・神田・寺田取帳事、
本ノマ

合

三月十八日

ひらや川一丁あまり

上公院三反ハカリ

あまか上五反ハカリ

上公院七反ハカリ

注田四段ハカリ

カシハ原三反ハカリ

上立院あまた二丁ハカリ

ひしや門田八段ハカリ

内田一丁あまり

すみよし二丁アマリ

門田いまたてらす

三月廿七日

住田四段

見依如見反十
(妙カ)

寺主田一丁
ヲチミ田

八田内五反寺主田
中村

寺主田五段
ツカ田

そうしや二反十
岸内

國分寺一反

大浦田二十三反ハカリ
(丁)

上立院一段卅

ほりの内二段卅ハカリ

後迫國領七段ハカリ

黒丸五段ハカリ

こんけ宝田五段

同園十

同園卅

北山田二段

上立院五段ハカリ

寺主田二丁平

不在
取納使菌四段

水町南丁
住田二段

うすく

國領一段廿ハカリ

(妙光)
如見三段ハカリ

寺田三段ハカリ

うすくの國領五段ハカリ

五月九日

藥師宝二丁一段卅
(堂方)

以上廿一丁廿

右ノ口裏ニ有リ
谷山郡内 神田并寺田
注文

〇一八七 しやうくわん田地注進状

ちとう御はうより、御てんちやうのたのつほく

の事、

合

りやうすまち七反卅

はきわら四反

おうなかた三反廿

かうかまちのお 二反

つはきやま一反

きさきた四反廿

めくりまち二反

あそい三反

以上貳町七反廿

このた、ちとう御はうより御てんちやう候へどんいしたくの たちの御たうしゆによて、てんちやうハとくめられまけせ候て給はり候ぬ、よてしやう如件、

建治三年十月十日

しやうくわん(花押)

右ノ口裏ニ有リ
谷山寺田てんちやうの事、しやうくわんなか状

〇一八八 定綱・忠氏連署施行状

坂本刑部房澄円申吉永名事、可被撰進彼訴陳之事等由、先日被仰下早、不日可被撰進候、仍執達如件、

正安二年二月八日

定綱在判

忠氏「スレ」

下野前司殿代

〇一八九 山田道慶質券
(符)

本物返仁入置谷山郡内山田・上別別両村地頭職事、

合錢佰貫并米拾石者舛地頭
米斗定

右用途米等不弁償之様者、一向止地頭之綺、所奉避
那方也、但今年中者不可請之、若又就公私有相違者、
不日可奉返本物之状如件、

正安五年三月廿四日

道慶在判

○一九〇 大藏家安沽却状

うりわたし(奉)きつまのくにいしゆいん、かどぬきの

田園并山野島地等事、

四至限東谷山塚道

限南原山塚道

限西仁多尾塚道

限北中原塚并鹿兒嶋塚道

右件所ハ家安先祖相傳所領也、而先年に家(安カ)

道向しちけんに入をき候處ニ、よう／＼候に(よつてカ)

大隅助三郎殿方に、永代をかきて、用途貳(貳文カ)

文うりわたす事実也、よて御下知已下(本)等(カ)

あいそへてうりわたし進了、方と御公事(の)先

例ニまかせてそのさたあるへく候、しかれハた(まカ)

たけなく御ちきやうさうゐあるへからす候、

家安かしそのの中にいらんさまたけをいた

し子共ハしめんのきあるへからす候、よて末

代の(家安カ)うり状如件、

元應二年十一月廿三日

大藏(家安カ)

○一九一 山田道慶書状

谷山郡内山田・上別府讓状正文為類書 故殿御時被

召置候、未返給候、今以後状候て、猶御用候事候

者、可披見仕候、仍故殿御時召御借状、猶以不審、

案文令進覽候、若又暫可入候事候者、慥改沙汰候、

御借状を御覽候者畏入候、近日罷立博多候間、可申

入候、得御意此趣候て、可有申御沙汰候、恐惶謹言(とととと)

恐と謹言、

六月卅日

沙弥道慶

謹上 今村七郎殿(本)

「右ノ口裏ニ有リ
しまつとのへ
進鹿兒嶋状案

山田上別府讓状正文御借状事
元享二六卅

〇一九二 谷山覚信代教信請文

薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村惣地頭所務事、式部孫五郎入道と慶可破正中二年和与状之由、掠給鎮西下知状之間、件裁許為非據之条、決断所御沙汰就而、於和与契約得分物者、於當郡と司所倉可勘渡之由、載和与状之處、以前五箇年分、米九十余石、錢七十貫文内半分、於京都可沙汰之由、被仰出之条、^{（屬脱）}教雖相殆所存、應上裁、隨尋出之、且送遣之處、非皆濟者不可請取之由、道慶申之間、掠所計略術盡早、被延日数可弁之旨、覚信代教信雖申之、以相論阿黨及理不盡責之条、難治次第也、所詮依為遠國不合期之上者、被延月限可致沙汰候、不然者止和与之儀、有限惣地頭所務如元可返付道慶候、但破和与之時者、可返与来納分於覚信□、任彼条可被仰下候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

是ハウラニ有リ
元弘三年十二月十七日 沙弥覚信代教信請文本裏
右口裏ニ有リ

これハサキの
教信請文案 建武元五廿三被下之

但同六月十三日被返教信了

〇一九三 後醍醐天皇綸旨

筑後國小家庄地頭職^{志田三郎}左衛門尉跡 為勲功賞、大隅左京進入道道惠可令知行者、
天氣如此、悉之以状、

建武元年十一月廿六日

左衛門權佐判

（本文書ハ、旧記雜錄前編一〇一七二号文書ト同文ナリ）

〇一九四 頼元書状

筑後國小家庄事

守護人冬綱闕所注進云、志田三郎左衛門入道^{右馬頭}持^{持時}扶^{宛行}持小家庄五十町云と、仍鎮西恩賞候早、而本人依無異不忠宛給云と、此旨令注進、鎮西恩賞上啓了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武二年三月十七日

頼元

○一九五 鎮西御教書

大隅式部孫五郎入道と慶与谷山五郎入道覚信相論、
薩摩國谷山郡内山田・上別府地頭所務事、被裁許訖、
早洪谷又次郎入道相共守下知状、可被沙汰付彼所務
於道慶也、仍執達如件、

正慶元年十二月十日

修理亮(花押)

渋谷新平次入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一六一八号文書ト同文ナリ)

○一九六 沙弥玄基寄進状

寄進 水迫水田三段但宮背

救仁院志布志来迎寺

右、先度雖奉寄進、依分失重如此奉寄進之状所也、

永和四歲次
戊午卯月廿三日

沙弥玄基(花押)

別當太郎次郎入道所

○一九七 山田玄威申状

畏言上

大隅國小河院内一成村六町、見作十二町内山成七町
四反廿、相残候分四町五反卅、同持富三町内河成一
町七反、相残候分一町三反、一成・持富兩村山成九
町一反廿、相残候分五町八反卅、聊偽申候者、

應永三十三年丙午歲八月日

○一九八 藤原長久起請文

起請文

右之意趣殿ニ向申候て、いまゝておきやしんを不
存候、又ハ自今後としても、不忠をいたし、やし
んをさしはさミ、殿をうしなる申候する心あて
など未かつて不存候之處、たひくゝ加様之通蒙仰
候、餘となげかしく存候程に申上候、又ハ我等か
身持などのことも無理なることなと蒙仰候て、中
を御ちかい候する時ハ無是非候、我として 殿之
御意背候て、別して 公方ほうこうのこと存申ま

しく候、又ハ女儀付候てむりなること申上ましく候、
若此旨背候ハ、為後日状如件、

日本ちんしゆ

伊勢天照大神 熊野三所大こんけん

正八幡大菩薩 諏訪上下大明神

南無天満大自在天神 しゃうはつおのくまかりか

うむるへく候、

永京二年十二月十日

藤原長久 (花押)

本ノマ、
(本文書ハ「旧記雜録前編」一一〇二号文書ト同文ナリ)

〇一九九 肝付貴重外二名連署契状

契約

一仰 好久、雖為世上如何様轉變、一味同心御用可

罷立事、

一無謂自訴於申、公方於恨申候者、不可然通雖催促、

無承引ハ、其仁一人於同心ニ可捨事、

一公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ侘申、

無承引者、身之大綱と存、相共ニ可為一味事、

一就境目所務等事、無謂事於他所へ申懸者、是又致
催促、無承引者、一向合力申すまじき事、

一如此申談候上、大小事不残心底可申承候、若不慮

ニ有讒者、和讒凶害荒説出来ハ、直申披キ可申事、

若此条と偽申候者、

日本鎮守伊勢天照大神 熊野三所權現 當國鎮守

正八幡大菩薩 諏訪上下大明神 天満大自在天神

霧嶋六所大權現 新田八幡大菩薩 開門九社大明

神 四十九所大明神之御罰ヲ子と孫と可蒙罷候、

永享六年六月廿二日

河内守兼元 (花押)

伴兼忠 (花押)

伴貴重 (花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一一五九号文書ト同文ナリ)

〇二〇〇 野辺盛豊契状

契約

一仰 好久、雖為世上如何様轉變、一味同心御用可

罷立事、

一 無謂自訴於申、公方於恨申候之者、不可然通雖致催促、無承引ハ、其仁一人於同心ニ可捨事、

一 公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ佞申、無承引者、身之大綱と存、相共に可為一味事、

一 就境目所務等事、無謂事於他所へ申懸者、是又致催促、無承引ハ、一向に合力申ましき事、

一 如此申談候上者、大小事不殘心底可申承候、若不慮之有讒者、和讒凶害荒説出来者、直ニ申披キ可承事、

若條と偽申候者、

日本鎮守伊勢天照大神 熊野三所権現 當國鎮守正八幡大菩薩 諏訪上下大明神 天満大自在天神 霧嶋六所権現 新田八幡大菩薩 開門九社大明神 上下大明神御討ヲ子と孫と可蒙罷候、

永享六年六月廿二日 藤原盛豊（花押）

山田殿

（本文書ハ、旧記雜録前編二二二五五号文書ト同文ナリ）

○ 肝付兼政・同兼直連署契状

（本文書ハ一六四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○二〇一 平田姓宗契状

契約

一 仰 好久、雖為世上如何様轉變、一味同心御用可罷立事、

一 無謂自訴於申、公方於恨申候者、不可然通雖催促、無承引ハ、其仁一人於同心ニ可捨事、

一 公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ佞申、無承引者、身之大綱と存、相共に可為一味事、

一 就境目所務等事、無謂事於他所へ申懸者、是又致催促、無承引ハ、一向ニ合力申ましき事、

一 如此申談候上者、大小事不殘心底可申承候、若不慮^{（者脱カ）}在讒、和讒凶害荒説出来者、直申披キ可承事、

若此条と偽申候者、

日本鎮守伊勢天照大神 熊野三所権現 當國鎮守正八幡大菩薩 諏訪上下大明神 天満大自在天神 霧

嶋六所大権現 新田八幡大菩薩 開門九社大明神
十五社大明神之御爵子と孫と可蒙罷候、

永享六年六月廿二日 右馬助姓宗 (花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五四号文書ト同文ナリ)

〇二〇二 大覚寺尊有内書

『正文大興寺二有之』
一天四海之逆乱更不得其期、是偏義教公恣行惡逆無當之政道故也、然間、於一門之中、不退此乱悪者天命之至、落着可及當家滅亡欵之上、別而者為勝定院之猶子間、云由緒秀以存立處、全非私曲之儀、併為助万民續家門也、依之万方成下知之間、諸國存其志、既時節純熟之間、急欲企現形、然者應順路之儀、早為御身方之隨一致忠節、廻計畧者、可為御本意、於恩賞者、隨望可有其沙汰、猶と軍忠之所、別而憑訖、仍状如件、

『永享十二』

八月廿五日

御判

椀山殿

『上書如此』

椀山殿

尊有

『右者四代美濃守孝久也』

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一二六一号文書ト同文ナリ)

〇二〇三 足利義教御教書

『椀山殿文書之内在之』
日向國人野邊在所ニ大覚寺居住之由被聞食候、不日上進之候者、忠節不可過之候、於恩賞者、可隨望之由、野邊堅可申付候也、

『永享年中欵』

六月廿日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三三〇号文書ト同文ナリ)

〇二〇四 某契状

再拜く

右意趣者、

- 一 山田殿向申野心を存ましき事、
- 一 何事も無御等閑申入、又者可請御意事、
- 一 相傳申候する物をいつれニても候へかし、おろか

に仕ましき事、

此條と偽申候者、

(花押)

神名

長祿三年霜月廿六日

〇二〇五 某願文

敬白

御願文

一霧嶋山大權現江御戸開之(事カ)

一鹿兎島

一諏訪上下大明神江御神樂之事、

一山口大明神江御神樂之事、

右奉為 意趣者家久様御

平愈早速御快氣也、

仍御立願文如件、

寛永十二年七月八日

〇二〇六 某書状

「口切レテナシ」
候、一去三日曉、吉松・伊東衆以下両城被越

候、遠江殿父子三人こくち三はまられ候、然者野上

屋敷切入候處ニ合戦候、遠州三ヶ所除計之由候、太

郎左衛門殿敵刀にて四ヶ所切付候、又六郎殿ハすり

計ニ候、城衆各と動者、いまた尔と不聞得候、和

〇又五郎殿ハ打死候、敵ハ十四五人も矢所ニ射殺

候へ共、敵よりも拮にて不退候、此方よりも頸不取

候、午剋程ニ敵引退候、さ候程ニ城衆軍候内ニ、清

水・姫木衆被續候、涯分被動候、中にも紀伊殿被動

候て、大手負ニ被成候、其衆ニ小嶋伊勢辛勞申て候

なる、今度城衆油断にて候處ニ無越度候、誠に

「以下ナシ」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二五二号文書ト同文ナリ)

〇二〇七 隈江匡久書状

又此状夜前認候、今朝巳剋、肝付三郎殿渡海候、

今日者悪日候間、定明日可被懸御目哉、次ニ椋

山殿未渡海候、尚候覽と存候、随而庄内之時

義、御左右可然候、祢寢殿ハ例之延にて候哉、
未舟着候、

去十六日從肝付殿被進使僧、同十七御出頭、可目出
度之由候条、同十七巳刻程、被解纜候、從時分思
之外吹晴候て、安くと御出船候、一里程紀伊守殿
被擧出、御迎御出候、

一遠干かたにて候間、御座舟從渚遙被留候、然處、

地下之海土共餘多御舟ニ添手、汀ニ引のほせ候、

一見物貴賤多く、合手おかミ候キ、且者そゝろお

もはゆく、一御舟着候へハ、從豊州以大村方、舟

本ニ御礼候、一御宿ニ御出候へハ、二郎四郎殿豊

州へ御礼御申候、一此前にて候者、老中まで御着

之御礼雖可被仰候、そ忽之状被思召候間、斟酌ニ

候、此等之趣、以大寺方豊州へ被仰候、無其御返

事、同

從御屋形様大寺治部少輔方にて、遮而着之御礼被
仰候、其御礼以二郎四郎殿御申候、老中へ恒吉佐
渡方にて被仰候、一御宿ニ最前伊地知殿・梶原殿

被參候、其後池袋殿・平田殿被參候、其後実久御
内之方河田飛彈殿被參候、

一殿様御宿ニ遮而豊州御出候、其後以紀伊守殿

御屋形様ニ早と殿様御對面可有之由、被仰出候、

其御覺悟候へと内義候条、如佳例御酒御上候、豊

州戊剋程ニ御屋形へ御指出候て、早と御參候へ

と被仰候条、やかて殿中へ御參、御目御懸候、目

出度候、一殿中被明御隙御退出之刻、真幸使僧・

本田紀伊守殿・同又五郎殿以同船參着候、音信御

門外にて被聞召、豊州以談合、此等之趣被窺候處、

繚深候間無對面候、明日者悪日候、来十九可有御

覽之由、被仰出候間、殿様各々ニ先以御見參候、

一此間者、連日風雨以之外ニ候つる處、御出船之砌

より天氣能候て、爰元仕合如意満色ニ候、偏ニ天

道ニ御相叶候上与頼敷存計候、何事もく被任御

心候、却おそろしく存候、此方之時儀ハ可然候、

至爰庄内三ヶ所候間、一ヶ所も越度候てハ、何之

曲も有間敷候、御油断有ましく候、一周防殿・壹

岐殿以別紙雖可申候、此方取乱、又者便舟急候間、不能巨細候、此等之由可預御心得候、又此状を兩所へ可有御遣候哉、志ふしへハ申上候、為御心得候、萬期後音候、恐々謹言、

(享祿二年)

六月十七日

匡久 在判

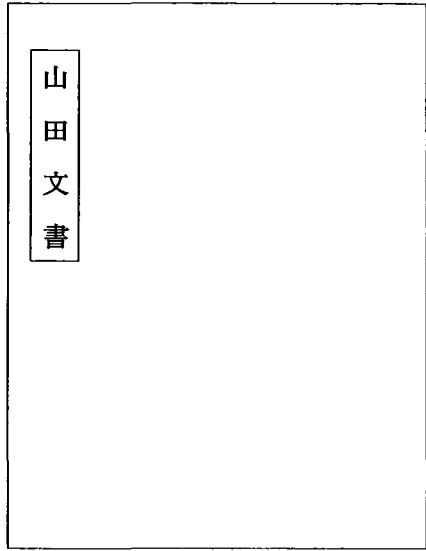
(本文番ハ「旧記雜錄前編」二二五六号・「旧記雜錄附録」三三一号文書ト同文ナリ)

〇二〇八 記事

弘治二年丙辰八月十七日

太守貴久公使隅州百引之城主伊加倉丹後守忠兼・同市成城主山田播摩守忠時兩將、(應)肝屬部將楯籠益丸彈正令攻撃日州大崎龍相城、于時肝屬河内守兼續自師大勢、為後援、兩將請前後敵、外無應援、殆苦戰共戰死、故兩家之一族等悉遂戰死畢、伊加倉一族・山田一族六十三人、其外從兵戰亡不逞數云云、

（表紙）



山田文書

(1091)

〇二〇九 式三献之事

（本文書ハ省略ス）

〇二一〇 式之飯仕立

（本文書ハ省略ス）

〇二一一 式之ひめ仕立

（本文書ハ省略ス）

〇二一二 ゆつけのしたて様

（本文書ハ省略ス）

〇二一三 鷹飼之事口伝

（本文書ハ省略ス）

〇二一四 弓法之日記 第一

（本文書ハ省略ス）

〇二一五 藤仕卷口伝 第一

一藤仕卷口傳云

右弓ニ藤ヲ仕ニハ、始処・留処、必ス後竹ハニ可留、藤ノ留口ハ、カネニ不可留、何モナソヘニ可留、又云、藤短シテ中ヨリ續程ノ時ハ不及申ニ、若シ下マキナント不足ニハ、強後竹ノハニ留トハカリ心得テ、藤長ク短卷夏、口惜夏ナルヘシ、所

詮、下卷タラスハ、前竹ノハニ可留、弓箭ノ細工ハ、尤コツハウヲ能存知シテ、隨時ニ依夏ニ、加了簡、毎事見吉様ニスルヲ細工トス、諸夏可唯之、^(順之)次ニ矢摺鏑藤ノ夏、是ハ二ツ分ノ藤ヲ以、最上ノ藤トス、但ヒラトコロ、藤ニハ四ツ分ハカリ、藤ヲ以最上トス、六ツ分ハ夏カケスカ、八ツ分ノ藤ハ、最下品ナリ、但夏ノカクル時者、雖下品是ヲツカウヘシ、其最上ノ藤ト云処ハ、粉雪ノ如ニシテ、少モ上ノカハキレタレス、イツクシ^(ママ)モ細藤ヲ最上ノ藤トス、藤一スチト云ハ、八尺ヲ云ナリ、或説ニハ、一丈ヲモ云ナリ、近代ハ此説ヲ用る云云、次ニ、藤ヲ誘夏、先藤ヲワリテ、閑ニウラヲ取テ、蕎^{ソバ}ヲ詰^{ツメ}テ、次第二細削^{コウ}テ、温ニ入テヨクヤワラケテ、何モ吉膠^{ニカカ}ヲ閑ニネリテ、薄^{ウス}解^キテ、塵垢^{チホコ}ヲ少モ不入シテ可付、穴賢^{アナサシ}ノ、コクトキテ不可之、其謂ハ、中ノ俄ニ離ル、基ナリ、故膠ヲコク解夏悪ナリ、次ニ、藤ニ膠ヲ付テ、シカト卷テ、其上ヲ斬^(ママ)カミニテ結ヘシ、能付スマシ

テ後ニ、上ノ紙ヲトクヘシ、藤ノ始終ノ卷、隠漆^{カクレシ}ヲサスヘシ、次、鏑藤ヲハ、中大ク作ヘシ、後竹ニ始終ヲ卷留ヘシ、次、矢摺藤ハ、次第二末細ニ作ヘシ、サレハトテ、サノミホソムヘカラス、苟セテ作細テ卷ヘシ、次、矢摺ノ末ノ細ホトヲ以、矢摺ノ次藤ヲハ一削、是ヨリ上、是ヨリ下、次第ニ可唯之、^(順カ)此□ネヲ以、藤ヲ作テ削、各可卷、又説ニ云、藤ヲ作夏、内ノ圓とアラセコウモラセテ可作、其故ハ於下所、藤ニ圓ナル程アリ、平藤ハ如此、誘削テ鹿角ニ穴ヲアケ、二三度シツカニ通セハ、藤マロク也、穴賢、アラケナク引通シテ、上ノ皮ヲ切ラスト云、口傳聞書ノ分、大概如件、于時文明十五年癸卯霜月吉日

山田四郎九郎殿

筆者聖栄 八十六歳

〇二一六 弓之藤卷之事

(本文書ハ省略ス)

〇二一七 鷹書聞書惣寄合

鷹書聞書惣寄合 鷹名 四十八

- 一 鷗と申八とりのことし、
- 一 このもと申八おとことり、
- 一 くまたかの大めとり、
- 一 くまたかの柱おとり、
- 一 鷹のちからおると申事あり、これハ正月二月のほどあるへし、
- 一 ふゆつかハて、とやにこめたる鷹の毛、しものふりかゝりたることくにて、おもしろきなり、この毛をハちからおると申なり、
- 一 すゝのこをさすと申ハ、あき鷹にとりをたてしとて、すゝに木をさして、とりのふしたるところまでゆきて、あわせ候なり、すゝのこをきゝ候へハ、鳥なかす候なり、こゑをきゝてあわせ候ほどに、かくのことく申なり、
- 一 ほこはつくど申事、たによりみねゑつんどあかるを申候、したへくたるもおなしこゝろなり、くた
- るをハほこはつくど申へからず、おちはもはやしと、これハことは三候ハ、はるあきふゆもあるへし、
- 一 山わすれの毛、又すかちとも申、これハあらたかをとりかふとき、くちゑをかう時、はきにすちのをゝひききり候ハんとて、山をわすれ候儀なり、
- 一 くいなどひと申事、草のうちより鳥のかしらをひきゝゝといたすを申なり、
- 一 鷹のつきをにハ、くゝいのはの中に、こゝろしらすと申羽あり、それをもて、鷹のおゝつき候なり、
- 一 つきを、しゝをおなし事なり、大たか小鷹にもあるへし、
- 一 ないとりかりと申ハ、とりのこゑをきゝて、その野をかる、これなり、なきとりとも申候、
- 一 きゝすゑとり、これハ鳥のねたるところへおしよせて、かる事を申候なり、
- 一 見すゑとり、これみなあき鷹なり、
- 一 野され、野ニひさしくされたる事を申、これハ冬

なり、山されとも申、

一 かけうつらとハ、馬にのりて野をかりゆくとき、
うつらに鷹をあハせてとるを申なり、

一 あさ鷹かり、かすもあるへし、

一 さほひめと申鷹、はるあミにてかけてとりたるを
申なり、又この鷹をこやまかへりと申事もあり、

一 とを山とりと申事ハ、四きにわたるへし、

一 夏鷹のことは、のり毛、おはなすり、つはなけ、

そのうちむらことも申、

一 鷹のわすれかひと申事、四月たかにはにて、北へた

つめんとりにあハせて、とりかひてとりやにい
るゝを申なり、

一 うちよりのほかあるへからず、この鷹は、七月十

一日にとやをいたす、

一 五月五日にとりやにこむる、一せつあり、これも

四月とやこむる鷹のとりかひやうかハらす、この

鷹ハ、九月九日にとやをいたすなり、

一 とりやくしけと申事、鷹とりやをくゝりてにくる

を申なり、

一 鷹毛をする時をおはなすり、おはなけと申、これ
ハ四月か、

一 ねくらの雪と申事、雪ふみちらすとも、ゆきふみ

たつるとも申、これハ六月か、又おちと申ハ、と
りやにてよくかひたるとき、年に二度おとす事な
り、つねには又おちと申事、此ことはハ、鷹巢ま

わりなり、

一 ねりひはり、夏なり、これハ羽のおちてはいまわ

るを申、五月か、これをつはなけとも申なり、

一 秋の鷹のことはハ、たゝとりやを申てハあきなり、

一 小鷹にハへをと申、廿ひろあり、五十ひろは吳説

大鷹、

一 鷹にせきをかへると申ことは、これハへをのいわ
れか、手帰と申ことは、鷹とりをおそくとりて、

本のことく、ぬしの手にかへるを申なり、さい鷹

とも申、おなし事なり、これハ小鷹にかきりたる

なり、

一 かりはにて、おつきりかへると申、これハ鳥とひちかひて行とき、そはゑきりてゆくを、やかておつかけてとるを申なり、

一 はつとりかりと申、九月九日にとやをいたして、みなミへたつおんとりにあわせて、とりかふなり、はつとりかりおなし定なり、

一 山かへりの鷹を、あミにてかけて、あかけとハ申へからず、山かへりと申へし、

一 うつらふ・しきふ、小鷹にあるへし、ひねり・まのゝ萩原・くらやハラ、いつれもよし、

一 冬鷹のことは、一条のあんの御宇、はとやと申鷹あり、この鷹出羽の國ひらかといふ所にあり、本のまゝ、
一 辭巻と申鷹一いちもつ四あり、ひこまるとも云々、

一 からのくつハと申は、うちのほうさうにおきめられけるか、七月さかしものゝ時とりいたす、その時このくつハを、鷹くわへて巢におきて子をうむ、これを見つけてちうしん申、それよりして此す鷹をハからくつわと申、かいの國に山中と申所に、

いまにおひてもこれある一もつなり、

一 からまくと申鷹ハ、から國のたかなり、

一 羽とひの鷹と申ハ、これはよくまふを申なり、ほめたることはなり、

一 しなのゝ國すわの御ハラにて、鳥をとりかふ鳥あり、これを見てかりてとる、これすなわち鷹なり、それより鷹かりと申事ハすわよりはしまれり、

一 神馬鷹と申事ハ、信州すわの御まつりに、奥州より神馬しんせらるゝに、國そうけきにて、その馬のしろに鷹をまつらせらるゝ事あり、それを神馬鷹と申なり、これは諏訪にかきりて申へきか、そうして神へまいる鷹をハ、御とうの鷹、又ハさへ鷹とも申なり、

一 鷹をすゑあくると申ことは、かりはにて、とりをひきくたてゝ、鷹をハたかき所よりうちあわするを、すゑあくると申なり、ほこにあるをハ申へからず、松杉なにも居候へ、鷹のいてゝ、木をハ小しはに羽をかけてと申なり、寄合なり、

一鷹の藤符くろふと申、これは鷹のむねのへんにあるへし、又くろふといふもあり、

一七なミのけ、鷹のそはにあり、もみふと申も鷹のそはにあり、

一鷹のもとり羽うつと申は、あわする時、鳥にとひちかひて、やかてとひなをりて鳥をとる、それを申なり、是ハつねにはあるへからず、一物なるへし、

一鷹につゝりあしをと申ハ、鷹をいたわりても、又見めかきりにも、あしをのをもとを、いろ／＼のきんらん・にしきをかさねてさすなり、大鷹・小鷹おなし、

一鷹の尾のかす、十二しななり、その名次第不同、すゝつけ、ちからをたすけおなし、ならしハ、ならをならハしをと申すけを、しはひき・いしうち、しのふをと申、是ハしのふの鷹を申なり、本説に候歟、

一しのふをまねふ、これハその物にてその物にあ

らするを、申ならハしたるなり、ひさく花と申はをのさきにしろきを申、

一さころもと申け、かたにひとゝをりあり、さころもこれハ、鷹の鳥をとりて、さゝの中ゑとりおとして、さゝの中に身をかくすを申歟、おち草のこゝろなり、

一鷹にこいきると申品あり、この鷹ハ、ミさこにとつきてまふけたる鷹をとりかふ時ハ、まつうほをとらするなり、そのとき、水の中にいぬをいれて見る、その池神のまへなり、こいまつとなつく御哥に、あらいそのみさこのす鷹とりかハ、おその子はらむ犬をたつねて、かわうその犬にとつきてもちたる犬をもて、この鷹をとりかふへし、此犬ハおうつのうらにてたつねいたせり、信州ねつの神平、これをつかふ、かの神平ハ、せいらるのむこなり、御幸なりてゑいらんあり、是ハ一条のゐんの御宇なり、口傳多くあり、

一すゝの名に七峯と申、このさい所ハ、奥州しのふ

にあり、このみねに口傳おほし、ほとやの鷹のすゝなり、ほとやのひらかの御鷹おなし物なり、鷹の爪の事、かけつめ・うちつめ・とりからミ・かへるこ・かるかけとも申、

一鷹そはミたる時、しかねてはなつに、鷹田の中におりて、くすりをはミて、なをりてぬしとはこにゐる、それを田かへりと申、そのくすり、田のしほミつなり、

一ねくらの雪と申ハ、鷹とりやにて、毛をしてしろくくと候なり、ふミこみたるをゆきと申なり、六月歟、

一つき鷹と申事あり、是ハかた野にて、たちたるとり、さやの中山までにくる、鷹とひつかれて、とりをにかす、是ハせいらゐの郷の鷹なり、これをねつの神平か、野中へかねて鷹をおきてとり、いつものことくにくるをあかせて、信州國符郡野といふ所にてとるとりのことくなり、羽ハ八重におひて、ふしきの鳥なり、それより此野を八ゑ野と

申なり、此鳥きんてうと申なり、

一鷹のけにまハしのけ・あやのけ・せけんけ・うきよけ・くれはとりのけ、かたにあり、人になつかぬをとハ、身にしほつけてなつけハ、そのけおこすなり、かねつけのけ・ほうしやうのけ、をのしたにあり、ひちのけにもあり、すゝかけのけとも申、又すくちとも申なり、わか鷹ことやのけましるを申なり、

一から國より日本へわたる人、これにて小竹といふおんなにちきりをこむ、又もとのことく、もろこしへかへる時、そのかた見三鷹をつかふやうを、くハしく女におしへていひいたす一卷のしよあり、人の鷹をつかふ事ハ、日本の鷹これをはじめなり、此おんなおとこのなごりをおしミて、恋しにてけり、鷹に恋をつくる事ハ、これかゆゑなり、又木にゐたるもこゝと申歟、

一白鷹の事、雪の日あをあかくしろき鷹をハ、おしわたして、ふかハりの鷹と申、是みな白鷹なり、

一鷹のそれて木にとまりたる夜をハ、よしゆくると申、かりはの事欵、

一はやふきにとをり羽と申事あり、風にふかれてとまりえぬ事を申、かきなかれとも申ことはハ、そうして鷹にあるへし、又山のほり羽と申、これハ山へのほりさま、はやくとふを申、一物なるへし、おほにかくると申ことは、かりはにてそのへんをはむかんと、おほをかけて犬をはなつ事なり、いぬのやりなわと申事なり、

一鷹におちはもはやしとも、はやきとも申へし、ほめたる事なり、

一ほくけと申事あり、ほうくにたるけなり、鷹のそはにあり、つねにはなき事なり、

一雪すりの鷹と申事あり、をゝも羽をも雪にすりてそんなしたるを申なり、ゆきすりよきよりあひなり、

一鬼ひしと申ハ鷹の手のうらにいはある、それを申なり、一物なるへし、

一葛はかまと申ハ、はきのけにあり、ふちはかまと申けもあり、

一鷹のもちあけと申ハ、鳥をとりにてかたハラへにくるを申、大鷹小鷹ニあり、おほくハ小鷹ニあるへし、

一鷹のそゝろうつと申ハ、ゑをかひて後、六時七時はかりして、鳥のほねをも毛をも口よりはきいたすを申欵、

一おきゑすりと申ハ、鷹ゑをすゑて、手ニいす、又うちあかるを申、かりはのことはなり、

一四毛と申ハ、鷹のうしろにあり、

一鷹飼のあしたか山と申、此山にて、鷹をかいたる事あり、すをかけハしめたるさい所なり、又とまり山と申も、とまり狩もおなしこゝろなり、

一こもつゝこえと申ハ、山の尾を鳥と鷹と一ツ、とひこえゝするを申なり、

一よるおるけ、鷹のわきにあり、ゆかけおなし所なり、又梅花と申所、鷹ニあり、

一 鷹つかれをおつてゆく所に、そはより別の鳥たちたるを、それをむこ鳥と申、めとりハよめとりと申、

一 やせたる鷹をそはミ鷹と申なり、すゑそはむると

申事ハ、風にむく時、風をいとひてゆくを申欵、

一 箸鷹と申事ハ、大鷹・小鷹の惣名なり、

一 狩杖と申事、つへなり、きりの木欵、

一 鳥柴と申ハ、鳥をつくる柴なり、御狩をして鳥を

柴につけて、供御にそなふるなり、春なり、秋冬

はつくるやうかわるへし、又太仁の御狩ニもある

へし、

一 のけ羽うつと申事、つかれ草にふしたる時、のけ

てまひまハるを申欵、一せつのきハうつと申事か、

しんしつハのけ羽うつにて候欵、

一 はし鷹と申事ハ、七月、みたまのはしをとほして、

とやをいたすを申か、又鷹にはした子あり、それ

をはし鷹と申欵、もろくハこれなり、

一 草にみふする鳥、ゆるき草・おほえの草、草とる

鷹あてくさ、みなおほえのおなし心なり、

一 鳥のいり草・とりのたち草・ふし草・ひやうふ草・

けはなちらすと申事、とりを空にてとる時、毛のち

るを申か、

一 ますかきのは、はねとも申、谷わたしの羽、これ

おなし心なり、但谷にてなくとも、森よりもりに

とひわたる時、ますかきの羽あるへし、又夜すゑ

と申ハ、あら鷹の事なり、春夏秋にあり、たふん

ハ秋におほし、

一 すおろしにしろ鷹あるへからす、しろ鷹ははくさ

いこくの物なり、しらふと申ハ白鷹の事なり、

一 むらさきの大をきみの御鷹のほかハあるへからす、

一日つきの御狩さらなり、

一 ましろの鷹ハ、めのまへのしろきなり、たか子そ

といふよりあひによし、野中のし水よりあひなり、

一 鷹のひたり羽・みき羽と申ハ、ひたりみきりしと

いふ羽なり、

はし鷹のをのへひきこすひたりはに、見ぬおち草

のとたてをそしる、

一木葉かへりと申小鷹ハ、ことのほかにちいさきなり、つミ・あつさいのうちニあり、

一鷹にみるさい所あり、一羽すりしろし、ひさく花ふかくあり、はしののねしろし、あかき鷹大鷹小鷹にあるへし、

一鷹にほろ帯と申毛、うしろ羽かいのあハせめにあり、

一鷹のしやうそくのいと、ひたりみきりに二すち、

なかさハ四寸八分なり、清頼郷のりうなり、

一鷹のおちとりと申ハ、鷹に鳥おとされてあるを申なり、はし鷹におもふ妻と申事あり、あふくろにさしたるゑからの事なり、

一くれないの鷹と申事あり、

おやを驚にとられて、その時、一夜のうちにくれなるになりて、其後おやのかたきのわしをとりて、もとのいろになり、是はとやの鷹なり、

一錦をもてすゝもちにする事、きみの御鷹はかりな

るへし、むらさきのあしをおなし、武家にハくたるへからす、

一野守の鏡と申ハ、石にたまりたる水に、鷹の影のうつりたるを見つけて、その時より野もりのかゝみと申事か、

一鷹にむら雨のけ・さみたれのけ・日かけの毛・ひしけ・ひすいのけ・みつかけの毛・まつハらの毛、かたかへりはかりにあるへし、これを遠山おちの(ママ)おなし、

一ねつの神平かたむき丸と申し鷹ハ、あかくおほきなる物をくわへて、鷹はかりにかけたなり、これ馬なりけり、太鷹ゆいかひなくおりひて、はらをたて、巢よりとひあかりて、おつとの鷹をとりてききすつる、その時、すにあるつふねをとりすつるを、やかて男鷹をつれてきたる、それをねつの神平見て、つふねをとりて、あたゝめてそたてけり、是一物なり、君きこしめされて、これをめされけり、そのゝち、たむけ丸と申なり、十より十より

なからのかす事なし、

于時文正三年太歲正月十六日午刻計
書早

山田文書

(102)

〇二二八 手繩之聞書

手繩之聞書

夫聞書ト云ハ、馬ヲ百八ヶ條ニ乗分タル物也、仍馬ノ瘴事、五臟之為病去ハ馬之瘴ヲ觀、夫心臟ノ病ニイラト云瘴也、夫イラト云ハ羽奴ル瘴也、

第二肝臟ノ病氣羅ト云病也、是ハ只飛タル事也、

第三脾臟病也、サ、ラト云事也、サ、ラト云ハ馬場

ヲ直ニ行、又瘴也、

第四肺臟ノ病アラト云病也、ア良ト云ハ手繩ヲ懸サセス、惣テ乗カネタル事也、

第五腎臟ノ病武良ト云病也、又夫武良ト云ハ、鞍直ヲセサル内ニクラミニクラ□ノ出タル事也、去ハ爰

ニ五臟ノ瘴ヲ佛ハンカ為ニ、五方ノ口トイヘル事有、五方ノ口ニ曰ク、

第一上口引事、乳ニ充テ可引、

第二真口ヲ引事、扇刀ニ充テ可引、

第三下口ヲ引事、シホテニ充テ可引、

第四角之口ヲ引事、シホテノ□夏也、下ノ口ノ

下ト可思、

第五牙脇ヲ引事、上口ノ上也、上之口上也、

是カ五方ノ口引分ル事アルマシク候、去ハ馬ヲ瘴馬ト云事ハ、是ヲ相傳セサル始也、口向引様可

秘々々、

先馬ニ乗作法ノ事、三ノ失ヲ可嫌、夫三ノ失ト云ハ、一向ヲ功事、二三馬ノ裏表ノ事、三三馬場頭・馬場

下ノ支、是ハ口傳ニ在リ、

一馬ニ乗タツハイノ支、先衣エミ文直敷而鞭構、紐番ヒモツカイ
十方ニ心ヲ遣テ、早ク馬ニ鞍直リヨラスベシ、先五
方ニ充テ見テ、轡ヲ請サセテ見テ、亦吾□心得テ、
身ナリヨ直シ打出スヘシ、打出テナヨシ、口ノ支弓
手・妻手・弓手ト折ナヨシ度物也、サテ足ヨミヨ乗
様ノ事、口ヲ引合ニテ見テ、突足ニ遣、馬ニヨテ懸足
ニモ移シ度者也、去ハツキ足懸足ヲ五反モ十反モ乗
テ見テ、社ヒシキ乗度物也、

第一馬ヲ度散クダクダニ乗ト云事、懸ホトキヲ五反モ十反モ
ツ、ラ折ヲ五反十反モ、小路ホウミチニテハ乗テヨリ度物也、
常盤ツツネニ是ヲ可乗、爰ヲ可秘ヒト、

是ヨリ上ハ庭乗ヲスル様ノ支、

第一平庭ニ外ヨリ打入、外ヨリ五折オリテカシキ形
ヲ乗ホトキヲ五反十反モ乗テ下度物也、是ハ常盤ツツネニ
平庭ヲ乗様口傳在リ、

第二馬乗初ノ事、外ヨリ打入、軒ケンヲ五折オリテ掛ホ
トキテ可下カナ、是口傳、

第三下乗スル様ノ事、犬笠懸ノ下乗ヲハ真口ニ請サ
セ、撞足々々ト五反モ十反モ乗度物也、相構テ懸足
ヒシキニ移セハ、鼻カ下テ頸骨カホネカ高テ、足餘ル事也、
カ様ニ下地ノ馬カ餘ツレハ、物別多クシテ矢モナキ
射手也、

第二殊別ル、物多而馬モナキ支、

第三向カスンテ矢番遅シ、弓モナキ事也、去ハ馬ノ
下乗スル事尋常ノ儀ニアラス、

一門出ノ馬ノ下乗ノ事、相構テ口ヲ不可懸、マワシ
テ可下カ、可秘ヒト、

一少人出家女房衆メサスル馬ノ下乗ノ事、五反モ十
反モ乗テ、其内ニ五方ノ口ヲ請サセテ下度物也、可
秘ヒ々々、

第一四本懸ヲ乗ノ事、

一春三月ニ皆懸ヲニ折乗テ、柳ト櫻ヲ結テホトク、
其後懸ヲ放テカケマハシヲ乗テ可下事、口傳、

第二夏三月乗様、櫻ト楓ヲ結テホトク、其後カ、リ
ヲ放而、掛マハシヲ乗テ可下カナ、口傳、

第三秋三月、楓ト松ト結テホトク、其後懸ヲ放テ、カケマハシヲ乗テ可下哉、口傳、

第四冬三月、指越ニ乗テ、ホトキテカケマハシヲ乗、

口傳、是ハ四節ノ四本懸ノ事、口傳、可秘々々、

一下乗之事、鷹匠ニ下馬鷹匠ヨリモ身ヨリニ打ヨ

ケ、本ヨリカナ馬ヨリ下テ鷹匠心得ヨクカイヲ知テ、

鷹ニ鞍ヲ仕カフ時ニ、此方モ或第候テ馬ヲ率セ、鷹

匠ノ見ル程ハ不乗事也、相構テ可秘々々、

一鵜匠ニ下馬、鵜匠ヨリモ手崎ニ打ヨケ、下テ式タ

ウテ、臆而可乗哉、可秘々々、

一車ニ御下馬ノ事スル物カ、セサル物カ、スルセサ

ルト云々、下馬ヲスレハ忽車ニシカル、亦是ヲ戒

メ打通ハ、忽物ヲ不知初也、去レハ、車ニハ合ヌカ

萬事下馬也、相構テ可秘々々、

一輿ニ合テ下馬、公家ノ被召タルナレハ、輿ヨリ妻

手ニヨケ、本ヨリ下ヘキ也、諸ノ法ニハ、三十三杖

輿ヲ通テ社乗度物也、當世ニハ氣前亦ハ振ニヨルナ

リ、可秘々々、

一武家ノ被召タル輿ニ下馬ハ、輿ヨリモ弓手ニ打退、
下テ供達ニ礼、供達心得テソコニテ式タウ、臆而馬
ニ乗タキ物カ、可秘々々、

一五ニ乗合ノ下馬、弓手ニ打ヨケ下レハ、亦客モ下
ス、返而無仕付タリ、去レハ當世ニハ早く打退タル
ヲ法ノ礼也、口傳、

第一打迎之事、馬ノ足ヲ輕メテ驚足ト云物ニ乗、客

ニ打向、妻手ニ打退□タト、下テ物ニ客ニ指寄、ヤ

ウノノヲ弁、臆而客ヲ式第シケレハ、ソコニテノ振ニヨリ、

ヲ背シト奏者ヲ式第シケレハ、ソコニテノ振ニヨリ、

五ニ爰ニ奏者ノ動ノ事、客ノ御供ノ方ニ如何ニモ

一礼ヲサラリトシテ、其後馬ニ可乗哉、イカニモ靜

メテ馬ヲ立ナヲシノ、其後路次ノケイヲ可語カ□、

下馬ノ数七ヶ条、可秘々々、

源平藤橘ニ被扱事也、此道ニ取入人ハ、

第一ニ叶神慮、

第二ニ有武運、

第三ニ不祈壽命長、

第四成福貴、

第五貴人加護、

去ハ、此道ハ執入事ハ、縦式ノ引物ヲ捧ル共、無志者聞書ノ面ヲ見セマシク候、コ、及カ、

以上六十五箇条一反分、

〇二一九 軍配之次第

軍敗之次第

一頸ノ次第八口傳也、

一對面之首ハ、一國之主一所之大名又鞭武者、又ハ髮懸武者之心也、其首ハ念誦引導之時、髮懸武者ナラハ敵ノ矢ヲ五ツヨキテ、コハンノ如クツチヲマハシテ、四ツノ角々ニ四ツノ矢ヲ立、敵方ニ向カツテ中ニ一立テ、次ニ母衣ヨクリヨシテ、右ノカタヨリ左ノカタヘ母衣ヲハスノ、ニ懸ヘシ、其後武者面ヲ敵ノ方ヘ向ケ、我ムチヲヌキ於タシ、ヨクノ引導スヘシ、引導ハ本書アリ、口傳、次ニヨロコヒ勝吐氣ヲアクヘシ、同ク大將實見ノ時、

吐ハ軍場ナラハ、シヤウキニ腰カケ、カフトヲヌキトリ太カシテ文ニ曰ク、

臨兵闘者皆陣列在前 三反唱、

持タル太刀ヲ三度、少シツ、ヌキサスヘシ、装束口傳アリ、モシ太將合戰場御座ナクシテ實見ノ時ハ、敵ノ甲ヲアヲノケ、クツカタヲ取、敵ノウワ帯ヲトキ、ハシヲ四角ニ切アウキ、カイシキノ如ク切り、一方ヲ甲ノ中ニヒレノカタヘ向ケ敷ク、其上ニ首ノ面ヲ置キ残リタルウワ帯ヲワニマケ、甲ヲスヘ、太將ニ御目懸クヘシ、御目ニカクル様ワトニ、太將ハ敵ノ方ヘ向キ鎧カラウトニ腰ヲカケ御座時、大將ノ右ノカタヨリ持參、面ヲ少シ大將ニ向ケテ、両足ヨソソコシテ御目ニ懸ヘシ、一國主又ハ大將母衣カケ武者、ムチ武者同前隆(ママ)蹴フチ、武者之時ハ鞭ノ矢ヲ五ツヨキ、如箭五所ニ立テ、首モ如前置キ、敵ノ鞭ヲサキヲ敵ノ方向ケ置、同ク此太刀ヲヌキ、キツサキヲ敵ニ向テ置キ、引導同前、勝吐氣同前、

一 首桶之事、マワリ二尺四寸、高サ壹尺四寸、上下

ニ一寸ノ縁アリ、中(マ)

一 通ノ縁アリ、其縁ニ一通カ日付也、負ヲ丸付シ、

蓋ハヲトシレノ様ニシテ、中ニアナヲアケヘシ、

次ニ首桶ノソコニカシヲ山形ニ切り、其ニ書文曰

深入、禪定見十方佛、

其上ニタイヲ置ク、タイノ上ニ首ヲ置、首桶マケ

目逆ナリ、初縁三モ同前、首ノ面ヲトチ、又ノ方

ニ向テ置、桶ノ蓋上ニ書文曰、

迷故三界城、悟故十方空、本来無東西、何處有、

南北光明遍照十方世界、念佛衆生構取、不捨極重

惡人、無他方便、唯稱弥陀、得生極樂、南無阿弥

陀佛、

一 桶ノ中ノ縁ノマワリニ書文曰、

於我滅度後

應授持此經

是入於佛道

決定無有疑

下ノ縁ノマワリニ書文曰、

十方佛土中、唯一乘法、無二亦無三除佛方便説、

願事以此功德普及於一切、我等與衆生皆共成佛道、

一人代首ハ懸首ナルヘシ、桶ノ寸尺同前、タイモ下

ニ書写、字モ同前、此桶ニハ上ニ字ナシ、首桶ニ

ヨワツカス、敵ノウワ帯ヲモチ、十文字ニカラケ

ヘシ、モシウワヲヒナクンハ、アタラシキ布ヲ五

尺ニ切り、其ニテカラケヘシ、

一 首ヲワタス事、一國ノ主太將ナラハ、先太刀ヲヒ

キ、水マワリヲカケタラハ、次ニマフリヲヒクヘ

シ、次ニ首ヲヒク時、ヲトキ蓋ヲ取、装束ヲ取

アケ、渡テニヨクくシセテ、蓋ヲシ、ヲ、結渡

スヘシ、次ニ母衣懸武者ナラハ、先タイ太刀ヲヒ

キ、次ニシテ矢ヲヒキ、次ニ首ヲ渡ス事同前、

一 鞭役者ナラハ先鞭ヲヒキ、次ニ太刀ヲヒキ、次ニ

首ヲヒキ、次ニマフリヲヒキ首ヲ渡、大(マ)同前、

一 首ノ次第ハ口傳也、一對面之首ハ不掛ナリ、一實

驗ノ首ハ掛ルナリ、

一 實見ノ首掛ルニ、征矢一ツ鎮之、髻ニ横様ニサシテ懸ル、也、實見ノ首ノ記シ也、一桶ニ入タル首ニモ、矢ヲ添テ余所ヘツカワス也、是首認シ也、桶ニ入程ノ首ハ、會フ人必可有礼也、

一 敵ノ大將ニテハナクトモ、人躰ヲスル者首、大將一見スル也、其趣臺ニテモ亦首桶ノ蓋ニニテモスエテ出シテ大將ニ見セ候、イカ様大將之前ニテ名字官ヲ細記ニ認ス也、對面ノ首ハ、大將ナレハ不可紛、實檢ノ頸ハ類アルベキ也、ナレハ名字ヲ認ス也、大將ノ不見頸ナレトモ、役人出テ首數多（マ）アル時、是ハ何カシ、是ハ誰ナルト、記シ掛カケサスルナリ、是ヲ首實檢ト申也、

一 對面之事、首ニ臺陶テ、鎧武者兩人征矢ヲ負テカキテ於ル也、上手下手如常、下手ノ人ハ右ノ手ニテ臺ヲ持テ、左ノ如手ニテ首ノカシヲ押ヘテ、揆テ出也、首ノ右ノ方ヲ大將ニ向様ニヨク也、必ス間ニ幕ヲ阻ル也、幕ハ間下ヨリ引マワシテ結フナリ、

一 旗竿ヲ渡シ請取ニ、乳ノ方ヲ面ニナシテ、左ノ手ヲ上手ニナシテ、右ノ手ヲ下手ニナシテ、右ノ手（符）ヲ下手ニナシテ持テ、横タヘテ渡ス也、請取人渡人ノ右ノ方ニヨリテ、先左ノ手ヲ竿ニカクレハ、渡人ノ右ノ手ヲ許ス也、其時右ノ手ヲモ添ヘテ請取テ、礼ヲセスシテ其俣行也、

一 手ノ中タルヲ渡シ請取事、乳ヲ下ニナスヘシ、面ニセハネチテワロシ、手ノ付ヌレハ、ヨリ様ニ礼ヲナシテ請取也、其趣同前ニサス者ニハ、ヨシ立テ、右ノ手ヲ許シテ、左ノ手片手計ニテ請取也、

一 旗ヲ渡シ請取事、面ヲサキニナシテ、左右ノ手ニ持テ眉ヨリ上ニアル様ニ持也、少畏テ渡ス也、請取人モ礼ヲシテ、右ヨリ寄テ請取也、其趣同也、惣シテ旗ニモ竿ニモ、御方ノ旗ニハ向ヨリ不寄也、一天一神指合リアラハ、相生ノ方ニ向クヘシ、座敷宿陣等、其意得アルベシ也、

一 齎ノ事、吞人モ手ヲツキ、膝ヲツキナシトハセヌ事也、又何トモ左ヘ飯ル也、右ヘ飯ル事ハ忌也、

一三軍ノ衆大將ノ前ニ居ルトキ、座敷ニ出入、足シテ蹈ヤウ陰陽ノ(マム)

一打立肴之事、

一肴打炮三本・カチ栗九七五・昆布大切テ一、何モ三切ハ忌也、

一酒ノ支樽一、其一ニハ茅、茨ニハ篠ノ柴ヲサス也、

但酒一樽ニ茅茨ヲ結テサシ、カタクノヲ用也、

一軍神ニ酒ヲマツル事、四拾ニケ條ニアリ、口傳也、

一俄ニ打立ニ、肴盃等調ニ不及ハ、樽ノ酒ヲ其後生

氣又ハ丑刁ノ方ニ向テ、軍勢ニヤナクイ拘杓ニテ、

大將ヨリ次第ニ吞下スナリ、肴三種ノ内、何ニテモ可用也、鰐ヲモ可用也、

一兵乱ノ支、ヘリヌリトモ可申也、甲ノ下着也、地

ハ綾ヲ用ル也、色ハ柳ノ下葉ヲ、イヨ水ニ入テ染

ル也、長サ一尺四寸、二寸ヲ上サマニ折ハ、タケ

一尺二寸ニナル也、横ハ其人ノ頭ニアワスヘシ、

前ノ縁ノキワ二寸計置テ裁、面ヨリ縁之前四寸計

置テ左様へ折ヘシ、ヘリヨル故ニヘリヌリト申也、

是ハ大將之付惣ナレハ、軍勢ハナシウチヲ用ル也、

一武者扇子ノ事、長サ一尺二寸也、骨十二也、六

ツ、分テ両方ヘ付也、一方ハ日也、一方ハ月也、

金目ハ本一寸ノ上也、子コマ一ツ、両方ヘ洗スス

ヘシ、金目之支糸也、軍勢ハ草ヲクケテ可用、金

目ノ余リ長サ扇ニタケ也、金目之結様口傳也、一

甲ヲ高紐ニカケ、弓ヲ脇ハサミテ、太將ニ物申事

アリ、甲高紐ニカクル事、前ノ左之高紐ニ懸テ、

左ノ肩ヲコシテ背ニアル様ニ星也、去テ弓ノ本筈

ヲ弦サキニ様ニ定トアルナリ、一首ヲ鞍ノ鳥付ニ

ツクル事アリ、會テ打タル敵ニ限ル也、懸ルヤウ

ハ水ニテコカサルヨリニテ、六重ニユヒテ二重背

口サマ、推反シテカミマカリシテ、鳥付ノ緒ヲ

通ス、結ヒ付クル也、

一首絹ノ支、絹ニワ、縫ナリ、長サモ絹ニワリ長サ

也、縁事ニワ、取合テ縫テ、其縫ソヲ推、伏テ亦

一通ヲ縫也、一首ノ渡シ請取ノ支、桶ノ蓋ヲ少シ

アケテ、何カシカ首ト云テ渡也、左ノ手ニテ下ヨ

リカケテ、エフタル布ヲ取テ、右ノ手ヲ少ヨセテ、背ノ方ヲ南ニナシテ渡スヘシ、右之方人ニ向テ渡ス也、請取直シテ以テ立也、桶ニ不入時ハ、右ニテ髻ヲ取テ直ス也、

一合戰場ニテ敵ノ首ヲ取テ、太將ノ見參ニ入申事、右ニ首ヲ持テ、弓ヲ左持テ、弓ヲ横タヘテ、弓越シニ少首ヲミセ申也、右ノ方ヲ見スル也、一首ノ臺ノ事、一尺式寸也、足ノ高サ四寸二分、足ハ雲手ニ切合テ、中ヲ少シクリテ作也、上ノマワリ一尺計リ輪ヲマケテ付ル也、頭ニノ星時ハ輪之内ニ錦、亦ハ杉原ヲ敷也、一首裝束ノ衷、イカニモ洗テ髪ヲ結ナリ、カミヲ結衷、面左右ノ耳ノ上背四通梳目ヲ通ス也、髪ニ如何ニモ水ヲ付テ云也、本結ハハタ、モトユイ也、水ヲ不引ヨリニテ結ヒマハシテ、二結ヒ四結ニテ、本結ノ先切也、モトトリハニキリタルマ、置也、口傳一首對面ノ時、大將ノ支度ハ六具ヲ可調、但甲ヲ八人ニ持セテ置也、供奉ノ兩人モ六具ヲ調テ、甲ヲ高紐ガケ、弓矢

ヲ射シテ、太將ノ左右ニ居也、肴ノ衷、大將打炮・搗栗・昆布三種カナカケ、亦衝重ネニ置テ、中ニ土器ヲ三ツ重テ置也、首ノ前ニ昆布ノヒホ蓋ヲ二ヒホヲソヘヘシ、二種鉈懸^{マツ}ニ、篠ノ柴ニ盛テ土器ニツ重テ置也、背ヲ前ニスル也、齎之事、先太將ノ前ニ持テ申也、其時三ノ盃ニテ三々九度吞也、サテ本ノ如ク重テ置也、肴食様打立ノ如シ、其後首ノ前ニ行也、此ニツノカワラケ二度ツ、四体、提子ノ右ノ隻口ヨリ逆ニ入也、其時揆テ出タル上手ノ人土器ノ酒ヲ首ノ前ニコホシテ、重テフセテ置也、酒ヌレハ、大將ノ方ニ居タル供奉ノ人幕ヲオロス也、其時首ヲカキテ出ル也、大將ハ陣屋ニ飯テ、如打立可有祝也、其時軍勢モ祝義ノ礼ヲスエ也、祝儀可依人也、

一陣取ノ時ノ事、軍神ハヨリテ定也、魚鱗ハ南也、軍茶利夜叉ヲ軍神ニ定ル也、サレハ南ニ向テ作也、鶴翼ハ戰成宛持国天則成宛ニ向、雁行ハ北條金剛夜叉ヲ軍トス、長池ハ坤未申也、增長天端月大威

徳西也、衝柅巽ヨリ廣月天辰巳ニ向方日ハ東シ、
降三世也、銚矢ハ良丑寅多門天、以此旨ヲ可心得
也、

一打勝テ又打寄時モ亦陣拂ヒスル也、其時モ奉奏之
吐氣ヲ作也、口傳也、勸請ハ九足變倍送ハ七足反
具也、陣ノナリ不定時、先太將軍ノ地形ニヨリテ
軍神ヲ定ムルナリ、

一戰場ニ臨ンテ凱ノコヘ何モ口傳、

一合戦切勝テ送ル凱ノ事本書有リ、

一惣シテ勝凱有本書、一宿直凱作ル支、軍神驚シ
奉ル心也、心ニハ陣ノ方ニ向ト持テ敵ニ向テ作ル
也、一凱声ヲ聞テ吉凶ヲ知事、軍勢ノ声不調、衆
ノコエヒキ下ク濁テ短クハ、三日ノ内ニ合戦ヲ可
留也、敵ノ時如此ナラハ急キ可抑、衆士ヲナリ調
子清シテアカル声長クシテ列シテ不乱ハ、急々可
合戦ヲ、敵御方同前ナラハ、陣ヲ構テ日ヲ過ス時
分ヲ待ナリ、宿直凱ノトキモ同シ、殊其列ヲ奉ニ
可聞也、一合戦ノトキ、自然只一人打テアラハ、

一首ヲハ前ニモ凶事也、其時ハ髪ヲニ二分チユイ
テ懸ルベシ、

一鎧ヒタ、レノ事、大將ハ錦ヲ可着ナリ、軍勢ハ其
人ノ好ミタリ、又絹ナラハ、前ハマワ又半月ノナ
リニ裁也、大クヒ上下同シ廣サニシテ付ルナリ、
具足ハエリノナリニ入也、具足ノハシ兩方ニ紐付
也、又肩ノ上ニ紐ヲ付テ、取合テ結也、袖ハ脇ノ
方セハク、袖口ヒロク縁也、袖ノ長サ内ヨリ一寸
計延テ結、打フセタル内ニク、リノ絹ヲ入也、絹
ニテ裏ヲ可閉也、下ハ何モノ如袴ノ前ヒタ六、後
ロニ四ツ取也、腰ヲハ絹ニテスル也、長サ膝口ヨ
リ一寸ホト延テ、スソヲ打返シテ縫、内ニタ、リ
ヲ絹ヲ入ルナリ、一ヒタ、レノ四ツク、リノシメ
様ノ事、袖ノク、リハ肱ヨリウエ、箆手ノヒチ金
ノ上ニシムル也、結目ハ内ニナル様ニ可結、裾ノ
ク、リメハ膝ノ上ニシムルナリ、是モ結目背口ノ
方ニ有様ニ結也、スソニ豊アルヤウニク、リヲ
ト、ムルナナ、⁽¹⁾一合戰場ニ打出ルトキ、前様ノ子

細アリトモ、百歩ノ内(ママ)ノル、先陰ノ日ナラ

（本文書ハ省略ス）

ハ左之方ニ馬ヲ立テ、右ヘ七足歩セテ五足左ヘヨ
ル、如此三度シテ乗テ行也、陽ノ日ナラハ、右ノ
方ヘ馬ヲ立テ、ノリテ左ヘ七足ヤリテ、右ヘ五足
打ナリ、是モ三度也、初度七足ハカケ出スニ早々
ト乗出ス也、打出ノ時努メロヲ引ヘカラス、弓馬
ノ家ニハ是ヲ三折ト申也、一打出ノ時中途ナント
ニ旗サシテ立ウカレタル躰不可然、若用アリテ暫
クアラハ、定ト旗竿ヲ立サセテスワルナリ、ウカ
ル、更可凶也、

一合戦ニ打勝テ、大將ノ謹面(ママ)テ首ヲスツル、其
時必吐氣ヲ作ナリ、弓ノ拮凱ノカス口傳ナリ、軍
敗給、

〇二二〇 相物十三ヶ条之事

（本文書ハ省略ス）

〇二二一 徒立之事等口伝

山田文書

(1063)

〇二二三 源頼朝下文

写

(花押)

下 嶋津庄地頭忠久

可令早召進庄官等事

右件庄官之中、足武器之輩、帶兵杖、来七月十日以前、可參着関東也、且為入見參、各可存忠節之状如

件、

文治五年二月九日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三四号文書ト同文ナリ)

〇二二三 山田次郎右衛門覚書

覚留

一私元祖式部太郎忠繼者、

御當家御二代 忠時公他腹之長男ニ而御座候、依

之從 忠時公谷山之郡并牛屎之院地頭職を被下、

谷山山田村三拾町領地□被号山田、牛屎之院三百

町をも領地仕候、 忠時公以来 御代と之御證

判・鎌倉執權之御下知状・京都將軍家御代と之御

下文、其外之證書共式百程于今所持仕候、其後右

領地方と御繰替被下候而、私より四代以前之出羽

忠時代迄ハ、市成ヲ壱所ニ被下罷居候処ニ、肝付

家より多勢取懸申候節、一族家来共六拾三人戰死

仕候、其後市成難抱、曾於郡ニ退居仕候、夫より

飢肥・綾・帖佐・志布志ニ被召移、于今罷在候、

一先祖代、無別心御奉公仕候、就中文明中御一門中

御覽衆中

逆意之衆多候得共、奉守御一筋、御味方申上候、

右両条、誠太抵之儀ニ御座候得共、事永候間、

先以為御覽有増書付、口上書ニ相添差上申候、

系圖文書於御用者重而差上可申候、以上、

巳正月廿日

山田次郎右衛門

〇二二四 山田七郎右衛門口上覚

口上覚 留

私家之儀、奉對 御家段、由緒御座候、尤代、御奉

公仕候段、其紛無之候、依其御訴訟ニ奉存候ハ、此

節鹿兒島へ被召移、相應ニ被召仕被下度奉存候、外

城へ罷在候而者、萬事大方ニ罷成、至子孫者家之一

筋をも存間敷と、念遣ニ存候、山田之家之儀、別紙

ニ有増書付相添申候、乍此文書於御用ハ、差上可

申候、此等之趣有躰宜様添書被成、願相達候様ニ御

地頭様へ被仰上可被下事、頼存候、以上、

巳四月廿日

山田七郎右衛門

〇二二五 山下喜右衛門覚書

覚 留

一綱貴公江嶋十二巻籠・さゝい巻籠、元禄三年午九

月十八日ニ 進上仕候ニ付、帖佐次左衛門頼入、

吉田六郎右衛門殿御取次ニ而差上申候、依之帖佐

彦左衛門より承候者、 御意ニ而被仰出候、向後

御肴進上仕候節者、表方より御近習衆ニ而可差上

之旨、承知仕候事、

一光久公江磯かき九ツ、御取次山下喜右衛門殿にて、

元禄七年戌九月七日ニ 進上仕候、左候而、青銅

百疋頂戴仕候事、

一光久公より嶋芭蕉壹拜領被仰付候ニ付、山野田八

兵衛殿、元禄七年戌二月二日ニ志布志江持参ニ而、

山下喜右衛門殿手紙ニ而頂戴仕候事、

一便御座候由被 御聞召、芭蕉壹拜領被成候間、差

越申候、慥ニ御請取被成、頂戴可被成候、以上、

正月廿八日

山田七郎右衛門殿

山下喜右衛門

○二二六 山田七郎右衛門書狀

一元祿七年戌二月八日、鹿兒嶋江罷越、御下屋敷

江參上仕、嶋芭蕉拜領仕候、為御禮匍十卷、御取

次山下喜右衛門殿ニ而進上候事、

右者、私代ニ被仰付候日帳写出申候、此節次郎

右衛門御肴進上ニ、用^(マ)三定申事共御座候ハ、

上村權兵衛江御持參ニ而、口上書ニ御書載可然

と存候、為御心得如此御座候、

享保三年

戌正月十日

山田七郎右衛門

山田七左衛門殿

○二二七 山田喜右衛門書狀

態御人遣忝奉存候、弥御堅固ニ御勤被遊之由、目

出度奉存候、此方御同前ニ御座候、

一御氏族家之御改ニ付、系圖系絶之代々、此節系繼

被仰付之由、御覺書を以、御記録所より為被仰渡

之由ニ而、写御持せ被下、委細披見候、左候處ニ、

爰元儀茂一昨晚噉方江右同前之御書付、御記録所

より御[□]ニ而御座候、尤御記録所より但シ書ニ、

其[□] 貴殿方へ被仰渡答ニ候得共、左様ニ有

之[□]廻り遠ク故、直ニ被仰渡ニて、急度略系圖

相調、直ニ御記録所へ可差出旨被仰付候、依之ニ

早速より子孫相改、略系圖相調差上ケ申答ニ而御

座候、

一久興之二男信濃守式久三代之孫相[□]可被仰上由ニ

付、此方式久之孫と訴可申出哉、如何と承候、此

方儀先年被成下候通ニ、忠通より代々我等子共迄

を此節相記、差上可申覺悟ニ御座候、何ぞ至此節

ニ訴共申上候覺悟ニ而茂無御座候、是等之段為御

心得如此御座候、

一志布志士山田弥右衛門儀、此方系圖ニハ[□]

[□]御座候、是等之段ハ書違ニ而も候哉、別ニ[□]

相見得不申候、然共右弥左衛門跡ニ御存之通□右
京事為猶子參候、其訳大躰可申上候、弥右衛門儀
を弥左衛門と書違共ニ而ハ候ハん哉と存申候、是
等之段ハ、貴殿よりも被御氣附、何ぞ御尋共御座
候節、御取合奉頼候、

一 弥次郎久信子孫之儀ハ、弥次郎早死□子孫無之
と傳申候、是等之趣可申上□存申候、

右両人之儀、任御下知ニ家傳之筋ハ可申上候、
若相違之儀共御座候ハ、御問合可申上候、

右段々之儀ニ付而ハ、早速直ニ為存儀、書□可申
候、左様ニ御心得可被下候、夜氣之故大形ニ御座
候、御免可被下候、

七月廿八日夜

山田喜右衛門

真(花押)

(山) □田七 (廊右衛門) 門様

○二二八 弓法相伝之日記

弓法相傳之日記

仁王五十一代ノ書今ニ傳フこと

一 四名革おとしの事、仁王五十一代の御門平城天王
ノ御時、武藏の國大はたのしやうより初テまいら
せし革也、此革ノ初ハ、きわたにてはんへり、其
いとを持て巻テ、まめを持テそめ、其後ふしを持
テ色をあけたる革なり、文ハなわをまきたる革な
り、四ツの色を持たる間、四名革と云へり、是を
持テおとしたる鎧を四名革おとしとハ云也、此時
のしんら國色革を渡さるゝ事有、せうろくまるハ
氏丸の左大神□なんせんしのゆうひつ、生年五十
七にてそんす、

一 褌ノならひニ幅さをの事、

幅の廣サ三尺三寸、長サ一丈、金ニ定幅さをの長
サ一丈五尺、幅ゆいの長二寸五分なり、軍兵東國
ニ下さるゝ時、美濃國ふわ関にて幅さを、切事は
んへり、山和たけ御子と大神宮よりすいさう有て
つけられたるなり、

一 鎧ニ名所之事、

ゆるきの板ひつしきの板ハ後、脇立ハ右のくさすり左おしつけ、同さか板、是ハあけまき付の名也、こせつハつか切也、刀指ノおとも云なり、上おひこれなり、せんたん板□はたゆひの板□云也、三板也、うけおけおミつのミのお絃走四き目の鎧と云ハ、四ツ目の鎧なり、甲のおハ三尺五寸なり、少ミしかと云共、たるひらニかくるとよてなり、一的の数を立事、

初矢ハ弓の上より立へし、乙矢ハ弓の下より立なり、初矢にても乙矢にてもはつれたる時ハ、一はつれたる時弓の上よりたつる也、

一前にても後にてもまけ□せうふをしてねたみを射る時、又先のまけの人まけたる時ハ、今一五度と所望する事礼也、又まけ□るをいやまけと□なり、射つめか度数かと勝の方よりとうへし、矢数一このまけにて、便宜あ□ハ、射へすへき射手くミにてあらハ、射つめとこたふへし、度数の時ハ前後の数をぬきて、勝の方より弓の上を越て、的ニ向

て数塚の中程ニ数を一さすへし、

一的場ノ遠き三十三丈也、串ノ後一丈、的かくる様三方八寸下六寸、是ハ五尺二寸ノ的ノ串也、又書ニいわく、四尺九寸五分の的の串ハ三方六寸下五寸也、横串の餘横手□、

一弓の握巻事、

後竹の内のかとより初テ、外のかとニ留也、革ハ先少三切、よくくす□巻へし、握の長ハ手ニしたかふへし、口傳ニあるへく候、

一弓のはたかさ四寸五分、つるを作事あひ巻の面ハ三ちかへ、下ハ四ちかへ、うら絃ハあい巻三□
□□出でしけまき一寸、本絃ハあひ巻一ちかへ出て、しけまき五分、探ハはたかさ同、若ちとり巻・但巻留ハ、しけまき探の上五分也、

一弓の礼儀の事、

かちたちとゝいる時ハ、左の手ニ弓握ををき、少あけて取、うら筈を少下て探をそとへす、右の手ニ矢のすけ節を取て、一説ニハ矢の尻をとる、し

き皮を四ニ折、持弓矢共ニ袖の下ニ可有座の次第ハ、奉行申にしたかふ、しき皮をくろかミを上ニして、下ニおきせずちのを折めを我前ニ敷、下を□かりてい扇をたとうかミをしき皮の下のしたにおく、□後ハふかくつんしんで、酒の振舞あるへからず、弓初由仰あらハ、合手と一度ニ立て、如初弓矢持、数塚の本三尺はかり退て、畏上の御座敷を旨として、合手ニも的にも心をかけ、右の手を以て弓をおさへ、左の手を以紐をとき、ひたゝれ下ニおし入て、数塚の本へ□り、右の手をもて弓の鳥うちを□しきけて取、右足のとふりニ前へ二尺はかりのけて、弓のもとをつきおし、かたぬきて、左の手を以ていしやうをつくろう□をはけて後ハ、右の手以射、風吹時ハひたゝれの袖を取て、刀のさやの下ニひきまわして、絃ニおし□ふ矢を刀のとふり二十文字ニはけて、左のひきニ弓の本立、右のひちを少おる、的場あわひ思つくろう、一番初矢以其日の矢所を定間、よくく是

を可心得候、古の上手一番の初矢を大事と申ける由承候、矢を射手ハ右の手を以、弓少さけて取、如初弓のもとを付、左の手を右の小袖の頸の下ニ入而、後へ一足しきり様ニ物をき、紐をときつる所にて畏、本座ニつく初矢ニ綱つなきれハ物をき、数塚の本を少退、畏張替待、合手ハ不憚射る、君親の御合手ニまいる時ハ、子細可有、乙矢に綱きれハ、如初畏本座ニつく、一五度通□紐をゆひ、仰を待、次ニかけ物を出さるゝ時ハ、五度もすくる時ハ、射はつす人射す、かけ物を給時ハ、初のこたく弓を持、奉行の御前ニ左のひきを付、右の手を以弓の前より□を以下切、テナシ

○ 山田玄威久興申状

（本文書八一三九号文書ト同文ニツキ省略ス）

○二二九 聖栄記卷物

○聖栄記卷物 久豊御代初之事
まてまかり候

文明十二年三月廿四日 沙弥聖榮 歲八十五

一 聖榮か十四五之比ヨリ

義天ニハ御奉公仕候、御一 之間之事を存知、依テ代々御中ニ無益之詞多候、是又悪言候而コソ能言儀者處も聞得候、さ様ノ事ニ失念、老毛之至候、但他為見之候、愚老か筋計之所迄大方注置候也、

○同書物之末ニ

但 書物と云も自記之至也、非写本、

于時文明十二年三月日 沙弥聖榮 歲八十六

△聖榮記一卷末ニ

文明十二年三月廿二日 沙弥聖榮 季八十五

○同

文明十二年三月日 聖榮 歲八十五

○忠宗下野守・貞久上總介・氏久越後守

孫五郎宗久子

此三代式部諸三郎忠能奉公、

○氏久・元久陸奥守・久尊修理亮

此三代右京亮久興奉公云々、

〇二三〇 古系図（久貞久房）

▲久貞

諸三郎 次郎右衛門尉

元和九年癸亥三月十六日誕生、母ハ志布志土若松

駿河女、

元禄七年甲戌十二月廿五日死ス、法名寶山宗徳居

士、

忠持

三十郎 次郎兵衛尉

寛永十二年乙亥十一月十二日誕生、母ハ松山士

吉田仁右衛門尉清房女、

寛文十年庚戌十二月八日死ス、法名骨拳想徹居

士、

女子 母ハ右同、

鹿兒嶋士伊勢治部右衛門貞継室、

寛文十四年甲寅十一月八日、禪永妙參大師、

真昌

初八忠知 三郎兵衛 次左衛門

寛文八年戊申二月七日誕生、母八鹿兒嶋土岩正卜

淵宗朋女、

女子

飯隈山求仁郷蓮繼坊朝賢室

慶安五年壬辰正月八日誕生、母八飯隈山求仁郷深

仙坊朝昭女、

寶永三年丙戌六月廿八日死、法名□山妙智大姉、

久陳

諸三郎 七郎右衛門

明曆三年丁酉十一月十三日誕生、母八右同、

女子

寛文四年甲辰六月十一日誕生、母右同、

志布志士平田半之丞宗方室、

真詳

初八忠就 七郎 七左衛門

寛文九年己酉七月十七日誕生、母八右同、

真香

初八忠堯 覺弥 七兵衛

元禄八年乙亥八月十二日誕生、母八志布志士貴嶋

源右衛門尉頼長女、

真次

初八忠次 小平太

元禄十三年庚辰七月十二日誕生、母八右同、

女子

寶永六年己丑十月十七日誕生、母八右同、

久福

三次郎 次郎右衛門

天和二年壬戌二月廿五日誕生、母八鹿兒嶋土山田

權兵衛忠張女、

真用

初八忠臣 次助 次兵衛

元禄六年癸酉二月十一日誕生、母八右同、

女子

元禄九年甲子三月十八日誕生、母ハ右同、

真從

初ハ忠次 九左衛門

寶永元年甲申八月四日誕生、母ハ右同、

久房

諸三

寶永七年庚寅四月六日誕生、母ハ鹿見島士瀧尾休

左衛門貞安女、

巳八月三日

山田七郎右衛門印

御記録所

右者、御記録所より御氏族之家と系継被仰付候付、

略系図相調可差上之由、正徳三年癸巳七月廿七日、

御案紙巻通・御覚書式通山田覚太夫殿より差越候二

付、七郎右衛門略系圖巻通・次左衛門略系圖巻通・

諸三郎久貞・三十郎忠持女子書出候書物巻通、山子

孫御尋ニ付、覚書巻通・角太夫殿付状巻通紙袋ニ入、東条権之允殿巳八月五日ニ鹿見嶋へ参上ニ付、角太夫殿方へ相届可給由にて差遣候也、

〇二三一 古系図（忠継久貞）

一 忠継

式部少輔

号山田

大隅守

二 忠貞

式部太郎

式部少輔

久親

五郎太郎

法名道智

三 宗久

二郎丸 式部少輔 孫五郎 法名道慶

直久 忠房 忠光 忠家

彦六

忠興 忠常 忠俊

忠^四經

諸三郎 初忠能 式部少輔 加賀守

友久

龜三郎 式部孫三郎 常陸守

久^五興

とらわう丸

延文四己亥九廿六誕生、

諸三郎 九郎左衛門 加賀守

わう大丸

四郎 右京亮

忠尚

百王丸 三郎四郎 式部少輔

初忠豊 法名聖采

○式久 — 忠方 — 泰久

王五郎

治部少輔

忠廣

四郎九郎 式部少輔

忠豊

式部少輔 河内守

久親

式部少輔

忠時

出羽守

忠通

式部大輔 上総介

駿河守

綾道場

久武

又七郎 二郎右衛門

本田源右衛尉室

民部少輔

忠時無世子為猶子、

久老

久辰

久左衛門尉

久左衛門尉

女子

比志島彦太郎室

久武

又七郎 次郎右衛門尉 民部少輔

實者上総介忠通子也、

久通

七郎二郎 七郎右衛門尉

忠増

權兵衛尉 角太夫

忠昌

權兵衛尉

女子

女子

豊松丸

久貞

諸三郎

忠次

三十郎

女子

〇二三二 古系図（忠久、忠豊）

忠久

承久三年七月十二日

越前國守護職拜領、

越前國東郷相傳是、

小田筑後守妻

女子

忠義

久經

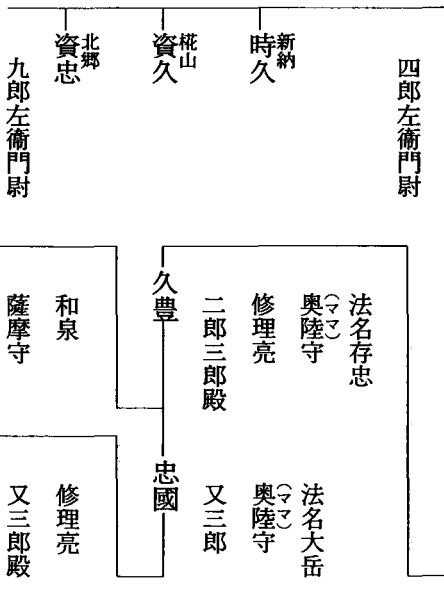
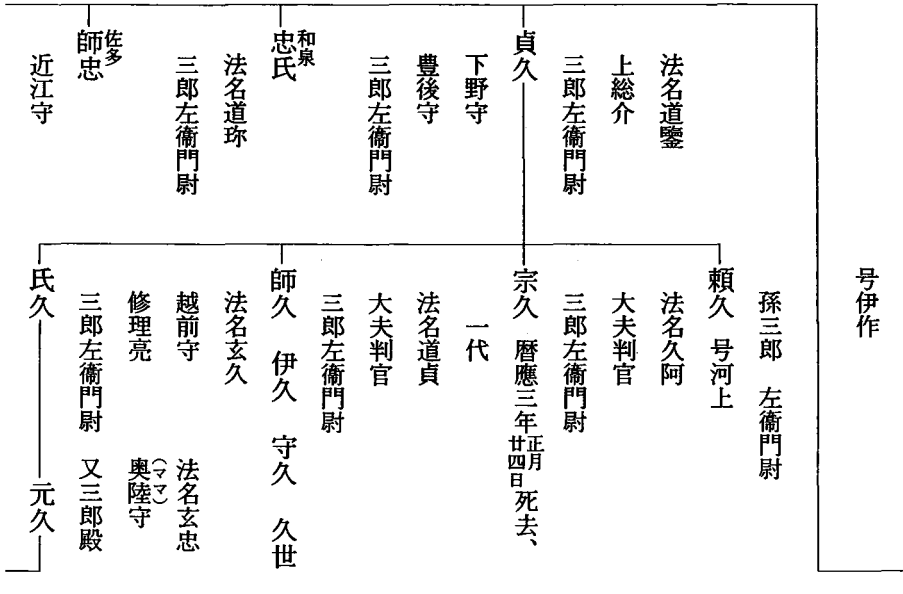
忠宗

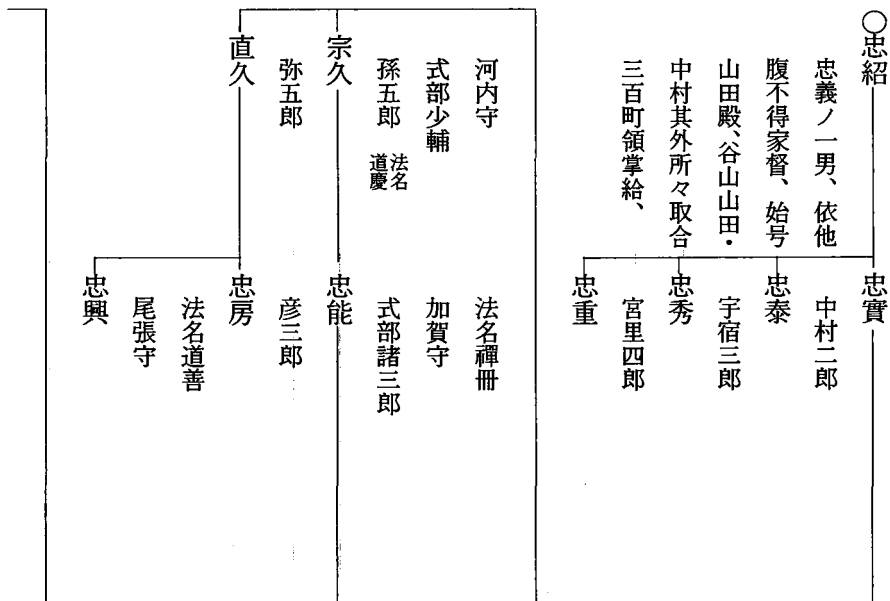
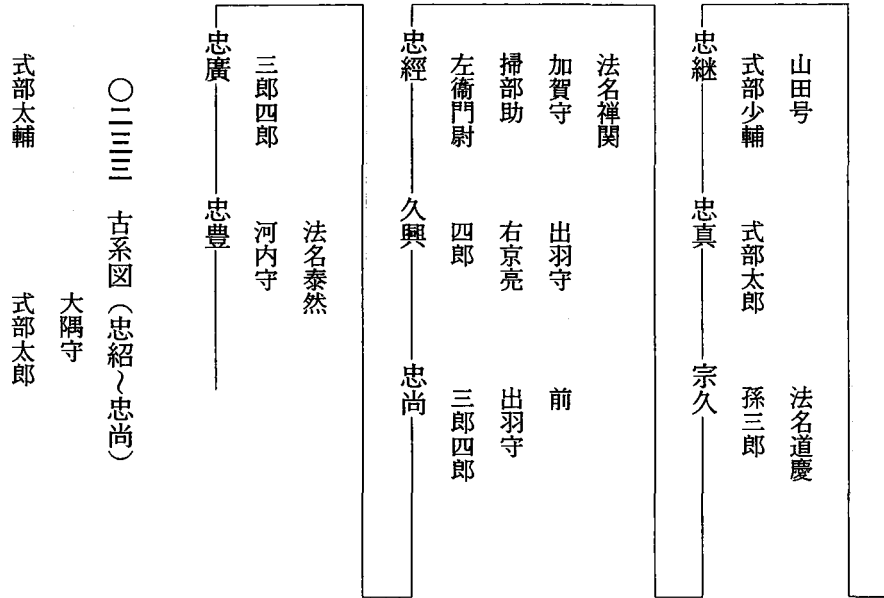
法名道意

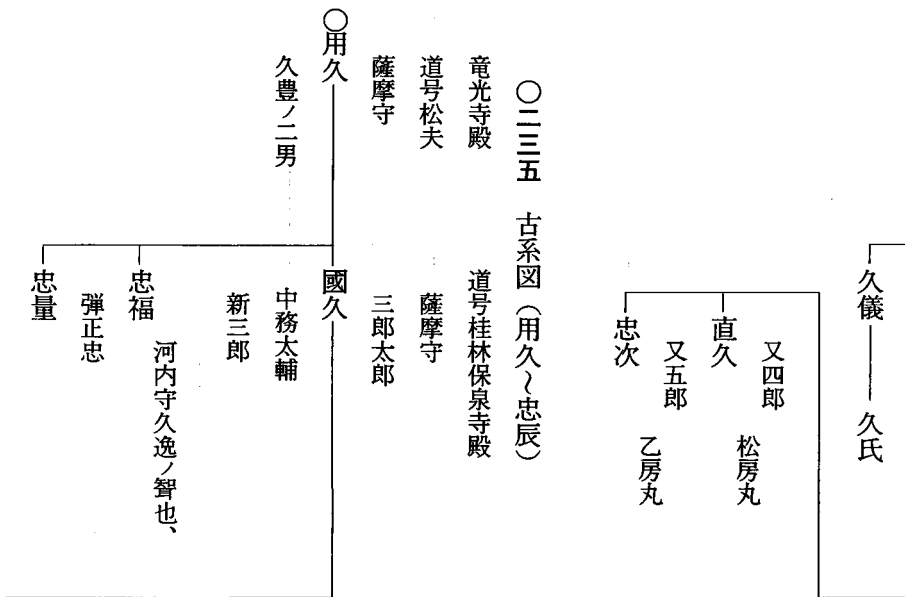
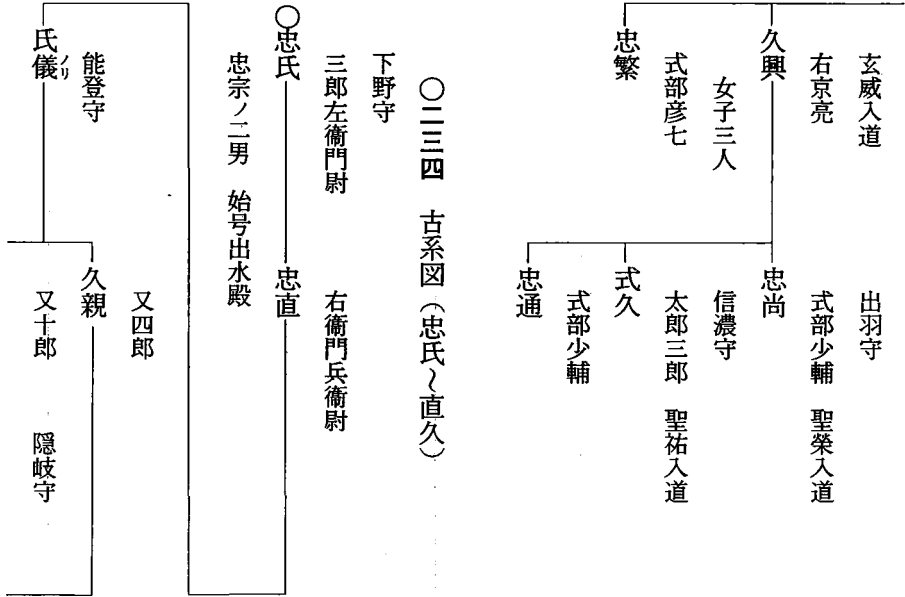
大隅守

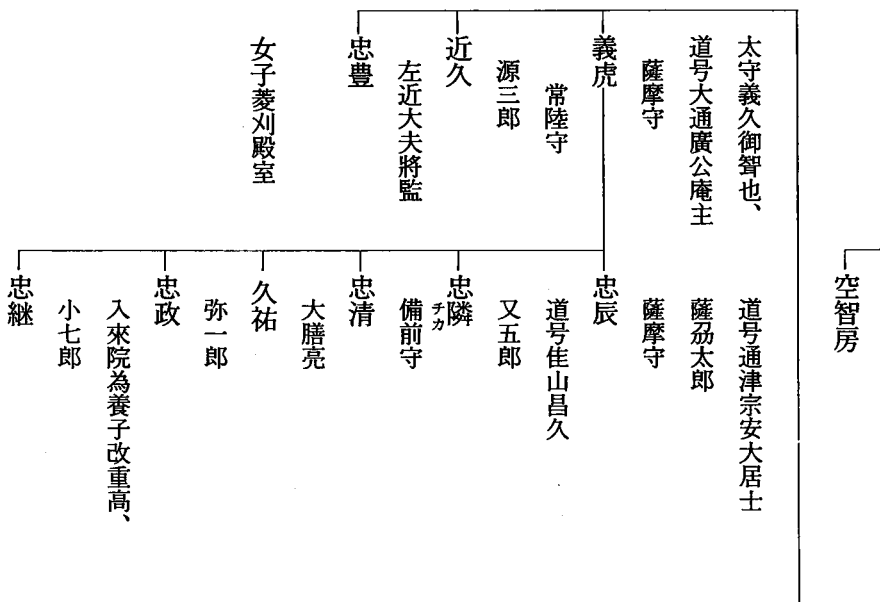
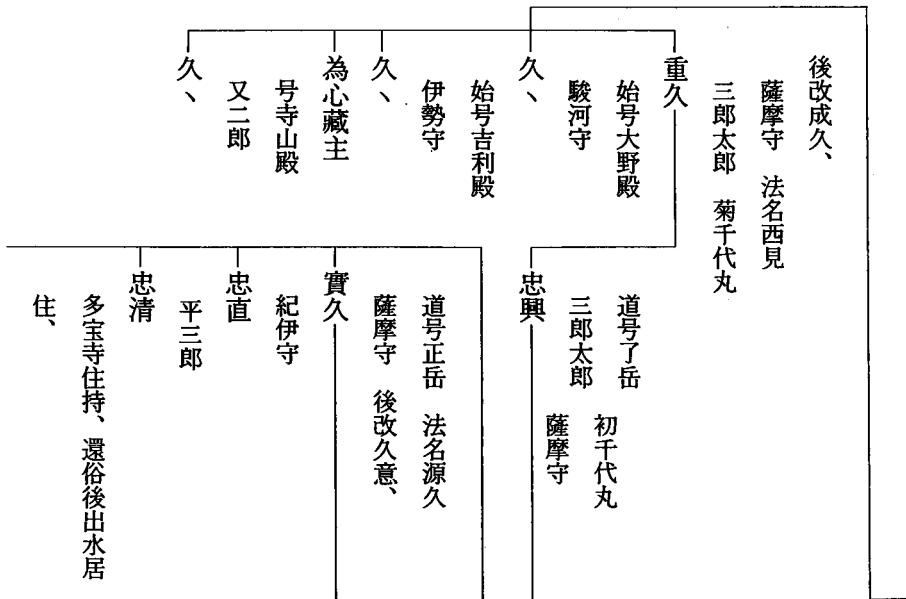
三郎左衛門尉

忠長









女子 祇答院能重室

右者、中村与左衛門殿ヨリ出ル写也、

慶安元年九月廿五日

○二三六 古系図 (本家清和帝ノ忠治)

平氏はヨリ出

自神武天王五十三代

天長元年 承和元年 仁壽元年

桓武天王 淳和天王 仁明天王 文徳天王

サイクノ帝ト申サカノ太子仁明ノ太子

貞觀元年 元慶元深草御門治八年即位

清和天王 陽成天王

貞固親王

貞玄親王

貞子親王

貞純親王 經基始賜源氏姓

正四位下 摂津守 多田新發滿仲 駿河守 美濃

入道院判官代

● 多田滿仲 | 頼光 | 頼國 | 頼弘

滿心 | 頼國 | 頼次下野守

滿季 | 頼國 | 頼實左近藏人

滿重 | 頼家 | 實盛土佐守

滿快 | 法眼

滿頼 | 頼親大和守

頼成

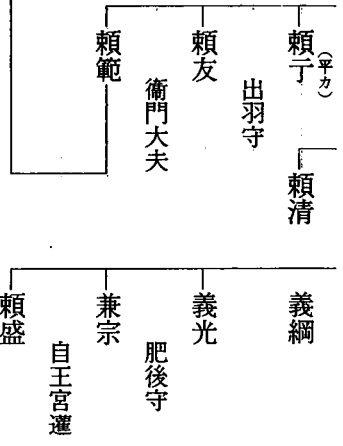
頼房肥後守

頼信陸奥守

河内守 肥後守

頼信 | 頼義 | 義家

武蔵守 | 河内守



八幡太郎 六条判官 左頭馬(マ) 二位右大將
 ○義家 爲義 義朝 ○頼朝 正治元年正月
 陸奥守 十三日死去、
 御年五十三、

頼家 二位左大將
 實朝 二位右大將征夷將軍 鎌倉若宮參籠時早世 太夫判官豊
 後守、分國越前・若狹・伊勢・信濃・日向・大隅・薩摩、

○忠久
 衛門兵衛佐 左衛門尉 承久三六一改維宗氏(惟)
 号藤原、
 法名得佛 御母但後御局本領六七所、

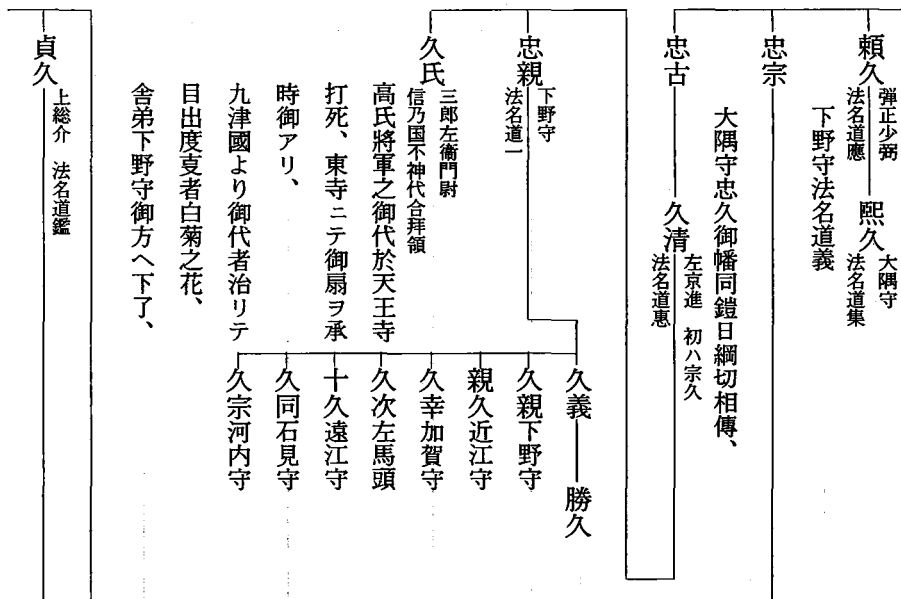
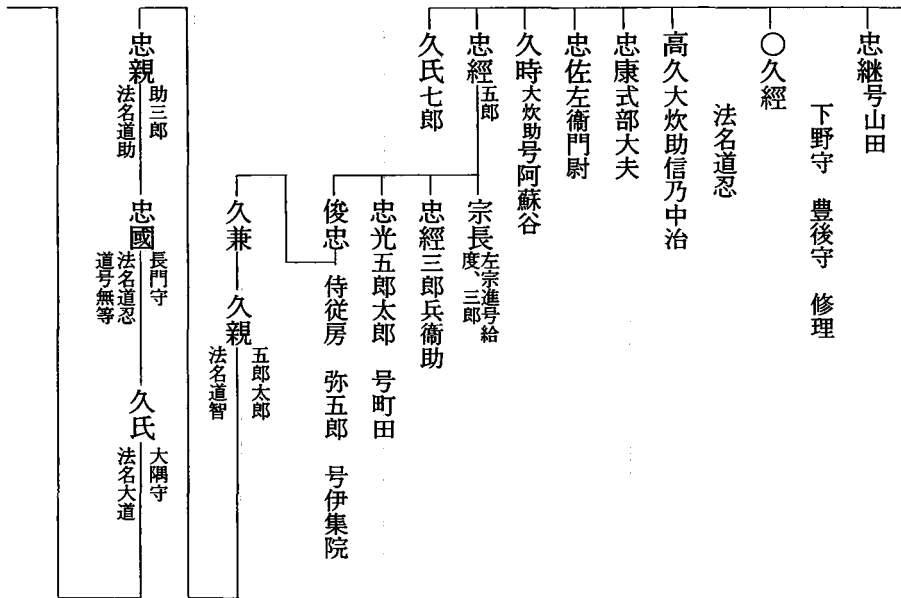
忠季 忠經 兵衛次郎
 若狹守 承久二年(於)國字治打死、
(宇崩力) 治河打死、

○忠義 三郎兵衛尉 修理亮 大隅守
 法名道佛 初忠時 母儀畠山重忠息女、

越前嶋津 大夫判官 大夫判官 大夫判官
 周防守 常陸介 豊後守 常陸介 五郎左
 衛門尉
 忠綱 忠景 忠宗 忠秀 忠繼

忠直 三郎左 衛門尉 三郎左 孫六左 衛門尉
 泰忠 時忠 光忠 忠連
 忠時女字王先立母性阿早世、

性阿後家尼、弘安八年大藏卿被進付、供領御
 下知、
 式部少輔



忠氏 三郎左衛門尉 豊後守 下野守
号和泉 觀應三年七月三日死去、

忠光 三郎左衛門尉 初師忠
号佐多

時久 四郎左衛門尉 近江守
号新納安藝守

資久 三郎左衛門尉
号桃山

實久 越後守

資忠 七郎左衛門尉 尾張守
号北郷

久泰 九郎左衛門尉 初義久

忠臣 近江 修理亮
号新納安藝守

舍弟三人 忠匡 四郎三郎

女子三人 舍弟三人 忠續

女子五人 舍弟三人 女子三人

頼久 孫三郎 左衛門尉 号河上

宗久 三郎左衛門尉 大夫判官 法名久阿
曆應三年正月廿四日死去、

大夫判官 法名道貞 上総介 法名久哲 大夫判官 上総介

○師久 伊久 守久 久世

忠朝 山城守

久照

三郎左衛門尉 修理亮 越後守 陸奥守

○氏久 道号齡岳
法名玄文 明德四年五月四日死去、

光久 四郎左衛門尉

氏忠 但馬守

○元久 陸奥守 法名玄忠 道号恕翁 應永十八年
八月六日死去、

一子アリ、御僧忠翁和尚 女子八人在、

久豊 陸奥守 修理亮 法名存忠 道号義天

女子一人

○忠國 陸奥守 初貴久
○立久 修理亮

用久 薩摩守 法名道存
豐後守

久有 出羽守 於日向三俣打死、

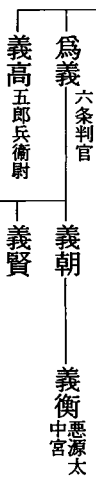
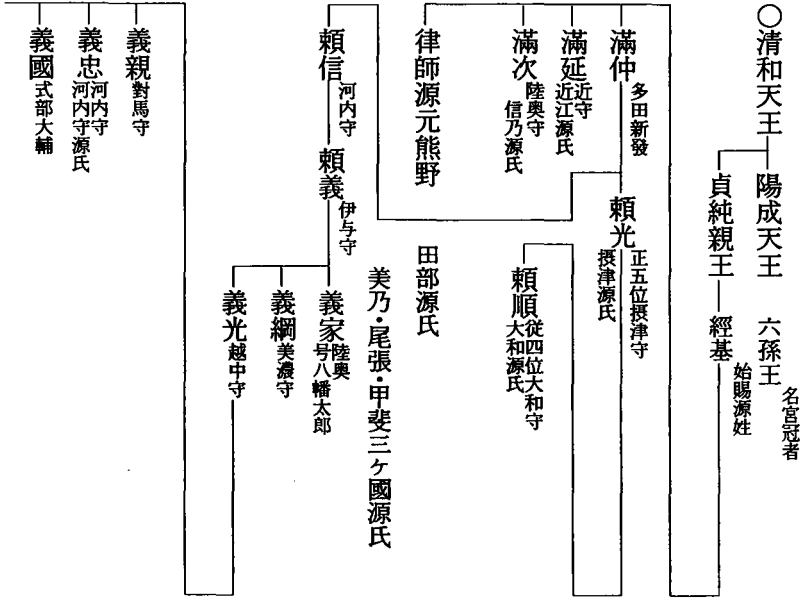
忠直 源左衛門尉

女子七人

○忠昌 陸奥守
○忠治

〇二三七 古系図(源家清和帝)頼家)

源家系圖



〇二三八 島津氏歴代事蹟(忠久)忠昌)

島津判官法名得佛

忠久

大隅守法名道佛

忠義

下野守法名道忍

久經

忠繼也、
式部太郎忠義、谷山郡司カ、
忠實智嫡子中村次男、山田三
男、字須久何モ三十町、
中村ワ子孫ナシ、伯父久
經ニ奉公ス、

下野前司法名道儀

忠宗

式部孫五郎 忠宗ニ奉公ス、
宗久薩摩國六ヶ惜事候而、京

都ニ松之文書ヲ持上洛シ、

沙汰河忠 惣領ヲキ文ア

リ、仍高氏將軍御時、京

都ニヲイテ合戦訴陳申狀

ヨリ御判數通アリ、伊作

ノ内イリキ十二町モ本領

也、

陸奥守法名玄忠道号恕翁

元久

忠尚元久ニワ懸御目候計ニ覺

候、御奉公マテノ年ニテ

無之、十二候久豊ノ御代

ニハ、十四五之比ヨリ御

一期之間、御在陳ニ一度

モハツレ申サス御奉公致

候シ、仍城ノノヘイカキ

ニヲイテワ立并、傍輩ニ

ワサ程ウテシカト存計候、

元久聖業齊歳八十五ト云

云、

忠國節山忠昌三代ワ忠廣

御奉公仕候、於合戦ニ俣

肥のツナキ合戦仕候キ、

加賀守 三郎四郎

忠廣

式部四郎

上総法名道鑿

貞久

式部孫三郎貞久ニ忠能、

忠能ワ二代奉公ス、是モ京都

九州筑前箱崎合戦ニ分取

高名ス、則將軍家ヨリ御

判下ル、

越後守法名玄久齡岡(岳)

氏久

式部左京亮氏久御一期之、

久興間御奉公仕候、分取弓馬

ノ道一向御意ナサル、

都城後合戦ヲ始トシテ、

元久之御代マテハ涯分御

用ニ立候、

陸奥守三郎三郎

久豊 法名存忠儀天

陸奥守又三郎法名玄譽

忠國 道号大岳 忠豊

陸奥守修理亮又三郎法名圓室

忠昌

○三三九 飯喰之事口伝

一いゝをくう事、まつさはをとり、其後いゝ三口、
しる一口、次いゝ二口、汁一口、次しるをすう事
也、はしめハしるをすハす、二度ノ時しるをすう
成、なかもりをくう、又いゝ二口、こしるをくう、
ひたりを左、右ヲみきにくう物成、次ニなかもり
をくう、次ニやき魚ヲくう、次時ノしやうくハん
の物をくう、次ニさき前をくう、次ニ三ノ膳をく
う、其次ニにしのつほいりをくう也、

一物をくう事、さきせんハ右にてくう、三ノ膳のさ
きよりは左にてくう、さしミをくう事、はらかハ
ヲくハぬ事也、

一きかりもりませたるさしミハ、すしを三手ニ取て
くう事成、一三ノ膳の飯ハ、二度三とより外むよ

ふにて候、いゝにしるをかくる時ハ、三ノ前の
いゝをちとわけそへ候て、大しるをかけ、三口計
ニかきこミ候てくうなり、しるをかけ候てよりさ
いをくう事あるへからず候、おさむる時ハ、なま
すにても、又しやうしんにてもおさむる物にて候、
やき魚ハ手ニ取候てくう物にて候、一物ノしるを
すわぬ事なり、ひやしるを引時ハ、しやうしんハ
うけすゑて後すひ候、きよるいハうけなからずひ
候、いゝをわくるハ、ひろはぬニわくる物なり、
ゆハひたりにてのむなり、はしハ前の中ニおさむ
る物也、

一七夕しきのさかな、あひくらけミやう、

一七月十四・五日、しきのさかなはすの御たひつゝ

ミくやうくてん、

一五月九日、しきのさかな、あらの御たひ、もり物

ハかハラけ、

一十月亥日、しきのさかなに五しきのもちい也、

永正九年五月二日

○二四〇 馬事口伝

馬ノ旋センヌルル前マサキ駢ウツチ笠カサキス踏フミ沓ハカス、中間騎馬供沓ハカス、

一 騎馬ニテ御供申時、征矢負弓持、年ヨリハ太刀計、ハク沓ハカスコンノウハク鞭コシニサシ、七反計跡ヨリ、

一 辻巻ノ得失ノ鼻白馬ハ主死、但白所ノトウテ白ハクルシカラス、

一 ケツ馬ノ薬ノフ、一ヒトモシノ白子一に白物、一ネスミノ尿七ツフ、是ナスリアハセ、冬ハユ、夏ハ水、又ヨキ薬計も飼ソウシテ、三ツノ飼又ユツノモカウナリ、

一 ハライタノ薬ノフ、一アイヲスリテカウ、一キンレイノハレタルニ飼、

一 馬ノ血ヲイタサスシテモツコト、一サク□木ヲ常ニセンシカウヘシ、コウ花ヲカウヘシ、

一 ネット病ニハ先サウテノ血ヲ出ヘシ、耳アイヨリ水カケヒヤスヘシ、

一 馬ヲトラク乗ラント思時、土ハシカミ・一ヒハ・ノサネコレヲスリテ、酒ニテカウ、血スクミ血下コハナシ、

一 又カヲ、クカウヘカラス、ヌカヤミスルソノトキ、草ハキノ中ホト二三度打乗行、五臟薬ニハフシ水ヲカウ、

一 アツキモノカウハ、目ノカスミテミエス、一カンネツノ病、馬ヲキフシアラシ、薬山イカウヘシ、一熱ヲ病ニハシツカニアルナリ、ス、付ハ悪、

一 目ノ薬ノ事、一トヒノ羽ツハナレハ、一モ□ハナレハ、二ス、ノツキ、ハ悪、一カラ(マ)ノ羽ツハナレハ、一モロハナレハ、二イロヤキニテヨクノヨシ、一京白物カウカイノニスクイ、梅干ノ上カハトリ、三ヲトリ合イツミスニテ貝ニ入テ、ネル

スニテアハセ、カラスノツハニテ目ノ内ニヌル、水イツミスナキ時ハ、コカネ草ヌノニテシホリ、モミ、ソノシルニテ合目ニヌルナリ、

一 黒薬ノ事、一三月三日、一ハラヒテノ二三ヒライス、ノツカス

テ候一マコモ一カマウチハニ、カラスノ羽一日朝夕、

一シカノタチカレノ様、一ウルシノ木ノは、一フルテアサノハ葉シサウ、是七数黒焼ニヨクサシタルフルイニテ、冬ハユニテカイ、夏ハ水ニテカイ、

一馬ノ肥葉ノ事、焼葉一、アマツラ一、クシカキ一、アウヒ一、フシカツヲ一、ヤマノイモ一、塩入テカウ、

一エトカイノフエカントネツト心得候、

一馬ノ目ノ辻・ヒサノヨ中辻、主風ヌル馬ハこしヲソンス、アル説ニチヤクネリシナウ、

一ハラハスノ本辻起大難アリ、一サシナウサシ所丈、上ノキハトウシヤウニノラス、イクサニノラス、

一馬ハラヤムハネツナリ、ネツノクスリニハ一クシンノコ、一タテハナノカハコ、一イノコツチコトウフンニアハセ、サケニテモヒヤシカウ、

一馬ノコエシミヲトスコトクハ、ウカノ木ヤキテ、アクニタシテアラウ、

一鑑ノハナマエヨリ三寸上ニアル辻、思コトカナハ

ス、フチウチニアルツシマキ、左ハクルシカラス、右ハモチ又シカナラス、病付ハ不生、一尻クキ土

ニ在辻ハ持主カナラスタカラヲ焼、一ムネニアルツシモ、ヌシモ馬モタンミヤウナリ、

一ウチヘンクラシタマアル辻、タカラナリ、一弓ノチクヒハキニ在ツシハ、十三歳ノ内ニ布 同引と相、

一耳ノ根ニ在ツシハ、思人ニハカル、一耳ニ在辻左

吉、右ハ悪、

一馬ノ生死ヲ充^{本マ、}ノチヲツ、耳ヲニキリ、尺ニ病ナキ馬、耳本ハアタ、キ、米ハカンナヤマイ責トキ時、本末皆カンナリ、是心重病知、

一カンノクスリ、一ツチタイコン、一ハシカミ、一イノコツチキサミ、トウフンニアハセ、白サケ、
是より以下裏ニアリ
マタメアタ、スカウヘシ、

于時文明十三年卯月五日

〇二四一 諸薬口伝

のしほと申八、たかのぬしのおきあかりて、

いまたてうつつかハぬさきに、やうしをつかうて、

くち□りいつるつの事なり、あらたかなつけくす

りニ入也、

一なつくきのミとハ、よきこめにしたるすりこな

り、とうけのくすりニ入、

一つかすりくき、はこへの事、なにくすりにも入、

一す□めくきとハ、たちはなのかわ、廿一日ひ二ほ

したる事なり、とうけのくすりニ入、

一あきうけくきとハ、かのししのまらの事也、いき

けのくすりニ入、

一ミなくろのミつとは、からすのち也、いきけくす

り入、

一みや人のきうとは、とひのくそなり、とうけのく

すりニ入、

一あさいのちとは、ねすミのちなり、とうけのくす

り入、

一いろあるくきとハ、くれないのはなのおろしかす
也、とうけのくすりニ入、

一ふかめすりとは、かちくり也、はかきたかのくす

り、

一神のまゑのあかみつとハ、さるのきもの事也、い

きけとうけのくすり、

一まつの下くきとは、いしニおゝりつきたるこけ也、

とうけのくすりニ入、

一とまやのミつとは、ふなむしの事也、いきけの

くすり、さいしやうてうはう也、

一そはのあふらとは、たかしやうの御せんさまの御

くしのあかの事、おいまりのくすりニ入、

一たかをあはせてうしなひたらハ、はるハきたをた

つねへし、秋ハミなみをたつねへし、冬ハひかし

をたつねへし、あしたはひかしをたつね、ゆふさ

りハにしをたつねへし、

いつかときの音てうけい／＼うんやはつたそわか

三度也、

- 一鷹のむきわるゝとりをおいきり、ときくすりの事、
たちはなのすかわらけのこかのつのおんなのかミ
のあかをすこし入て、いかにもゑをうすくつくり
て、明日つかうつき、その夜（マヤ）の時ニかうへし、
秋ならば二しるあらうへし、ふゆならハ四しるあ
らうへし、つちのゑハわるしきしをかうへし、
一たかのひころならすうんひをすくニたてゝ、そは
をつよく見ハ、七日よりうちニやまふつくへし、
もしやまいつかすハ、かならずぬしニしちあり、
心つくへし、
- 一大たかのすゝもちうけ、たかゆひの中のにしより
ゆひ、さきの長さなり、ひろさハそのはんぶん也、
しきのむしとやと申ハ、とやのうちをほりて、む
まやのこゑのふるきを五寸ニおき、いかにもく
くらくすへし、ゑにハはとをむすねハかりむして
入てかうへし、ほこのたかさ三しやく五寸ニすく
へからす、
- 一ミとりくき、めとりのまるなり、
- 一わけさゝミ、つめとりくちよりいるち也、
一すあらいのミつと、いしニおゝりたるせきしやう
のねの事也、
一ひけくさうけの中やますけの事、
一いしきのミつとハ、おんなさしあいのちはたのお
ひを、うしの時ニこゑまつをたいニとほして、あ
らいおとすとうけのくすり也、
一むなしきのあふらとハ、すいてうのひたりのかた
のへつそくを、かわをはきてもふりて、そのあふ
らを取事也、はかきたかのくすり、
一よるのあいきやうのミつ、おとこのせうへんなり、
とうけのくすり、
一さわりのミつ、おんなのせうへん、とうけのくす
り也、
一いせせぬあふらとハ、とまりたるさしを月夜ニふ
みたてゝ、あみ汁ニしてそのとりくひほねの事、
たゝし、めとりゆのミのほん也、
一さしまつりのやう、はしめとりたるを、右のても

ちてうきをぬきて、ひさまつきて、き□ゝえほ□
の方ニうちむきて、とりのかしらをむけて申やう、
さいはい／＼このあわうちニおハし給ふ、うせ
いむせいの神たち、吉日の吉時をもて御たかとり
かいたてまいる、たまのおん鳥壬のあまり申へし、
さて少ひたりのかたにむきて、次ニ さいはい御
たか上の野はやくあしはやく、御たかのははやく、
ミゝやすし、心きゝすゝのおとたかく、犬かいの
足はやく、犬のはなあさやかにさしあやまたす、
一日千はねとりたてまいる御かり也、

一 たかのしやうそくせずとりかわさる日、むま・ひ
つしの日也、たかのほんしやう日と申八むまの日、
きやうあんハひつしの日、

一 はんたちをとりをとりて、犬かい右のてニとり、
ひたりにとりなをして、しろたつとこたうへし、
おんとりなれハ、くろたつと申へし、さて、巫女
の方ニむかいて、犬を御人ニつなぎて申、さいはい
／＼、今日の巫女の方のさらの御神くろたへの、

御鳥悦たまへ、こかのはやわらかニ、犬のはなは
やかしてとるとりのかすハ、はやまの神ぞしりな
ん、おわらとの／＼せうしん、きんたちミな
／＼さほしかの八のつミ、ふりたて／＼きゝ給へ
と、一いきに申なり、

一 しょうしんしておしき犬を、人ニこわれて きにて
うまさるひし物、つくうすのしたのつちをとりて、
このほどひきたるたなをのミ、いろを三ニおしお
りてまけて、そのつちとくひ物をさすかミの方ニ
むかい、てい／＼とつちとをかきあわせて、三と
にかうへし、かむ事なしのよりかいる犬をも如此
一 いぬかいのきる物のたもとに、とりの一さゝるゝ
ほどあなをあけてきるへし、みさわのそととゆふ
なり、ようしよを申ニ、いぬもかまぬとりを見つ
けて、つゑにてうちたてゝと、さきこゑをするニ
ついて、たかをあわするいぬのかしらにて、そう
取してあるを、犬かいとりてめとりならハ、しき
のところを二口かうへし、おとりならハ、まるを

わりかうて、たもとのあなニさしてかいりさまに、
ひころちかつきちかつかすにふらいのところニ入
て、しうのミやうしんたか上のなつかなを断申て、
しはやとりをつかまつりて候とて、この鳥をいた
すへし、則ゑんより上ニよひて、此鳥をいけ取て、
さかなにハけつり物ハかりにて、さけを三どのま
せて、さしたるかたなをぬいて、犬かいニどうせ
てふんとりめてたくかさねてとハかり、れいをゆ
うてひす事なり、これ外たかのきたう、又しゆ人
のなを上手なり、

かり人のしはやの鳥をぬきたして

みさわのそてニつりきをそさす

一 たかのきしをすさみて、むきわなくなるとき、あ
わせてかうへきくすり、

但くすりと申なり、

一 ひんらうし、一 かり六、一 きりの木、一 せんたう
木、一 いもとさくさ、一 わらふ、一 ちはつ、一 は
つ、これと鳥のきもミそいたるとりをゆふ物あり、

ねやしあわせてくちニぬるへし、たゝしあししろ
ふひやくをぬらすハ、いたつら事なり、あわする
やうハくてんニあり、

一 大たかのすゝもちの長さハ、中のゆひのなかのふ
しよりさきにくらふるなり、

一 ねすおのなかさ、すゝもちのなかさはん分なかか
るへし、

一 すわたかの事、心よきをひさうとおもへハ、すわ
たかニつかふ也、とりかいたるその日よりしわす

一月とも、又はとしをこしてとやきわまでもさ

ためて、きしを取たるかす、せにをとりおきて、

これにてすわにかくらをまいらするなり、おのは

にても、又ハつはにても一はつゝとりあつめて、

かくらの時七ニゆひわけて、そのひの巫女の方ニ

むかいて、たかなれりゑふくろをそへて、三とお

かミて取へし、たかのぬしの仕へき事也、

一 鷹をほむるやう、あたまにハこはんをふせよ、目
のまゑにハ、いけをほれまかへくハ、きしをつか

せよ、あおはしハ、ふとうても大きなれ、はなの
すハひろにてもひろかれ、こくひハいとにてひく
れ、むねにハきやうふくろをかけよ、うしろにハ
さんかをなかせよ、つけハこんかう力神ニおさせ
よ、ほろハひらけつはハかうかいをいたせ、一の
はハ三寸をろんせよ、ひうちはハ人ニあつかわせ
よ、なしハたかうても、たかくれ七なミはかいを
ふせよ、おたたミハ一はをろんせよ、うんひハと
りをたてよ、まなこハはしききを見て、おんなに
ほめさせよ、くもて大きくてゆひハ、ほそくしてな
かかるへし、ほうしやうのけハたかたぬきつけら
んしハいとをミたせ、うしろのくたりハさんかを
なかせ、やせうしニゆたをおうせて、ほそみちニ
たてよ、

一たかをあハせたる時、まいどのたかとひきたりて
くむ事あり、あるいハ石の上などにおちかゝりて、
とうをうつ事あり、かならずつかいたかまりまい
る也、その時のくすり おうはこ はこへら ま

ろほと 六月とようの内おのね おうひる から
しわさひ あわひ おのねと申ハあさの中ニおゝ
りたるやくしさう也、大ひると申ハよきしやか
うの事也、わさひと申ハ六月とようニ入日とり
たるやなきニあるせミの事也、あわひと申ハひ
やく日さらしたるくすの事也、このくすりのなを
ハ、からしくすりと申也、たとへハ、せいらい・
なんはんこくにて、かうしの原と申所にて、たか
をつかいけるのたかきたりてくミ、はるかのくに
くむすひおちてのたかハ、わつらいなくさしま
いあかり付也、せいらいかたかめうをやうちけん
はるかまでたふるいをもせず、めをや見あげすし
てありけるところ、十七八のようはういつより
もなくきたりて、せいらいニ申やう、御へんかた
かハそんすへし、いそきくすりをかゑときいそく
する、せいらいれうけんなり由申けれハ、かのに
ようはう、この事人ニかたるへからず、しかれハ、
御へんかたゆへニ、成仏の心ある者也、くすりを

あたうへしと、ちいさきふくろをたもとよりとり
いたし、くすりをあわせて、かいたかのかをニミ
つをさつとふきて、しはらくありけれハ、たふる
いをしてくにかしらへうちむき、かのたかまい
あかりて、いせんのとりのつかれのところニゆき、
おしへくきをこつ、そのときかの女はうせいらい
ニ申やう、我ハこれたかのしやうとの王なり、な
をハすんわうてうとゆふ、このたかをハすわ大ミ
やう神ニまいらせよ、こんどの大事おろそかなら
す、もし我にとうへき心さしあらハ、きんらさん
のふもと、きゝすの原とゆふところニ、たぬきを
いぬニし、ふくろう^{ニ此間スレ}きして、もゝ夜かよ
うへし、その時我らかきい所ニめゝくして、則た
かの大事をさつけへし、たゝいまのくすりニ心を
よせて、名をつけよとありけれハ、ところのなを
かたとりて、かうしくすりと申也、あわするやう
ハくてんニあり、

一あかけをはしめてとりかうハ、三よりと申せとも

おとりニあわせ、たうハたゝとり一にてかうへし、
つはとかう事なかれ、とりのちをもつてよくく
ミをぬらしてかうへし、かいらてのちましゑをう
すくつくりて、よくくしほりてかうへし、次の
日ハ三よりハあわせへし、ましゑ三しるのらうへ
し、

あらたかをとりかうけふのかりはより

かたむねどりをいゑつと三して

一やまかいらのせうハ、とりへにてやかてとりかう
へし、はしめてめとりあわすへからす、

一かりつゑの長さ、犬かいの右のミ、のはにくらへ
てきるへし、おゝつくるへし、およりさき五寸五
分也、

一やうなわの長さ三いろなり、つかれの時一ひろぬ
すむと申ハ、いぬニけかをさせしかため、とりよ
りてやる事也、

一たかのやまふしなくおゝしと申せとも、もゝか
りと申やまふ、一大事のやまふなり、かのやまう

をするたかをハ、よのたかと一所ニおくへからず、
おこりつなをとりつするやまう也、たかのまゑに
てうゑさもせぬ事なり、くすりハたかのくすりの
中一大事なり、さかけしたるミつをかうニよて出
来やまふ也、

一 けの中ニらんひハ、たかのたましいと申也、三日
よりうちニかり庭にて、事あかめまとて、うんひ
をたつる也、

一 たかのおのなすゝつけの次ハたすけ、その次ハ大
いしうち、次ハこいしうち、すゝつけをハならし
大とも申也、ひかへのはとも申也、大いしうちを
ハ、くさわけのはと申也、こいしうちしはひきの
はとも申也、

一 さころものけとハ、おのはニある也、ゑむすひの
けとハ、ほうくわうのけの事也、

一 くれはのけとハ、七なミの上、大にしのそはのけ
なり、

一 ミつかけのけとハ、ほうしやうのけ也、又あかひ

のけとも申也、

一 一そくのかわと申ハ、ねすをの事也、りうくあ
またなり、くてんニあり、

一 はくらへのたかとハ、しも月の事也、

いつ方ニあらそいかねてとひ行そ

つまそろ身のはくらへのたか

○二四二 山田八郎右衛門覚書

小普請銀御免左之通、

一天明五年庚巳十一月七日、御家老衆喜入安房殿よ
り、御用人衆嶋津十太右衛門殿御取次を以、龜山
家私より差上候書物ニ、御張紙を以小普請銀上納
之儀御免被仰付候、為後證書記置候、

天明五年庚巳十一月七日 山田八郎右衛門

○二四三 山田八郎右衛門・龜山長太夫

連署口上覚

口上覚

私事、此節厚

思召を以、御高百石拜領并與被相除、無格被仰付、重疊難有次第奉存候、右ニ付、山田八郎右衛門儀茂同様被仰付、八郎右衛門より小普請銀御改之儀共、御内意を以奉伺趣御座候處、御用人江相付申出候様被仰渡、私ニ茂同断被仰付候旨、被仰渡候、依之奉願候、右通難有被仰付、御番等も不相勤罷居候付而者、小普請銀相掛申答奉存候得共、當分之振合ニ而、往々小普請銀被仰付儀ニ付而者、小身者何と茂上納方調兼申候、右通難有被仰付候上、御訴詔ケ間鋪儀、恐入奉存候得共、何とそ小普請銀之儀者御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

「天明五年」
巳十月廿一日

龜山長太夫

巳十月廿日 各通なり
同案故略ス

山田八郎右衛門

右江御附紙左之通、

本文式通、小普請銀之

不及沙汰候条、此旨申渡

向々江茂可申渡候、

十一月

安房

〇二四四 蘆王尊神御由来記

蘆王尊神御由来記 全 上紙ニ
有り

一久經之法名道忍之御代、薩州ノ守護代ニ六番目之御舍弟阿蘇谷殿被置候處、國ヲモ雅意ニ計、地頭御家人ニモ無礼ニ候中に、市来政家之儀ニ嶋津殿ト申モ、我等カ家ヨリコソ御出候ト被申候、左様之儀ニ付テ、文注所殿所ニ両方系圖被出候、忠久之時ヨリ氏ハ藤原姓ニ成、惟宗氏被改候早、仍久時國ヲモ雅意計被成、如押領被企候、依テ久經御下有テ、守護代ヲ被取返候早、

一道忍ノ掟ニモ、縦雖為子、不儀之人ニハ可有恭ト

置文在ト云々、

一道儀忠宗之御代、薩摩國ニ付而六ヶ鋪儀出来ス、奉行文注所役所ニ文書對決之可有沙汰トテ、山田式部少輔忠繼、其子忠實、其子宗久迄三代相續之

文書、惣領忠宗御借候、則借進上申ス、此時ニ至

テ、雖撰使者、奉行所之前ニテ、詳ニ文書讀開詞

モ清申沙汰スル人如何候、同者為家為國為身可然

ト、惣領之仰ニ隨テ上洛セントス、其時式部孫五

郎申ス、我重書捧上候テ無指事候ハ、傷害ヲ直

ニ可仕候ト申ニ依テ、其謂候トテ、御自筆之置文

被遊、為子孫トテ于今頂戴仕候早、上洛仕、文書

以沙汰道行候得ハ、如此名督候、末代家之守とテ、

其俣惣領ニ被召置候、

一京四条ニ沙汰之守護神御座候、此時寄願下向之時、

懷中伊作之宗社八幡之社内ニ小社作、祝申、蘆王

神是ナリ、其後者國ニ六ヶ鋪無子細候、其比ハ伊

作左京進殿と一所ニ入來十二町ヲ持、彼在所ニ宗

久居住ス、為子孫申置處也、

右此書者、拙者七代目之先祖出羽守忠尚聖來自

記より書拔、令進入候、後年為見合傳子孫可給、

仍如件、

元祖忠繼より十八世之孫

于時文化九年

山田八郎右衛門

壬申十月廿五日

藤原久柄(花押)

山之内庄太夫様

右一冊、行年六十五歳ニ而、自筆を以謹而拜書

之、

○二四五 山田八郎右衛門口上覺

口上覺

私儀、今度家筋付而、厚

思召を以、御高百斛拜領被 仰付、冥加至極、難有

仕合奉存候、且又組ニ被入置候得共、被相除、無格

被仰付、供廻之儀者勝手次第仕、年始其外罷出來候

分者、是迄之通可仕旨被仰渡、誠以重畳恐入、難有

奉存候、此節諸士之儀、五節句ニ茂謁御家老衆、御

祝儀申上候様被仰渡候、御通達承知仕候、依之申上

候、年始外之御祝儀等、是迄者與方之御帳付ニ而、

御祝儀申上來候得共、先達而組被相除候付而者、與方御帳付之筋ニ茂難仕候間、右躰之御祝儀等之節、何様可仕哉、誠御内意を以奉伺候、此等之趣被仰上可被下儀、奉頼候、以上、

己五月四日

山田八郎右衛門

○二四六 島津久泰申渡書

山田八郎右衛門より、年頭外之御祝儀等、是迄者與方御帳付ニ而御祝儀申上來候得共、組方被相除候付而者、與方御帳付之筋ニ茂難仕、何様可仕哉之旨申出、

本文年始外御祝儀事等者、御用人江相付申上、御目見又者謁御家老候節者、諸士一列頭ニ而、御礼被仰付候、此旨如例可申渡候、

七月

將監

○二四七 某覚書

覚

一祖父山田次郎右衛門家督、正徳四年甲午正月廿八日、願之通家督相續被仰付、右之御禮御太刀進上ニ而、御目見仕、奏者平田新左衛門、

一寛延元年戊辰十二月五日死去、

一亡親山田九郎左衛門家督、享保二十年乙卯十一月

廿一日、家督相續被仰付、同年十二月十日、右之

御礼御太刀進上任候、

○二四八 日本國中名字六十六人考

口裏ニ有
日本國中名字六十六人

●日本國中之本待名字、夫神世初而二十六億九千歳已後、

神武天王人王初也、

神武天王申者、天照御神御子也、天照神申者、天

照大神御夏也、神武天王人王初也云云、

夫依日本國中待皆名字名乘定置夏實正也、

夫天下四姓待申者、源平藤橘云云、

源氏・平氏・藤原氏・橘氏は也、

其外百家姓申而百氏有云云、

先公討一門大方記置夏實正也、

王宮 帝王 君臣 公卿 大臣 大將 大臣 攝

政 関白 花散院 一位 二位 三位 中將 四

位少將 五位尉 小江殿 公討門 聞初而百官、

無漏夏、是皆待官与字量、依忠節所云云、

字助尉左官國八助、有待之本名字之夏、

一色 京國 玉堂 九疊 小河 千葉 足利

畠山 六角 小山 宇津宮 和田 三浦 左々木

梶原 安達 島津 野邊 曾我 本田 渋谷

波多野 邊見 武田 小笠原 長沼 公藤 河津

新田 奈須 金子 河越 高坂 横山 崎村

長井 岳崎 松下 飯尾 窠田 原口 那波

松田 河原田 赤田 雜賀 中澤 果原 小方

大野 設楽田 都井 太葉 猪谷 岩松 熊谷

町田 井帙 仙波 江度 葛西 飛波木 蒿科

竹田 小玉 内野原 渡那邊 井出 赤坂 皆是

坂東八ヶ國・東海道七ヶ國大名高家之本名字也、
是於愁譽云云、

清和天王

源朝臣

于時和僧二年十一月十五日

永正十一春二月日誌之、

○二四九 弓始之事口伝

文武重□條

一弓始之事

正月二日、豹尾ノ尾ヲ蹈テ黄幡ノ頭ヲ射ヘシ、射

様ハ初一番、七足倍ニテ弓ヲハ菟頭立テ、初一番

射ヘシ、兄矢ヲハ指シ矢ニ射ル、弟矢ヲハ打上ル、

二度目メニハ九足反倍ニテ弓ヲハ廣前ニ立射ヘシ、

三番目メニハ七足反倍ニテ、弓ヲ廣前ニ立テ射納

ルヘシ、弓始ノ時哥云云、

君か代ハ久しかるへき弓始め

いる月かけハ大とゆう文字

三番ニ三度唱へシ、射物ハタ、ミ也、能と秘へシ

く、

一弓始ノ肴之事

梅干 海月 蛸 此三也、

此肴三八三光ヲ表ス也、

一弓始ノ矢ハ、初度ハ大頭ヲ、其後者陳頭也、弓ハ

真夏ノ弓ナリ、

一右御弓始ハ、正月十一日、射物ハ圓物也、射式躰

ハ御所的ノコトシ、弓ヲハ菟頭ニ立へシ、兄矢ヲ

ハ打上テヤウト放シ、キツトサイトテ拳越、弟矢ヲ

ハチャウト三拍子六人シテ三と九度也、

右圓物ノ矢沙汰ニ云、

一チタン 一タムレ矢 一串マワリ

一伏矢 一ウキスカレ 一打矢

右、チタント申ハ圓物ノ的中リテ、一寸モ散ラ

ス前三落タルヲチタント申也、タムレ矢ト申ハ、

真ニ圓物ニタムレタルヲ申也、串マワリト申ハ、

圓物ニ中リ、打申ニモツレタルヲ串マワリト申

ナリ、伏矢ト申ハ、圓物ニ中テ矢繩之下ニ入タル

ヲ申ナリ、ウキスカレト申ハ、中リテ地頭ハ前ニ

在、ハスノ方ヲナケタル矢ヲ申ナリ、

ウチ矢ト申ハ、的中テ横根ニ打タル矢ヲ打以下切

シ、

○二五〇 太刀之事口伝

太刀ノ夏

一太刀を順ニトリ、ヒネリアツカウ事、

一太刀をトリ、逆ニナヲシアツカイ候事、

一太刀注文ノ事、

注文懐中、まつ注文ヲ出、後太刀をわたし候、取

料理候、

一太刀ノ足アイハ、注文ヲ敷わたし候、先注文を取

候て後太刀ヲ取事、

一太刀ヲサシ置事、

左ノ手をツキテ、右ノ手ニテ太刀を取、料理候事、

一 太刀注文座敷ニ置夏、先右ノ手ニテ太刀ヲ取、ス

コシスリヤリ、左ノ手ニテ注文、右ノ手ニテ太刀

ヲ取、礼ヲナシ、立ナリ、

一 太刀ノカフトニ注文ヲソヘ渡ヲ、右ノ手ニテ注文、

左ノ手ニテ太刀ヲ取、サテ注文ヲ左ニわたし、右

ノ手ニテ太刀ヲ取ナヲシ料理夏、

一 太刀扇ヲ引事、

左ニ扇、右ノ手ニテ太刀ヲ持渡事、取料理口傳、

太刀注文主人ニ懸御目候義、是又習聞ヘキ事、

一 長刀を持候事、

一はを内ニなすをハ

そはくそくと申、

一はを外ニなすをハ

は、ハくそくと云、

一はを上ニなすハ

つきくそくと申、

一はを下ニなすハ

のりくそくと云、

〇二五一 幕打次第口伝

幕ヲ打次第の事

〔口戎亥の方に向〕て幕を打初めて、其後敵向〔て打へし〕真

言ニ云、南無日輪きりくまりしゑひそわか、

〔二番〕のくしの時 おんろけいしんはうきりくそ

わか、

三番のくしの時 たもんでんおんへひしらまんだ

やそわか、

四番

〔大将〕の幕、九ひろ、五本、やくしによらひ、五丈二尺、

〔口〕の幕、七ひろ一尺、六本、ひるしやの如来、

〔二下の幕〕五ひろ一尺、七ほん、大にち・不動明王

おんはき〔らゑ〕ひそわか、

一幕のちの次第

大将の幕のちハ四十八、一ハんそへて四十九けつ

をひようす、

一中の□く〔ま〕三、下の□くハ二十八、

一まくのちのひようし物、四十八ハあミたの四十八

くわんをひようす、

一中のまく三十三、これハ三十三てんをひようす、

一下のまくハ二十八、これは二十八しやくをひようす、

一くしのひようし物の事、ほんしきハ七ほんなり、

これハくわこの七ふつをひようす、又てん神七代をひようす、

一敵三向てまくを打、これハてうふくニ打、まくハ

なん時もきやくニうつへし、

一まくのほんちの事、てんをひようす、

一まくのちをつくる次第、物のくの方ひものほそくふときことくにくけよ、

一まくのいどの事、人けんのはたをふれたる人ニよらせてまくぬふ事、いかほともなかくよりて、いとをつくへからす、神前にてたつへし、かへしはりをぬふへからす、

一まくをたつ事、かたなをいくたひもまへニひくへからす、さきにおすへし、

一まくのくしのなかきの事、上ハ一丈二尺、これハ

やくしの十二神をひようす、

一中のまくのくし、九尺五寸、九尺九ハ腕之ようをひようす、五寸ハ五智にようらい、

一つねのまくのくし、八尺三寸、八尺ハ八ようをひ

ようす、三寸ハ三せをひようす、

一まくのくしのもとハけんなりニきるへし、これハ不動のけんをひようす、

一くしのさきをけんなりニきるここと、これハこくうさうのけんをひようす、如此ひようしててきにむ

くならハ、たちまちりをうるへし、

一くしを立る時のしゆもん、

しんによ三つさうのにちりんハ、しやうしのちやうやををつきやくす、ほんうミやうちやうの月りんハ、くわりやくほんなうのめいうんをはらふ、大くわうしんてんせう大神とからす、

一まくのちの名、一しるしのちこんかうかい、二かつをのちたいきうかい、三めくりあひのちしやかによ

らひ、四むすぶのちあまた、五まけすのちやくしによ
らひ、六てきなしのちひるしやによらひ、七たいうか
のちせんしゆ、八かすみのち不動、九ちかしのち十
一めん、十ならしのちしやうくわんおん、十一ちやう
せつのはどう、十二やそくのちかうふくてん、十
三いゝなしのちそうちやうてん、十四□^(に)とりたもん
てん、十五ゆふこのち十五童子、十六かわしのち十
六善神、十七い^(い)くらの山神、十八かりそめのちからんをひ
ようす、十九ゑひのち大いとく、二十ひかりのち本
マ、の□^(に)る二十八なもなし、くてんにあり、
一まくの弓八四十八なり、其内あるへからす、
一まくしたつる様、正月初て、うのとしのおんなに
うませて、五月はしめてむまの日、うまのとしのお
んなによらせて、六月のはしめの子ニ、ねのと
しの女ニまかせて、ミのとしのおんなにおらせて
この四人ハてんち・月日をひようす、又うのとし
の物ニぬわするなり、かやうの儀なくハ、家より
いぬるのかたのまちぬのにてしたつるなり、

一まくとゆふ事ハ、たいしやく・しゆらのたたかい
の時、明王さつたより三ふきやうをてんせう大神
^(に)脱ぎわたし給ふ、大神・九天神にも、ほとけにも、と
ちやうとかうし、又わうほうにわまくとゆふとて、
弓とり三下給ふなり、ゑんまわうもおそれをなす、
されハまくのは□^(に)ハ四布なり、
應にんてん王いこくたいちの御時、一布そへて五
布かゝりとおき給ふ、これハ五ちによらひをひよ
うす、
一つなの事、ふとふ明王かうふくのつなをまなふな
り、なかさ十五ひろ、中八十二ひろ、下八九ひろ、
これ□^(に)なひようし物、くてんあり、
一まくのちのかす、きんきの時、三十三付る事ハは
くまくし□て、五十骨とつて、右のあしをのそひ
て、両手の指、左のあしの指とおひにてむすひし
ゆへニよろこひならず、
一まくのち四十八三付る事、たいしやく、しゆらと
たゝかふ事、一年三四十八度也、たゝかひの時、

まりしてんかつ事を委させ給へと祈給ふなり、このゆへかち給ふ、かの時、たいしやくとくせうたうのやくそくあり、かのしるしをハ、まくのちをつけて、のちたいしやくにかち給ふ、されハかのはくまくも仙人まわうといくし給ふ時、はくまくかつ事を委てありしかは、それより四十八のちを付る物なり、

一まくをしたつる時、ひくとゆふ事を申さぬなり、いかなれハ、はくまくハこしをひきしゆへニ、ひくとゆふニはくまくいかりをなすなり、

一まくのちハ、おなしぬのにてくゝるなり、かへしはりぬふなり、廿ニあたる所を□十八ニ當所のちハ、くけぬなり、まくハおもてより向て左のかたをはしめとすとかくなり、

一まくのちの名、四十八共ニあらひかりのちのちなもなしとかく事ハ、くてんニあり、

一十四のちにとりと申傳ること、まりしてんの霞のまくの十四ニあたる所ニ、しゆらのかたよりのつ

かいニ丹鳥□とり来て、はをやすめ給ひて、この事を聞給へハ、十四をとりとなく、にとりとゆふハ、いまのよにわなゝしのきしと申なり、たいしやくハ、しゆらと一ねん四十八度たゝかい給ふ、その中二十四度ニ當時、かの鳥使にてはらなき給へとも、のちニ又しゆらのかたより軍をおこすと申せハ、此ち三□を^てかけぬなり、十七いくらと名付る事ハ、まりしてんのり給ふけた物の名なり、十七度ニ當時のたゝかいニ、いくらはかりして軍をまほるなり、十九ゆひのちとゆふ事、これをときて指をゆひしなり、二十如光のちのゝち、二十八なもなし、

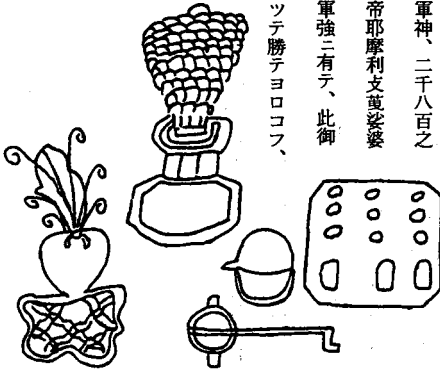
一まくのちゆふ字を關尾とかく事、天王二ノけた物なり、一をいくら、一を關、いくらもまりしてんのり給ふけた物なり、關とゆふけた物の尾を取て、たいしやくのとくせうたうの御くわんの時、しるしを霞のまくにちとゆふ物を付給ふ、ちと關尾とかくなり、この關とゆふけた物ハ、尾ハ四十

八なり、其を四十八とのたゝかいの時しるし給ふ、
 ゆへにまくのち八四十八付るなり、このけた物ノ
 尾なり、

打銀 壺 掛 鉤
 陣 〇 船 宮 宿 引

「禁忌」

一九万八千之軍神、二千八百之
 童子、噶阿呢帝耶摩利支蔓婆婆
 訶、御大將武軍強ニ有テ、此御
 幕之中ニテウツテ勝テヨロコフ、



くりくしぎ
 もちい〇んし
 ありのミ うちりミニ

たちはな せんへい
 しる・かやのミ十二

(本文書ハ三六〇号文書ノ次ノ文書トホボ同文ナリ、一部ノ文字不明分ニツ
 イテ八同文書ニヨツテ補ツタ)

〇二五二 兵将諫訓要略鈔条々

兵将諫訓要略鈔条々

敵陳發向進退事

一夫兵ハ國ノ凶器ナリ、止事得スシテ用ルハ天道ナ
 リ、官軍ノ大将トシテ、敵國敵陳ニ向フニハ、必
 ス五行ノ勝負ヲ以テ、軍兵司命ノ勇將ノ籌策トス
 ル者也、是ヲ信スルヲ良將トス、不信ヲ非找モ劣
 兵トス、吉兆ト凶兆ト、只信スルト不信トニアリ、
 春庚辛ヲ以テ向ヘシ、夏ハ壬癸ヲ以テ向ヘシ、秋
 ハ丙丁、冬ハ戊己ヲ以テ向ヘシ、四季ノ土用ニハ、
 甲乙ヲ以テ向ヘシ、

止觀第七

是ヲ知ラサルハ、一妻一子ノ匹夫ノ雙甬、一刀一

箭ヲ修治シテ、獨身イヤシキ新兵ノ事也一寇兩寇破テ賜□マモリヲ得コト、

一金一銀ナリ、是劣兵ノ藤兵ノ祿潤ノ一妻一子ノタクハエノ望ニ以タリ、国ノタメノ覇ハ業望ニ非ス、甚以テ大ナルアヤマリナリ、可思之ヲ、

一其日ノ大將ノ軍ノ進退事、

吾身ノ姓ノ五行ヲ勘フヘシ、木姓ノ人ハ庚辛日敵

軍ニ進發スヘカラス、火姓ノ人ハ壬癸□巳、土姓

ノ人ハ甲乙ノ日、金姓ノ人ハ丙丁ノ日、水姓ノ人

ハ戊己ノ日、敵陳進戰ヘカラス、是ヲ用サル、百

死一生ノ惡相也、能タツ、シムヘシ、

一大將ノ軍令ノ事、

軍令トハ、軍勢ノ進退成敗ヲ下知スルヲ、大將ノ

軍令トハ云ナリ、凡良將ハ自身ノ戰ヲ本トセス、

士卒ノ進退成敗ヲ旨トスルヲ軍替也勇將ト名ルナリ、昔

起札將軍ハ、敵国ニ向フ軍ノ戰急ニナル、太刀

ヲハカス帶シテ馬乗ル、郎從太刀ヲ以テス、ムル時、呉

起云、大將ノ法ハ古ヨリ、劔鋒ヲ帶スルヲ以テ勇

將トセス、三軍ノ進退ハヨロシク□ト□トニ□シクト

ラウルヘキナリ、劔一ノ任ヲ□良將ノ本意トセス

ト云テ、鼓ノヅツ楮サ、ケテノヘテ出、劔一劔ノ進メ、

劣將ノ好スル處ナリト云テ、打出ノ其日ノ合戰ニ

打勝手、唯古モ今モ大將ノ令ニヨテ其日ノ勝負ア

リ、能ク斟酌ハンヘルヘキ也、

一興軍ヲニ拳旗時分之事、

春夏ハ軍ヲ起サス、秋冬ハ起スヘシ、其意深シ、

先民ニ時ヲ与フルハ撫育タリ、天道天時ニ合フ謂

ハレナリ、国土ノフネヲ豐饒ハ、モツツ農業ニ有ヘシ、是良將

ノ君ヲ實□大功也、仁国ノ源モト、是ニ過ヘカラ

ス、

一□大將軍剛直廉清事、

大將剛直ナレハ、士卒ノ進從此事尤第一ノ忠臣將

也、剛直トハ、無欲廉直勇將勇兵也、國ヲ興家ヲ

榮サヤカス、大功ヲ成シテ、帝運輔佑奉凡民ヲアツシ憐

救シテ、名將ノ誉レ、一天ニ施ス、是則兵家ノ

マコトノ精術、武門ノ至シ要ハ、是ニ不可過之、

一六 大將ノ軍ノ出立法礼ノ事、

三軍ヲ卒シテ出立時ノ禮儀慇懃ナルヘシ、先瓶子ニ酒ヲ入テ、茅葉チガヲ副テ大將ノ前ニ置ヘシ、肴二種有ヘシ、栗鮑ナリ、九萬八千ノ軍神、二千八百ノ軍ノ天ニ手向奉、祝詞アリ、云敷首誦スヘシ、

我此軍ニカチ栗、我此敵ヲ打鮑、

此勝利ヲサケエテメセト云、

其後大將軍ヨリ始テ、軍士悉ノミ下ヘシ、酒ヲタムクル事ハ、大將ヒソカニ氣ノ下申ヘシ、酒ノ儀式ハ大將ノ別所ニシテ、沙汰有ヘシ、

一君大將軍受ル君命時三忌事アリ、

此間切レナシ

傳事也、

一 大將軍ノ門出ノ時事、

大將軍門出ノ時、女人ニ後ヲ見セス慎シムヘシ、軍ノ障、是ハ女人也、交リニ過タル禁忌也、五障

ノ女人トテサハリ災凶ノ誠、是第一ノ凶兆也、尤恐ル事也、門ヲ出ル時、只今敵ヲ見ルカ如ク勢ナスヘシ、

一 武將モ軍兵モ三日潔ケツケイ齊事、

良將勇士ノ法ハ、三日清淨齋戒ノ後ニ敵陳ニ向ヘシ、三ケ日ノ門此間スレカ、本ノマ、ハ、妻妾ニ合宿スヘカラス、

妊婦衣装ヲハリヌウ事セサスヘカラス、産ノ後ニ卅三日ノ間ハキレ物ニ手ヲフレサスヘ(カラ)ス、其

不淨ヲツ、シマサレハ、百死一生ノ災殊ニアフヘシ、雜兵等ニ至テハ、沙汰ノ外ノ事也、當日ノ大將ノ家ヲトツク、

一 ト旗竿ノ正頭ノ誠ナリ、正只今出時ハ行水シテ內衣外衣上下甲冑帶シテ出時、手ヲ洗ヒ口ヲス、キテ、氏神并ニ祖靈ソウレイ伏拜シ出ナリ、

一 立將十一ヲ并ニ大將ノ君門出大裏□事、

軍ヲ出時ハ、君王ト大將ト拜、別錢送ノ禮儀殊ニ重事ナリ、良辰ヲ以テ大將ヲ出立ル日ハ、齋戒シテ大廟ニ出テ大將ヲ待給フ時、大將軍ハ三軍ヲ卒

君ニ參ス、大將ニ斧鉞授給フ、君ハ廟門□西面ニ立給フ、大將ハ階下ニ□上ニ北向ニ立テ、君大廟ヨリ斧鉞ヲ出シテ、先鉞ヲ取テ、汝是ヨリ上蒼天□テ、汝是□制セヨトテ、鉞ノ首取テ大將ニ授ケ給ヘハ、右ノ手ヲサ、ケテ賜ハル、次ニ斧ヲ取テ效テ、是ヨリ下モ黄泉ニ至マテ汝制セヨトテ、斧ノ柄ヲ取テ大將ニ授ケ給ヘハ、右ノ手ヲ以テ先ノ如ク賜テ、將辭□テ出時云、

君一言ノ命ヲユルシ給ヘト、君云、命ユルシ給、將ノ云、朝敵ヲ滅ホサスシ、生テ再ヒ還ラシヘト、云テ廟門ヲ出ル時、諸將官兵等主君ノ命ヲ用□シテ、將軍ノ令ヲ重ンス、是立將法也、

一符節隱書事、^{十一}

凡義兵ノ病、符節ノ相違隱書ノ參差アリ、符節ハ軍國ノ隱書ノ通言也、何レノ年月日時成ヘシト云フ約限ヲカタク守テ、某甲ノ^{ママ}敵陳ヲ攻ヤフルヘシト□思日ニ定メ、フレ、^{ママ}クラシテ後ハ、面々諸方ノ大將同時ニ奇合スルヲ、符節信ヲ合ス

ルトハ申侍ル也、是軍ノ大節也、軍令ヲハ每事諸ノ軍勢ノ方ニハ知ラセスシテ、主ト將トハカリ隱謀露顯セサルヘシ、是軍ノ堅固不破ノ利術也、

一風順逆可知事、^{十三}

敵城ニ向ニ風ヲ我後ニ負テ、旗足敵ノ城ヲ差サシテ吹流スハ、決定トシテ今日軍ニ勝ヘキ天氣ナリ、吉兆ナリ、敵ノ城ヨリ我軍ノ上ニ風サカヘテ、旗足ヲ我後ヘ吹退クルハ、其敵降吉兆ナリ、我凶兆ト知ルヘシ、然レハ風サカヘハ、其日ヲ以テ合戦

二進出ヘカラス、^{十二}

一靈鳥ノ吉凶事、

靈鳥トハ我朝ノ風俗ハ山鳩ヲ以テ靈鳥トス、タトヒ鳩ニテ無クトモ、一切ノ大小ノ諸鳥ナリトモ、我軍ノ上ヲ飛マハラハ、軍神ノ加護アリト知ルヘシ、鳥ノ我軍ノ上ヲ通りテ敵陳ヘ懸リ入ルハ、今日ノ軍、軍ニ我勝ヘシト知ルヘシ、諸鳥アリトス、メ成トモ、我陣ヨリ敵ノ方ヘ行ハ吉兆ナリ、敵ノ方ヨリ我方ヘ懸リ入ラハ、只今ノ合戦ニ負ヘ

シト知レ、

一 旅陳征路禁肅ノ事、
十五

旅陳トハ陣ヲ取所、征路トハ敵國ニ入ル陳頭ノ惣名也、

道路ヲハ征伐道ナレハ征路ト云也、敵ニ征ユヒテホロホス路也、如此ノ時塚木社ノ木并ニ山林ノ鳥獸ヲカリ、民ノ屋ヲ焼キ、已事有ヘカラス、是ヲ信セスシテ、狩漁ヲ樂テ其所ノ靈物神社神物也靈獸神社神物也ヲカス、將兵、
神社使者也

右ヨリ武運ヲ全クスル事ナシ、誠ニツ、シムヘキ大節也、軍率シテ向所ノ国郡リ保里ノ禽トリ獸ノ惣別、鎮守ノ使用ナリ、尤是ヲツ、シムヘシ、
十六 一 敵ノ城ノ煙氣見知事、

敵城ニ就キ向テ城ノ氣出テ、攻キ軍ノ方ヘナヒキ、其城ノ後ヘナヒキユキチラハ、必ス其城落ヘシ、城氣直ニ天ヲ指テ上ラハ、此城落ヘカラス、久シカルヘキシルシナリ、又敵城ニ寄カコミテ十日マテニ雨降ラスハ、其城落ヘカラス、必棄ステ、去

ヘシ、我身亡ヘシ、如斯天道人事ヲ弁スシテ、我力ヲ馮ミ、衆馮ミテ五行ヲ知ラサル大將軍ヲハ劣將ト名ケ、癡兵ト云、是ヲ良將勇兵ト名ク者也、
十七 一 合戦ニ出立ノ時吉兆怪異知事、

今日合戦ニ出時、大將ノ我身ニモ一黨郎徒ノ中ニモ、時トテテ、鼻ヲヒキ、ハナ血タリ、家ノ内イタチ鳴、ネスミサワキ走り、太刀サカサマニハキ、腰刀ヲサカサマニサシ、弓ヲサカサマニツキモチ、馬ヨリ落、鞍ヲ逆ニ置キ、弓ノ絃キレ、弓ヲレ、弓帰リ、弓ノハリカオノ中ニ馬ノ手綱入、旗竿物ニフレアタリテオレ、又兵具衣装ネスミニ切レ、甲冑オレト鎧ツキノ勢イヲナシ、如此等ノ惣怪兵法ニ出せり、其ニツイテ、落馬ハ右ハ凶、左ハ吉、弓ハニキリノ上ハヨシ、下ハ凶、絃ハサクリノ上ハ吉、下ハ凶シ、旗竿ハ半ヨリ上ハ吉、下ハ凶、イタチハ左ヘ走ハ吉、右ヘ走ハ凶、命夫犬我前ヲ左ヘ走ハ吉、右ヘ走ハ凶、左ハ生路ナリ、右ハ死路ナリ、凡武門ノ法ハ左ヲ上首トスルナリ、喪礼

ハ右ヲ尊故也、是老子ノ示給ヘル置手ナリ、然ハ兵法ハ老子經ヨリ出タリト知ルヘシ、惣而物怪出セル人ヨハ、其日ヲハ留テ出スヘカラス、委細

一卷書ニツクレリ、

一五音ノ勝負ケ占相事、
十八

輕足ノ馬ニ、音律ニ才覚アル人ヲ乗セテ、敵陳ニ九百歩ミト近付テ、十二律ヲ耳ニ當テ、微音吹テ時ノ官商角徵羽ヲ知事、敵陳ノ有晴非情トノ聲ヲ、何レノ調子ト聞覚テ、我勝ヘキ方角時分ヲ知テ敵城ニツメ寄テ攻ムヘキナリ、万代ト云トモ、此占タカフ事有ヘカラス、

一金鼓并ニ単神觀請ノ聲、以下吉凶ノ覚悟事、
十九

金鼓合戦ノ衆中軍士進止教ヘ知シメンカ為ナリ、金鼓ハ其日ノ大將軍ノワサ也、金ノ聲鼓ノ聲サヘアサヤカニ、時作ル聲サヘ上アカリ、時ノ調子ニ合叶テ軍勢モ勇ミ、旗ノ手敵陣ヨナシ、軍馬靜ニ手綱ニ随テ、軍ノ令ヲ大將思様ニ士卒大將ニ畏レ従フハ、只今ノ合戦ニ勝ヘキ瑞相也、金鼓聲ヒキ

クウツモレ聲ニシテサエス、又時ノ時ツクル聲モシフリト、コホリテ、時分ノ調子ニ相違シ、馬クルイ、旗ノ手竿ニマトイ結レ、士卒等大將軍ノ令ニモ随カハス、事ニ觸テ禁忌ノ語ヲ吐キ、敵ノ勢ヲイミシキ事ヲノ、シルハ、必只今ノ軍負ヘキ凶兆ト知ヘシ、是ヲ知ラサルヲハ闇將ト云也、拙兵云ヘリ、

一天時人事勘合事、
廿

天ノ時トハ五行ノ相剋ト、相生ト八十干ト十二支和合ト云也、疾風ト暴風雨ト寒天トノ便リヲ得タルト得サルト、闇夜ト明夜ト、如此等ノ陰陽ノ向フ背ト弁ヘスシテ、自ノ骨ヲ以テ義兵ヲ企ワウハ、軍神軍天永ク捨テ去給時、軍敗テ功ヲ成事ナシ、大滅不不春祥カリ大凶ナリ、能トツ、シムヘキ大節也、次ニ人事ト云ハ、人ノ意カシコクシテ成事ナリ、ツタナクシテホロフル事ハ、人ノシワサノ善惡ニヨル間、人事ト云也、タトエハ大國ト隣國トノ其王ト臣ト土民トニ疾ス、其助ヲ將

テ仁国ヲ全スヘシ、其仁国ノ郡司、土民撫育ヲ農

我持国也

ツクリモ

ノ時ラムハ、スソ耕作ヲ本トスヘシ、井堤ヲ大節

ト狩獵ヲイマシメテ、大ナル屋高キ臺好マス、我

居所ヲ

本ノマ、

固構主君ノ寵ニホコラス、大小ノ家族ニオイテ貧

賤ヲモラサス、愛顧類ノ也、恩志ヲ施スヘシ、親

族外人ヲワケスシテ昵契、諫事ヲ聞キ用事和睦ナ

ルヘシ、去テ甲冑兵器固ソナヘ、馬鞍皆具ト、ノ

ヲリ、兵糧タクハエ、水邊ノ便ノ通路心安ク、ア

ラカシメタクハエ儲タル大將ヲハ察智、人ノ心ヲ

アキラカニ知也、良將通才賢兵ト名クル也、是人

ノ事也、當世ノ武道皆々サカ三背ケリ、然レハ損

亡ハ多ク、得利少シ、

一右數箇ノ条々注進者、御方諸方ノ大將ノ忠臣ト思

食ル、人ニ御教訓作公為ニ、武ノ士書并ニ軍勝ノ

圖、又玄奘三藏四十二條ノ以下、カクノコトキヲ

ノ妙略ノ中ヨリ抄ト出ト、君ノ御為、民ノ為ニ

撰進任候者也、去ル元弘ヨリ以來天下乱逆タル

間々、主尊モ大將モ威謀ヲ失ヒ給フ事ハ、此文禮

武法ノスタル、故ナリ、関東先代ノ一百餘歳ノ武

運ヲタモツテ、帝運ヲ守護シ奉テ四海平定、威ヲ

施シテ民ノ父母ニ似タル事、如此ノ武礼兵道ノ根

源ヲ学シ守リハムヘリシ故ナリ、當世ハ諸方ノ大

將各ノ分トノ、吾カ意巧忽作シ、屋分ノ家門ノ威

勢ヲ偏慢シテ、世門ヲ安平ニ思テ敵ヲアナツル間

タ、天時キ人ノ事ヲ恐ル事ヲ知ラス、

エトシカン

甲乙等十二支

五行ヲ違背スル、故ニ毎度ノ合戦ニ利ハスクナク、

損ハ多シ、能ク御諷諫ノタメ推參注進如件、

追口傳

凡敵城主人ナリ、義兵ハ客人ナリ、主人ハ季ノ五

行ヲ持ツ、客人ハ日ノ五行ヲ持ナリ、然レハ城方

ハ、春七十二日ハ木、夏七十二日ハ火、秋七十二

日ハ金、冬七十二日ハ水、四季ノ土用ハ土也、

義兵ト申ハ、寄手ノ軍号、然ル間、城方ノ五行ヲ

コロスヘキ、五行ヲエトタ、シク勘ヘテ、勝ヘキ

秘々、精進七十二日也、

日ヲモテ寄スヘキナリ、疑事ナカレ、誠ルナリ、

文明六年八月吉

守リフセイテ勝ツハカタク、攻タ、カフテ勝ハヤ
スシト云ヘリ、何ソ我義兵ニシテ、勝ヘキ事ヲ知
ラスシテ不覺ノ破ヲ取ラムヤ、軍ノ大病是ヨリ大
ナル事ナシ、是ヲ能ト知ルハ、一人當千ノ大利ナ
リと、

一支度事、

先此書ヲ傳ル事ハ檀ヲカサリ、

祖師ヲ懸ヘシ、祖師ノ御前ニ佛供七盃アルヘシ、

布施ハ布面々ノ前ニ有ヘシ、少モ略義不可有、應

身天王ノ御前ニハ瓶子一雙・串鮑・カネ栗可有、

チカヤ三葉ニテ手向ヘシ、又鹿子皮可有二枚入ヘ

シ、一マイハ師是ヲ敷、一マイハ受者是ヲ敷ヘシ、

師ハカフリニ白キ浄衣ヲキルヘシ、受者ハエホシ

ニ白キ浄衣ヲキルヘシ、檀ヲカサルニハ、水引ノ

帛又一有ヘシ、又師ノ御前ノ布施ハ、古ヘハ千金

也、今ハ不定也、穴賢く、他見不可有者也、可